



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

行政対応特別研究
[二国間] 研究資料
第8号

平成20年度カントリーレポート

韓 国, インドネシア

平成21年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、世界の主要各国等について、その農業・農産物貿易等の実情・政策の動向を分析するものである。平成19年度から新たな取組として、当研究所国際領域の研究者がとりまとめ印刷・配付することとしたものであり、今年度が2年目である。とりまとめに際しては、単に統計数値を並べて現状を示すというのではなく、対象国全体の状況に目を配り、農業や貿易を巡る論点や問題点とその背景を析出して、その国が現状に至った経緯や、農業・貿易に関連してなぜそのような行動をとるのかが、構造として理解できるような社会的背景等も含めた分析をめざしたところである。

なお不十分な点多々あると思うが、カントリーレポートは今後とも継続して充実を図るつもりであるので、お気づきの点についてはご指摘を賜れば幸いである。

(平成 19 年度カントリーレポート)

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 1 号 | 中国，韓国 |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 2 号 | ASEAN，ベトナム |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 3 号 | インド，サブサハラ・アフリカ |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 4 号 | オーストラリア，アルゼンチン，EU 油糧種子政策の展開 |

(平成 20 年度カントリーレポート)

- | | |
|------------------------|----------------|
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 5 号 | 中国，ベトナム |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 6 号 | オーストラリア，アルゼンチン |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 7 号 | 米国，EU |
| 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 8 号 | 韓国，インドネシア |

行政対応特別研究

「二国間農業交渉の戦略的対応に資するための国際的な農業・農政動向の分析」

平成 20 年度カントリーレポート

韓国, インドネシア

目 次

第 1 章 カントリーレポート：韓国

(會田陽久) 1

1. はじめに	1
2. 農家経済の動向	2
(1) 生産基盤の縮小	2
(2) 農業生産額の変化	2
(3) 農家所得の変化	3
3. FTA 締結と農産物輸出入の変化	3
(1) 最近の FTA 交渉	3
(2) 妥結した FTA	3
(3) 交渉が進行中の FTA	4
(4) 交渉を推進しようとしている FTA	5
4. 農産物貿易の動向	6
(1) 現況	6
(2) 農業通商政策の変化	6
(3) 農産物の輸出入動向	7
5. 食料消費の変化	8
(1) 食料消費をめぐる社会経済的条件の変化	8
(2) 食料消費支出の動向	9
(3) 食品類別の消費形態の傾向	10
(4) 栄養成分摂取と食生活の変化	13
6. まとめー全体的な食料需給との関係	13

第2章 カントリーレポート：インドネシア

(石場裕) 15

はじめに 15

1. インドネシアの一般概況 16

(1) 自然 16

(2) 社会 17

(3) 政治・行政・司法 18

(4) 経済と貿易 20

2. インドネシアの農業・農業政策 25

(1) 農業の概要 25

(2) 国家開発計画と農業政策 31

(3) 食料安全保障政策（コメを中心として） 33

3. EPA/FTA 等の最近の貿易政策 38

(1) 農産物貿易の概況 38

(2) EPA/FTA への取組 39

(3) 輸入政策，輸出政策など 46

付属資料 ASEAN 経済共同体構築へ向けての動きと AFTA 52

第1章 カントリーレポート：韓国

會田陽久

1. はじめに

韓国は、かつて NIES と呼ばれた新興工業国の一つであったが、地理的にわが国と近接していると言うだけでなく産業構造や農業構造においてわが国と共通点の多い国である。農業について言えば気象条件、土地の賦存条件など類似しており農業の変化、ひいては食料需給の動向もわが国の経験を踏襲しているかのように概観される。また、わが国との二国間貿易で言うと韓国は、日本への農産物の純輸出国であるが、世界的に見て食料の純輸入国であり、アジアでは、わが国に次ぐ安定的な輸入大国となっている。韓国の農産物需給動向は、世界市場における位置から見てもわが国にとって把握が必要とされるものである。

本稿においては、急速に経済の国際化が進展する中での、韓国農業の生産基盤が後退している現況を示す。国際化という点においては、韓国政府が積極的に締結を促進している EPA・FTA 交渉への対応方針と進捗状況について分類し整理する。また、農産物輸入が増大し国内の食料需給が輸入農産物に多くを負っている状況を把握する。そういった輸出入の動向が及ぼしている最近の韓国の食料消費変化の傾向的特徴を把握、分析する。また、食料消費の変化という点については、経済の高度成長に併行して進展した食料消費の量的増大の局面が近年漸く一段落し、量的飽和に至ったと見られる。食料消費についてはわが国の消費変化において多くの知見が蓄積、整理されている。近年の韓国に見られた食料消費の特徴や傾向的变化はわが国の過去の経験と重なる点も多く、今後の需給動向を占う上で有用な知見となろう。

2. 農家経済の動向

(1) 生産基盤の縮小

前世紀末に進展していた農業部門の縮小傾向は、今世紀に入った後も引き続いて進行しており傾向としては大きな変化は見られない。2000年から2007年にかけて、農家戸数は、138万3千戸から123万1千戸へと11%減少している。2008年の農家戸数は121万3千戸と推定されているが2009年には、対前年比1.5%の減少で120万戸になると予測されている。さらに、10年後の2019年には、2009年より16万7千戸減少した103万戸ほどになると予測されている。

また、農家人口では、403万1千人から327万4千人へと更に大きく18.8%減少している。2008年には、対前年比2.8%減少の318万人になったと推定されている。10年後の2019年には現在から85万人少ない233万人になると予測されており、年平均の減少率は2.8%となる。農家人口の減少に従い、総人口に占める農家人口比率は、2008年の6.5%から2019年には4.7%になると目される。

農林業就業者数は、一般賃金の上昇などにより持続的な減少傾向にある。2009年の農林業就業者数は対前年比3.0%減少した159万人と予想される。今後、非農業部門の景気が回復すると農林業就業者数の減少傾向は更に加速化すると考えられる。

その間耕地面積は、188万8千haから178万1千haへと5.7%減少している。2008年には更に2万haの減少が見られる。2009年にもやはり2万haの減少が見込まれ、2019年には165万haになると推定されている。結果として1戸当たり耕地面積は、1.37haから1.45haへと増加したが、2002年以降は殆ど横ばいで推移している。耕地規模別に見ると、5ha以上の大規模農家と0.1～0.5haの小規模農家の数が増えており、中間の規模の農家が減るという2極化の傾向を示している。

作物別の栽培面積では、野菜類の一部品目とその他作物を除いた米、穀物類、野菜類、果実類など殆どの作物の栽培面積は持続的に減少傾向にある。米では、2008年の94万haから2009年には93万haに2019年には83万haへと減少すると推定されている。一方では、野菜類では、たまねぎ、細ねぎ、春はくさい、かぼちゃ、トマト、その他作物では、高麗にんじん、緑茶、栽培きのこ等の栽培面積が小幅ながら増加すると予想されている。

新規就農者が減少し、農業者の高齢化が進む中で、農業部門が縮小する傾向は継続しているが、農業部門の縮小を補う形で農産物輸入が増加するのを容認するというシナリオが、農産物輸入の自由化を進めてもダメージは少ないと考える根拠となっている。傾向的变化はあるものの輸入の自由化がそれに拍車をかける結果になるか否かは意見の分かれるところである。

(2) 農業生産額の変化

2008年の農業生産額は、37兆8,950億ウォンと推定される。2007年に比べて、米、穀物類、特用・その他作物、畜産物の生産額は増加した反面、野菜類、果実類の生産額は減

少した。野菜類については、はくさい、キャベツ、にんにく、とうがらし、きゅうり、かぼちゃ、トマト、いちご、青とうがらし等の生産額が減少した反面、たまねぎ、にんじん、すいか、うり等の増加傾向が見られた。果実類では、りんご、もも、樽がきは増加傾向にあったが、それ以外の果実類の生産額は大幅に減少し、全体に生産額は減少した。畜産物では、韓肉牛の生産額が減少したが、養豚、養鶏酪農の生産額は増加した。

2009年の農業生産額は、前年より1.3%減少した37兆4,110億ウォンと推定されている。中長期的には、農業生産額は、増加傾向にあると予想されており、耕種作物、畜産共に増、が見込まれている。耕種作物では、米が継続的に減少傾向にあるが、野菜類、特用・その他作物の生産額が増加して、全体としては増加すると判断されている。

（３）農家所得の変化

2003年から2006年にかけて農家所得は上昇し、2,690万ウォンから3,230万ウォンへと上昇しピークを記録した。この間、農家所得は年平均6.3%の割合で増加したが、負債額は、年平均1.9%増加している。したがって、農家の経済指標は多少改善されている。しかし、2007年には農家所得は微減の状態で、3,197万ウォンとなっている。負債は増加しているため、農家経済は幾分悪化している。

その間、農外所得、移転所得、非経常所得は増加しているが、農業所得の停滞減少によって2007年の農家所得の減少となっている。農業粗収入の増加が10.6%に止まったのに対し、農業経営費が、20.0%増加したことに原因があると考えられる。特に、米、果実類、畜産での所得減少が顕著である。

3. FTA 締結と農産物輸出入の変化

（１）最近の FTA 交渉

韓国政府のEPA/FTAについての基本姿勢は、UR妥結以降、世界に広がりつつある地域主義の潮流の中で、孤立化することにより被る被害の最小化を目論んでいる。結果として、国の経済システムを先進国化し、経済的体質を強化する目的で先進通商国家となるためFTA推進政策を採用している。FTAネットワーク構築の戦略としては、巨大経済圏である米国、EU、日本と今後の経済を主導する可能性が高いと思われる中国、インド、ブラジル、ロシア、南米共同市場（メルコスール）及び、資源の豊富な湾岸協力会議国（6カ国）、豪州、ニュージーランド、ペルーとの間でのFTA締結を優先している。

（２）妥結した FTA

交渉が完了し、協定の履行に進んでいるFTAとしては、チリ、シンガポール、EFTA（ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン）、ASEAN等16カ国とのものがある。米国とのFTA交渉は、妥結し署名を終えて国会の批准を残すだけとなっている。ASEANとのFTAは、2005年2月に1次交渉が始まっているが、商品分野での交渉は2006年4月

に開催された 11 次交渉で妥結された。商品分野の交渉は 2007 年 4 月に国会の同意を得て 6 月 1 日から発効している。サービス分野については 2007 年 11 月に署名したが、投資協定についての交渉は進行中である。

米国との FTA は現在まで韓国が結んだ FTA の中で農業に及ぼす影響が最も大きいと予想されている。韓国農村経済研究院の推定によると、農業生産額の減少は、FTA 履行後 5 年目の 4 千 465 億ウォンから 15 年目の 1 兆 361 億ウォンに増加すると予想されている。政府は、韓米 FTA 対策として 10 年間で 20 兆 4 千億ウォンの投融資計画を予定している。品目別の競争力を高めるために約 7 兆ウォンの資金の投入を考えているが、その中の 3 分の 2 を畜産関係で占めている。短期的な被害への補填としては被害補填直接支払制度と廃園支援制度が導入されている。

被害補填支払制度は、輸入増加により粗収入が減少した場合に適用される。粗収入が基準年度に比較して 80% 以下に下落した場合、下落分の 85% を支援するもので FTA 発効後、7 年間実施される。廃園支援金は、該当する品目の 3 年間分の純収益を支給するもので、FTA 発効後 5 年間実施される。

(3) 交渉が進行中の FTA

現在交渉が進みつつある FTA としては、EU、カナダ、インド、日本、メキシコ、湾岸協力会議 6 カ国とのものがある。

EU との FTA は、2006 年の予備会議と公聴会に始まり、2007 年の対外経済大臣会議等の手続きを経て、2007 年 5 月に交渉が公式的に宣言された。2008 年中に開催された交渉では合意に至っていないが、両当事者では 2009 年上半期に交渉を終了する予定である。

韓 EU の農産物貿易では、韓国による輸入がその中心となっている。韓国の対 EU 農産物輸出は年間 5 千万ドル程度であるが、EU からの輸入は 19 億ドルに達している。このような状況下での FTA 締結は、更に農産物輸入が増大すると予想される。

輸入品目と金額を見ると、2007 年で哺乳家畜類 4 億 3,335 万ドル、酒類 3 億 9,373 万ドル、酪農品 1 億 3,517 万ドル、植物性油脂 1 億 2,361 万ドル、合板 7,509 万ドル、ココア類 7,379 万ドル等であった。輸出品では、最も大きいのがラーメン 725 万ドルであり、続いて葉たばこ 575 万ドルであった。

カナダとの交渉は 2005 年 7 月に始まり、2008 年 3 月まで 13 回にわたって行われた。この交渉では、韓米 FTA に比較して自国が韓国市場において不利な条件を受容しないということがカナダの最も強い関心事である。現在合意に至っていない品目は殆ど韓国にとってセンシティブなもので、肉類（牛肉、豚肉等）と穀物（大麦、大豆等）である。カナダと米国は韓国市場において競争関係にあるため、韓米 FTA の開放程度に合わせることをカナダは要求している。したがって、韓米 FTA 交渉で主要な争点となる品目についての協議が進行すれば、カナダとの交渉もそれに準じる形で早期に妥結することが考えられる。

インドとの FTA は、包括的経済パートナーシップ協定という形で進行している。2005 年に妥当性検討のための共同研究を終了し、2006 年 3 月から 2008 年 9 月まで 12 回の交渉を

行った。最終の交渉で実質的な妥結に至ったと考えて良からう。両国共に農業分野がセンシティブであるため、農産物についての市場開放の幅が大きくないため年内に履行に移る予定である。

日本との FTA 交渉は、2003 年 12 月に開始された。2004 年には、2 月に 2 次会議を始めて 2 か月周期で交渉を開催した。2005 年にはセンシティブ品目等の問題事項の処理を含めて、交渉を終える予定であった。しかし、2004 年 11 月に行われた 6 次交渉以後、両国での FTA がカバーする範囲や開放水準等についての意見の差が大きく交渉は中断されるに至っている。

2008 年には担当部署の課長級の人間による実務者協議を 2 回開催し、交渉の再開検討、及び環境造成の方法について論議を行った。2009 年にも実務協議を通じて、互いの立場の齟齬を解決していくものと予想されている。

メキシコとの FTA 共同研究は、2004 年 10 月から 2 か月間隔で会議が開催され、2005 年 8 月に完了した。メキシコとの戦略的経済補完協定締結のための交渉は、2006 年 2 月に始まり、6 月までに 3 回開催された。交渉は、両国間の意見の相違が大きく、膠着状態に陥ったが、韓米 FTA 交渉の進行に影響され、メキシコ側が積極的姿勢を取るようになり再開されるに至った。両国は、2007 年 8 月に戦略的経済補完協定を実質的にあらゆる貿易を包括する FTA に格上げして、交渉を再開することに合意した。これにより 2007 年 12 月の第 1 次韓墨 FTA 交渉が開催され、2008 年 6 月に 2 次交渉が開かれた。

当初の協定より高い水準の自由化が目指され、政府調達、電子商取引分野が新たに新設される等、範囲が広がった。2008 年 6 月に交渉が開催された後、進展はなく、2009 年に入り韓国側は交渉開催のため努力しているが、メキシコ側に積極的な交渉姿勢が見られなくなり、妥結が難しい状況にある。

湾岸協力会議 6 カ国との FTA は、2008 年 1 月の公聴会を経て、7 月に交渉が開始された。1 次交渉で 2009 年末までに交渉を妥結することで合意が得られている。韓国と 6 カ国とでは経済構造が相互補完的であり、センシティブな分野もほとんどないと認識されている。

（４）交渉を推進しようとしている FTA

中国との FTA についての研究は、2005 年に韓国の対外経済政策研究院と中国の国務院発展研究センターによる民間研究機関への支援から始まった。民間の共同研究以後、2007 年 3 月に産官学共同研究を出発させ、2008 年 6 月まで 5 回の会議が開かれた。

豪州との FTA のため、2007 年 5 月から 2008 年 3 月まで民間による共同研究が行われた。2008 年末まで 2 回の予備会議が開催され、2009 年中に交渉が開始されるという状況である。豪州は、人口 2 千万人で、1 人当たり国民所得が 3 万ドルを超える大きな市場である。自動車、携帯電話、テレビ等の工業製品の輸出拡大が見込まれており、鉱物資源の安定的な供給確保という点でも韓国から期待を寄せられている。一方で、牛肉、酪農製品等の畜産物と果実等の園芸作物については韓国農業に負の影響があることが心配されている。

ニュージーランドとの FTA 交渉は、センシティブな農産品目や交渉上の戦略等で豪州と

の交渉と類似しているところに特徴がある。ニュージーランドは、山林、鉱物、エネルギー等の資源が豊富で、豪州の場合と同じように相互に利益が期待できる。牛肉、酪農製品、園芸等、一部の農産物については韓国農業への影響が懸念されている。

ペルーと韓国の FTA は、韓国にとっては、ペルーの資源と潜在的な成長力が経済による影響があるものと考えられている。また、メルコスールとの FTA 締結への助けになると見て韓国は FTA 締結を推進している。2007 年 10 月から 2008 年 5 月まで民間の共同研究が進行し、2008 年 10 月には公聴会が開催されている。

ペルーはチリと同じような経済規模の国であり、成長可能性が高く輸出市場として韓国は期待している。また、資源の安定的確保にも役立つと見られている。2007 年のペルーの国内総生産は、2,200 億ドルでチリの 2,300 億ドルに近い。経済成長率も 2006 年 8%、2007 年 9% である。資源としては、銀、亜鉛及び錫、鉛等の鉱物資源生産が世界でも上位にあり、原油天然ガスの埋蔵量も豊富である。韓国が、ペルーから輸入する商品は、輸入額で見るとその 93% が、無関税であるのでセンシティブな交渉上の問題は少ないと見られている。

その他に、トルコ、コロンビア、メルコスール、ロシア等との FTA も視野に入っている。これらの国々とは、主に民間研究機関による共同研究が進められており、FTA 交渉に入る前段階にあるといえよう。

4. 農産物貿易の動向

(1) 現況

韓国は、国際農産物市場において穀物を中心とした農産物の大輸入国であり、アジアでは、わが国に次ぐ存在となっている。さらに、近年の経済の国際化により、農林畜産物の輸入が増加し、一方では農林畜産物による収支の悪化を農林水産物の輸出増で幾らかでも補填しようという方針をとっている。しかし、急速に増大している農畜産物の輸入額は、2007 年で 161 億 8 千 200 万ドルに達しているのに対し、農産物輸出額は 25 億 3 千 200 万ドルに過ぎない。また、現在進行中の FTA についてみると EU、カナダとの締結による国内産業への被害は、80% 以上が畜産業関連と予想されており、国内産業への対策が緊急課題とされている。

(2) 農業通商政策の変化

韓国は、1960 年代中盤までは外貨不足で輸入抑制政策を展開してきた。1967 年に GATT 体制に加入し、対外的に開放体制へと転換した。1970 年代に入り、物価上昇が加速化されたので、国内農産物価格を安定させるために農産物輸入を拡大するという方針を決定した。1978 年に関税体系を調整し、輸入自由化措置を行いながら、農産物輸入開放が本格的に推進された。

一方で、1980 年代の初めに韓国政府は牛肉輸入を制限する措置を執った。これに対し、米国は農産物市場の大幅な開放を要求し、韓国を GATT に提訴した。結局、1989 年に GATT

の BOP (Balance of Payment) 条項卒業判定を受け、韓国は、これ以上貿易収支を理由にした輸入制限ができないようになり、1992 年から農林水産物輸入開放計画を発表するようになった。

1986 年に始まった UR 交渉では、農業が初めて議題に含まれ、農産物市場拡大のため関税を削減し、貿易を歪める国内補助金を削減しなければならないという義務が、すべての GATT 会員国に負わされた。

韓国は、農業は他の産業と異なり、食料安保と農村開発、環境保全等の機能があり、こういった非交易的関心事項を考えねばならないという立場に立ち交渉に臨んだ。8 年にわたった交渉は 1994 年に妥結し、過去に輸入制限したすべての農産物は関税をかけるだけで開放化されたが、米については、2004 年まで関税化猶予ができるようになった。

1995 年から WTO 体制が始まり、UR 交渉結果を履行する過程で 1999 年には混合粉乳についてのセーフガード措置が WTO で敗訴し、2000 年には、牛肉の区分販売制度の一部が敗訴した。同年には中国産にんにくについてセーフガード措置を発動したが、中国から貿易での報復を受ける結果となった。

2001 年には UR 交渉の次期交渉である DDA 交渉が始まった。当初 4 年を目標に始まった多国間交渉は、8 年経過した現在も継続して行われている。

DDA でも韓国は、農業が持つ多面的機能を考慮して国内農業生産を適正な水準に維持しなければならず、国によって関税、補助金の削減については弾力的に適用されるべきであるという立場で交渉に臨んだ。

UR 交渉の妥結以後、世界の動向は、グローバリズムと併行するように地域主義が急速に台頭している。このような状況下で、韓国は 1998 年から地域主義の拡散の中で自国が孤立化するのを避け、国のシステムを先進国に倣うようにし、経済体質を強化するという方針で、FTA 政策を推進することに決定した。それにより、現状から更に進んで先進的な通商国家になることを目指すこととなった。

その方針に従い、1999 年からチリとの FTA 交渉を開始し、ASEAN、米国、カナダ、EU 等の多くの国と地域間貿易協定について積極的に交渉を推進している。農業部門でセンシティブ品目を極力例外化するという方針で FTA 交渉に臨んでいるが、農産物の市場開放化という趨勢は不可避的に進んでいる。米はすべての FTA で除外品目となってきたが、2004 年の再交渉を経て、WTO でも 2014 年まで関税化猶予期間の延長が行われた。

(3) 農産物の輸出入動向

韓国の農林畜産物の輸入は、経済の発展と市場開放の進展により、急速に増加している。1970 年には金額で 4 億 6,900 万ドルに過ぎなかった農産物輸入は、1980 年には 31 億 2,700 万ドルに達し、1990 年には 54 億 1,600 万ドルに、2000 年には 84 億 5,000 万ドルに、2007 年には 161 億 8,200 万ドルへと増加している。特に 90 年代の国際化の進展と今世紀に入っ

ての FTA 締結の促進が大きく影響している状況が推察される。

農産物輸出については、1970 年に 1 億 3,500 万ドルであったが、1980 年に 11 億 7,000

万ドルに、1990年に14億5,000万ドルになり、2007年では25億3,200万ドルに増加した。韓国は、農産物の純輸入国であり輸出額は輸入額に比べると遙かに少ない。農産物分野での赤字は、2007年では136億5,000万ドルである。

農産物輸入額と国内農業生産額を比較してみると、1978年には農産物輸入額は農業生産額の11.6%であったが、次第にその比重を高めて1995年には27.9%に、2007年には42%を占めるに至っている。

農産物輸入を貿易相手国別に見ると、1995年には米国の占める割合が53%、中国の占める割合が、5%であったが、2006年には米国の比重が17%へと低下し、一方では中国の比重が24%へと上昇している。

5. 食料消費の変化

(1) 食料消費をめぐる社会経済的条件の変化

1) 経済状況

1人当たり国民所得は、1997～1998年のアジア通貨危機時の落ち込みを除くと順調に増加傾向をたどっている。1人当たりの国民所得は、1996年に1万ドルに達したが、アジア通貨危機により1998年には5,815ドルにまで低下し、その後次第に回復した。2003年に1万987ドルと1万ドル水準となり2006年には、1万5,842ドルとなっている。

一方では、通貨危機以後、所得格差は拡大し所得分布においては両極化の傾向が見られる。ジニ係数をみると所得の不平等度は通貨危機直後の1998、1999年の0.32～0.33が最大でその後は少しずつ緩和している。

2) 人口構成の変化

近年出生率が急激に低下し、平均寿命の上昇と相まって高齢化社会へと向かっている。1990年には、65歳以上人口の全体に占める比率は、5.1%であったが、2000年には7.2%に達している。2018年には14.3%に2026年には、20%以上になると予想されている（統計庁）。

核家族化や独身家計の増加も顕著であり、こういった階層の価値観や消費性向が、食品、住宅、サービス産業に及ぼす影響が増していくことと考えられる。

3) 女性の経済活動への進出

女性の出生率の低下、高学歴化が進むことと併行して、女性の経済活動への参加が拡大している。女性が家計主である世帯も増加している等、消費市場での女性の占める位置が一層大きくなっている。女性の経済活動参加率は、1980年の42.6%から2006年の50.3%に増加し、女性就業者の比率は同じ期間で、38.2%から41.9%へと増加した。

4) 流通環境の変化

FTA交渉の締結などによる経済の国際化の進展に伴い、外国産食品の輸入が大きく増加した。所得増大による購買での利便性が追求されると共に、一括購入の欲求が強まり、国内流通業でのディスカウント販売が大きく増加している。1996年の流通市場の開放以後、

大型流通業が増加し、2006年には、大型のディスカウント店が、国内流通市場全体の39.1%を占めるに至っている。

また、大型ディスカウント店の拡大と共に情報技術の発達、各種インターネットサービスの普及により消費者への国内外の商品情報の提供が容易になり、電子商取引が拡大して、商品購入の利便性を高めている。サイバー・ショッピングモールでの取引額は、2001年の3,345億ウォンから2006年には1兆3,492億ウォンに大きく増加した。

(2) 食料消費支出の動向

1) 食品消費段階での転換

以下、公式統計と共に、韓国農村農業経済研究院によって実施された消費者に対する設問調査の結果を参考にする。

1人当たりの食料消費量が、かつての栄養成分を充足させるといった方向での上昇傾向から飽和水準に近づく兆候が見られるようになった。食料消費の量的増加は漸く鈍化し、質的な内容変化へと向かいつつある。1980年代後半まで食料消費は、量的に拡大し飽和水準に達し、それ以後は消費量の増加率が鈍化すると共に、質的な向上を求める段階へと入っていった。

食料消費の量的増加傾向は供給熱量の変化により確認できるが、質的な変化は供給熱量の単位当たり価格により見ることができる。熱量の単位当たり価格は、アジア通貨危機の時期の落ち込みを除くと、1990年代に入ってから急激に上昇している。同一の栄養成分を得るための費用が高騰していると言える。

2) 食料品費の構成の変化

(i) 食料品費の比重低下

家計の所得水準が向上するにつれ、所得の増加に比べて食料消費の増加割合は相対的に小さくなっている。そこから家計でのエンゲル係数の低下が一般的に見られるようになっている。エンゲル係数は、1982年では0.41とかなり高い水準にあったが、2006年では、0.26と大きく低下している。所得階層を5分位で区分して見ると高所得層は、低所得層と比較して、安定的に低下しているが、全体的傾向としては共に低下傾向を示している。

(ii) 外食消費の急激な増加

食料消費の変化の中で、最も顕著に見られることに家庭内での支出比率が減少し、消費支出に占める外食費支出の割合の大幅な増加がある。1990年には外食費支出は、穀類とパン類の占める割合と同一水準である20%程度であったが、2004年には、46.6%まで急激な上昇を見せており、それ以後も46%の水準で推移している。家計の外食費支出の割合は、所得階層別に見ると所得が増加するほど外食費の比率が高まっている。一方、年齢階層別では、家計主が20歳代の家計で外食費支出の割合が高くなっている。

主要食品において外食による摂取量が占める割合を見ると、2005年度で米29.4%、牛肉56.7%、豚肉61.2%、鶏肉63.4%という結果が出ている。鶏肉では配達食品の比重が16.8%と他の品目に比べて非常に高くなっている。宅配食品の中にいわゆるチキンという洋風に

処理された鶏肉がよく使われることによると思われる。

(iii) 健康食品、嗜好品の支出比重の増加

食品別の支出趨勢を見ると、主食用として消費される食品、及び主食を補完する食品の支出の比重は減少するか停滞している。一方では、嗜好食品や健康に良いというイメージがある食品類の消費が増加している。穀類、食パン、肉類、魚介類、油脂、調味料の支出割合は減少ないし停滞傾向を示しているが、果実類、パン・菓子類、茶・飲料・酒類、外食の増加傾向が明らかである。

(3) 食品類別の消費形態の傾向

－食品の購入及び摂取の特徴－

1) 米消費の二極化

米は、20 キロ台の包装単位で購入する家計が最も多いが、20 キロ未満の包装単位で購入する家計が増加傾向にあり、20 代の主婦が20 キロ未満の包装単位の米を購入する割合は、37.7%であり、それ以上の年齢層の主婦に比べて2 倍程度の大きさを示している。

ソウル市に居住する家計の購入する米の価格帯は、分散しており、多様な需要があることが窺える。20 キロの単位で見ると、45 千～55 千ウォンの価格帯が60%以上で大多数を占めるが、45 千ウォン未満の低価格米を購入する家計が24.8%あり、55 ウォン以上の米を購入する家計も14%に達している。

消費者が米を選択する時に考慮する基準は、購入価格の水準別に差異が見られる。20 キロ当たり4 万ウォン未満の米を主に購入する家計では、価格が低廉であるから(44.8%) が最も多く、5 万ウォン台の米を購入する家計は、特定の地域(28.8%)、品種(27.8%)、味(20.0%)といった項目を考慮しており、米の食味を優先していると見られる。6 万ウォン以上の米を購入する家計では、米の選択理由として親環境認定米だから(20.0%) という回答が最も多かった。米購入の際の選択理由としては、低所得層では価格、中間所得層では味、高所得層では安全性を優先していることが分かる。

大型ディスカウント店での事例調査によると、20 キロ包装単位で低価格米の販売比重が増加する傾向にあるが、これは外食需要の増加が反映していると推測される。家庭用で主に消費される10 キロ包装単位の場合、中間価格帯の比重が減少し、低価格と高価格の米の比重が増加しており、両極化減少が見られる。

2) 肉類消費での高級化と健康志向

(i) 牛肉消費での高品質差別化

牛肉の等級別価格格差は2003 年以降拡大している。1 等級の占める割合は、1998 年の15.3%から2006 年には44.5%と3 倍近くに増えている。また、部位別の価格差も2000 年に100 グラム当たり1,700 ウォンだったものが、2006 年には4,700 ウォンと大きく拡大している。

牛肉600 グラム(1 斤)当たりの購入金額は、1 万～2 万ウォン程度とする家計が56.6%と過半を占めているが、所得水準が高くなるにつれて牛肉の購入価格水準は次第に上昇し

ている。600 グラム当たり 3 万ウォン以上の牛肉を購入する家計の割合は、1 か月の所得が 200 万ウォン未満の家計では 2.7%に過ぎないが、500 万ウォン以上の家計では 13.4%に達している。

(ii) 豚肉、鶏肉消費での味志向

豚肉で好んで購入される部位は、ばら肉であり全体の 68.3%を占めている。特に 20 歳代での購入割合は 81%となっており、他の年齢層に比べて更に高くなっている。ばら肉への選好は 1999 年でも 66.7%であり大きな変化もなく、持続的に安定している。

鶏肉ではブランド肉の購入比重が 71.8%と高く、主婦の年齢が低くなるにつれて部位別購入の割合が相対的に高くなっている。所得水準が上がると地鶏の購入割合が高まっている。

豚肉購入の理由としては味を挙げる家計が 50.7%となっておりほぼ半数を占めている。特に、年平均所得が 500 万ウォン以上の家計で購入選択の理由に味を挙げる比率が 56.0%と高かった。豚肉の購入は牛肉より安いという価格上の理由よりは、差別化された肉の味により購入されているという状況にある。鶏肉も豚肉と同じように味を購入選択の理由にする家計が 33.6%と最も多かった。豚肉との相違としては栄養価が高いという意見が 30.9%と高かった。

肉類の摂取頻度の推移は、牛肉と鶏肉の場合、週 1 回摂取の比重が最も高く、豚肉は、週 3~4 回摂取の割合が最も高いという特徴を示している。これは 1998 年にも見られた特徴であるが、品目によっては摂取頻度に変化が見られる場合もある。牛肉と豚肉は、1998 年に比較して週 1 回以上摂取する割合が減少しているが、鶏肉では週 1 回以上摂取する家計の割合が小幅ながら上昇している。

3) 野菜消費での健康志向

野菜類については親環境認定品をいつも購入する家計が、18.0%であり、時々購入する家計は 58.1%に達しており、親環境農産物を購入する家計の比重が高まっている。特に年齢層が低いほど、所得水準が高いほど購入する割合が高くなる傾向が見られる。

親環境認定品をよく買う家計の割合は、1 か月当たりの平均所得が 400 万ウォン台の層で 25%、500 万ウォン台以上で 32%であった。

レタス、ブロッコリー、パプリカ等が健康に良いという認識が広がるに従い、洋野菜類の消費が急速に拡大している。設問調査の結果によると洋野菜をよく購入する家計は 20.7%、時々購入する家計は 67.6%であり、大部分の家計で洋野菜が消費されている。

4) 果物類での健康志向と多様化

果物は、所得水準の向上による嗜好食品に対する需要増加と健康食品についての関心の高まりにより、家庭内での消費が急速に増えた食品である。消費者の半分は毎日果物を消費し、約 70%の人が週 4 回以上果物を食べていることになる。

親環境農産品についての関心も大きく増加し、低農薬農産品を中心に消費が拡大している。果物の場合、親環境認定品をよく購入する消費者は 13.9%、時々購入する消費者は 58.4%となっている。品目別に見て、2001 年以降消費が最も急速に増加した品目は、トマ

ト(9.2%), バナナ(5.4%), もも(5.0%)であった。トマトは、ウェルビーイングに最もかなう品目として多様な用途での消費が増えている。バナナは食べやすいことと体に良いという認識が広がっており、あらゆる年齢層で消費が増加している。

りんごとみかんの消費量は、停滞ないしは減少傾向にあるが、高級化の傾向が明らかな品目である。果物の高級化で代表的なものは、糖度を高めることにより差別化させることであるが、同一の売り場で販売されている果物の中、品目別に価格差の大きいものを見ると、りんごは最高価格と最低価格の間に平均3倍以上の差があり、蜜柑では2.5倍以上の差がある。これらが最も差の大きい部類になる。

果物の消費に現れているもう一つの特徴は多様化である。かつては、旬を中心に消費されてきたが、次第に出荷時期が広がっている。輸入果物の急増により多様な果物を消費するようになってきている。2006年で、家庭内で一月に消費される果物の品目数は、統計庁の家計調査対象品目で見て、平均2.6個であった。また、家計の所得水準が上昇するほど消費される品目数は増えている。

5) 加工食品での簡便化、多様化、健康志向

飲料市場の成長は、主に屋外での需要拡大に起因しており、主に10~20歳代の年齢層に狙いを付けた、多様な低果汁飲料、穀物茶等の需要拡大が目立つ。一方では100%果汁飲料の市場が停滞している。

油脂類は、コレステロールや飽和脂肪酸が多く健康に良くないという認識が広まり、健康に害の少ないとされるものへの代替が進んでいる。オリーブオイル、グレープシードオイル等の消費が増加し、これも所得水準が上がるほどその傾向が見られる。

6) 外食消費形態での専門化、健康志向、簡便化

家族単位で外食する時、1回での1人当たりの平均外食費支出は1~2万ウォンという水準が全体の過半数を超えている(54.6%)。家族で外食をするということで最も多い理由は、おいしい食事を楽しむためということで51.6%の家計がそれを挙げている。これは、特別な日であるから(24.9%)や食事の準備を簡単にする(21.8%)を大きく2倍以上も上回っている。最近の外食は、普通の時においしい食事を求めて外食するということが一般化していると言える。

外食でも健康志向は見られ、韓国食(36.9%)、伝統食(21.6%)についての需要が増している。一方、中国食やファーストフードの消費が多少減ったという家計が、各々58.6%と74.6%となっている。外食について消費者が最も問題としている点は、化学調味料の使用(35.6%)であり、健康志向の反映と思われる。外食業でも、調査したところ外食企業の65%程度が調味料の使用を減らそうとしており、56.2%が塩味を控えようとしていた。

外食市場での専門化の範疇には、高級化志向、品目別専門化、低価格ブランドなどが含まれる。シーフード、焼き肉、すし等は高級化志向が強く、エスニックフード等が専門化推進の例である。低価格ブランドとしては、海苔巻き、ラーメン、輸入牛肉専門店などがある。健康志向の例としては、シーフード専門店、鴨肉専門店、サラダバー、有機農産物専門店、おかゆ専門店等がある。簡便化については、テークアウト等が例である。

（４）栄養成分摂取と食生活の変化

１）動物性食品と脂肪摂取の増加

食料消費パターンの変化に伴い、穀物の消費が減少し、肉類等の動物性食品の消費が増加している。それにしたがって摂取たんぱく質に占める動物性たんぱく質の割合が高まっている。動物性たんぱく質比率は、1980年の28.7%から2005年には42.4%に大きく拡大している。1人1日当たりの脂質の摂取量も同期間で1980年の21.8gから2005年の46gへと2倍以上増加した。

熱量の摂取では、3大栄養成分による構成比の変化を見ると、炭水化物による熱量供給比率が、1980年の77.3%から次第に低下して2005年には64.3%にまで減少している。脂質による熱量供給の割合は、1980年の9.6%から2005年には20.3%へと急速に上昇している。

わが国の変化に比べるとかなり時の遅れはあるが、ほぼ類似した変化をたどっている。

２）階層別に見た栄養成分摂取の格差

家計当たりの1か月の収入を基準にした栄養性分別の摂取水準を見ると、家計の収入が低くなるほど栄養成分の摂取水準が低くなる傾向がある。絶対貧困層では、熱量摂取量が、望ましい摂取基準に大きく及ばず、また、たんぱく質、カルシウム、ビタミンCは所得に比例して所得が高くなるほど摂取基準に対する摂取比率が高まった。

65歳以上の高齢者階層の栄養成分摂取水準は他の年齢層に比べて低い。摂取基準量に比べて、熱量は、81.5%を摂取しているだけであり、たんぱく質は77.4%という風に摂取基準を満たしていない。たんぱく質の中でも動物性たんぱく質が占める割合は、20歳代が、46.6%、30～40歳代が42.9%であるのに対して65歳以上の年齢層では28.4%に止まっている。脂質による熱量摂取の割合も12.8%と平均から見ると低かった。

３）外食での脂質摂取

主要栄養成分がどの場面で摂取されているかを見ると、熱量の58.6%が家庭で摂取され、外食では41.4%が摂取されている。脂質は、相対的に外食で摂取される比率が高く45.5%であり、他の栄養成分に比べて外食に依存する割合が大きい。

その他の食生活の傾向を見ると、不規則な食生活の拡大、韓国食への選好が高まっている一方で、青少年で国産農産物に対する認識が弱くなっていること、また、主婦層での食品に対する情報の活用が進んでいること等が挙げられる。

6. まとめ－全体的な食料需給との関係

URの締結以後、韓国農業は、国際化の影響を大きく受けてきた。近年においては、EPA・FTAを推進しているが、生産農家の高齢化や離農の進展を乗り切るために国際化を進めるという面と国際化が韓国農業の相対的縮小を加速化するという両面があると考えられている。

食料消費に見られる最近の傾向は、国際化の影響によるという側面とこれらの変化がさらに国際化を進めるのではないかという側面があると考えられる。今後の韓国の食料需給を考察する上で、これらの傾向的变化の持つ意味をさらに検討することを残された課題とする。

[参考文献]

- [1] 韓国農林水産食品部（2008）『農林水産食品統計年報』，韓国農林水産食品部。
- [2] 韓国農村経済研究院（2008）『農業展望』，韓国農村経済研究院。
- [3] 韓国農村経済研究院（2009）『農業展望』，韓国農村経済研究院。
- [4] 韓国農村経済研究院（2007）『食品需給表』，韓国農村経済研究院。
- [5] 韓国統計庁（2007）『韓国統計年鑑』，韓国統計庁。

第2章 カントリーレポート：インドネシア

石場 裕

はじめに

インドネシアはASEAN加盟国の全国土面積の40%強、人口（2億2千万人）で40%弱と、ASEAN原加盟国6カ国の中で最大の面積と人口を誇り、いわゆる「ASEANの盟主」として、ASEANの政治経済にも大きな影響を与えてきた。

ASEANの中で農水産物の大生産国でありながら、多くの人口を抱えることから、自給できる主要農産物が多くはないという事情を有している。さらに、インドネシアの主食であり、最重要農産物であるコメの国内需給が、世界のコメ需給に与える影響も大きいという事情もある。

我が国にとっても、天然ガス、石油などのエネルギー、鉱物資源を中心として主要な貿易相手国であり、農林水産分野では、合板などの林産物、エビなどの水産物の主要な輸入先である。また、これまで農林水産分野の協力においても我が国と関係が深い。昨年7月に、日インドネシア経済連携協定（EPA）が発効し、今後とも両国の経済・貿易関係が深まると考えられる。

本レポートでは、以上のような事情を踏まえ、導入としてインドネシアの政治・経済の一般事情を紹介し、順次、貿易概況、農業概況、農業政策、EPA/FTAを含む貿易政策等について整理するとともに、コメを中心とした食料安全保障政策についても記述した。

インドネシア農業事情について、全体を見渡す形でとりまとめたため、突っ込んだ分析については不十分であると考えられが、読者にとってインドネシアを理解する上での一助となれば幸いである。

1. インドネシアの一般概況

(1) 自然

1) 国土

インドネシアは北緯6度8分から南緯11度15分、東経94度45分～141度5分に位置し、東西5,100km、南北1,900kmの世界最大の群島国家であり、アジアとオーストラリアの2大陸間及びインド洋と太平洋の2大海洋に位置し、かつて「オランダ女王の首飾り」と称された（第1図）⁽¹⁾。

国土面積は、186万平方kmで33の州からなり、主な島の面積は最大のカリマンタン（ボルネオ）島が51万平方km、スマトラ島45万平方km、スラウェシ島19万平方km、ジャワ島13万平方kmとなっている（第1表）。

第1表 陸地面積（2006年）

州・島	面積(平方km)	全体に 占める割合(%)
スマトラ	446,687	24.0
ジャワ	129,306	7.0
バリ、ヌサテンガラ	71,296	3.8
カリマンタン	507,412	27.3
スラウェシ	193,847	10.4
マルク、パプア	511,811	27.5
全体	1,860,360	100.0

資料：中央統計庁「Statistical Year Book of Indonesia」

2) 気候

熱帯性気候で赤道付近に位置するため、季節の変化はなく、雨期と乾期の2つに区分される。12月～翌年3月頃までが雨期の中心期間で、6月～9月までが乾期の中心期間とされる。年平均気温は27℃、湿度は73.4%～87.6%、降雨量は地域によって幅があるが、年間105mm～3,375mmとなっている（観測地点調査、いずれも2005年）⁽²⁾。



第1図 インドネシアの地域区分

(2) 社会

1) 人口, 民族

総人口は 222,192 千人 (2006 年暫定) であり, 人口増加率は 1.34% (2006/2000) である。人口はジャワ島が 129,996 千人とその約 59%が集中しており, 人口密度も全体では 118 人/平方 km であるが, ジャワ島では 1,019 人/平方 km となっている。近年の人口増加率 1.34% (2006/2000) は, 1990/2000 年の人口増加率 1.45% (1980/1990 年は 1.97%) を下回っている。

人口の大部分はマレー系であるが, 民族については, 300 以上の民族からなると言われており, 主なものは, ジャワ族 (中・東部ジャワ), スンダ族 (西部ジャワ), ミカンカバウ族 (西スマトラ), バタック族 (中・北スマトラ) アチェ族などである。このほか, 主としてオランダ統治時代に入ってきた華僑 (人口の約 3%, 500 万人程度と言われる) が各地に存在し, 経済に大きな支配力を有している。公用語はインドネシア語であるが, ジャワ語, スンダ語など地方, 民族により多様な地方言語がある。

2) 宗教

全人口の 88.1% (2004 年) がイスラム教徒であり, 世界最大のイスラム人口を抱える国であるといわれているが, インドネシアでは国教とはなっておらず, 憲法により信教の自由が認められている。イスラム教に次いでキリスト教 (8.9%), ヒンズー教 (1.6%) 仏教などその他 (1.5%) となっている。地域別にみると, バリではヒンズー教が優位であり, 北スマトラ, 北スラウエシ, パプア等ではキリスト教信者の人口が多くなっている。

(3) 政治・行政・司法⁽³⁾

1) 政治

インドネシアは立憲共和制（大統領制）（1945 年 8 月 17 日，独立宣言）であり，パンチャシラ（Pancasila：建国 5 原則，①神への信仰，②人道主義，③民族主義，④民主主義，⑤社会主義）を国是とし，1945 年憲法を国家の基本方針としている。

立法府として国会，地方代表議会及び国民協議会があるが，このうち法律の制定（立法）機能を有しているのは国会のみである。

①国会

法律案の提案・審議・制定，国家予算の決定，政府に関する関し機能を有する。議員定数 550 名，議員の任期は 5 年，総選挙によって選出される。

②地方代表議会

各州から 4 名ずつ選出された議員で構成。2001 年の国民協議会による憲法改正によって新たに設置することが決定され，2004 年に発足。地方自治，中央と地方との関係，天然資源の中央と地方の分配等につき法案を国会に提出し，審議に参加。任期 5 年。

③国民協議会

国会議員（550 名）及び地方代表議会議員（128 名）の合計 678 名により構成される。憲法の改正，憲法裁判所の判断を受け国会が正・副大統領の解任を要請した場合の正・副大統領の罷免を行う権限等を有する。

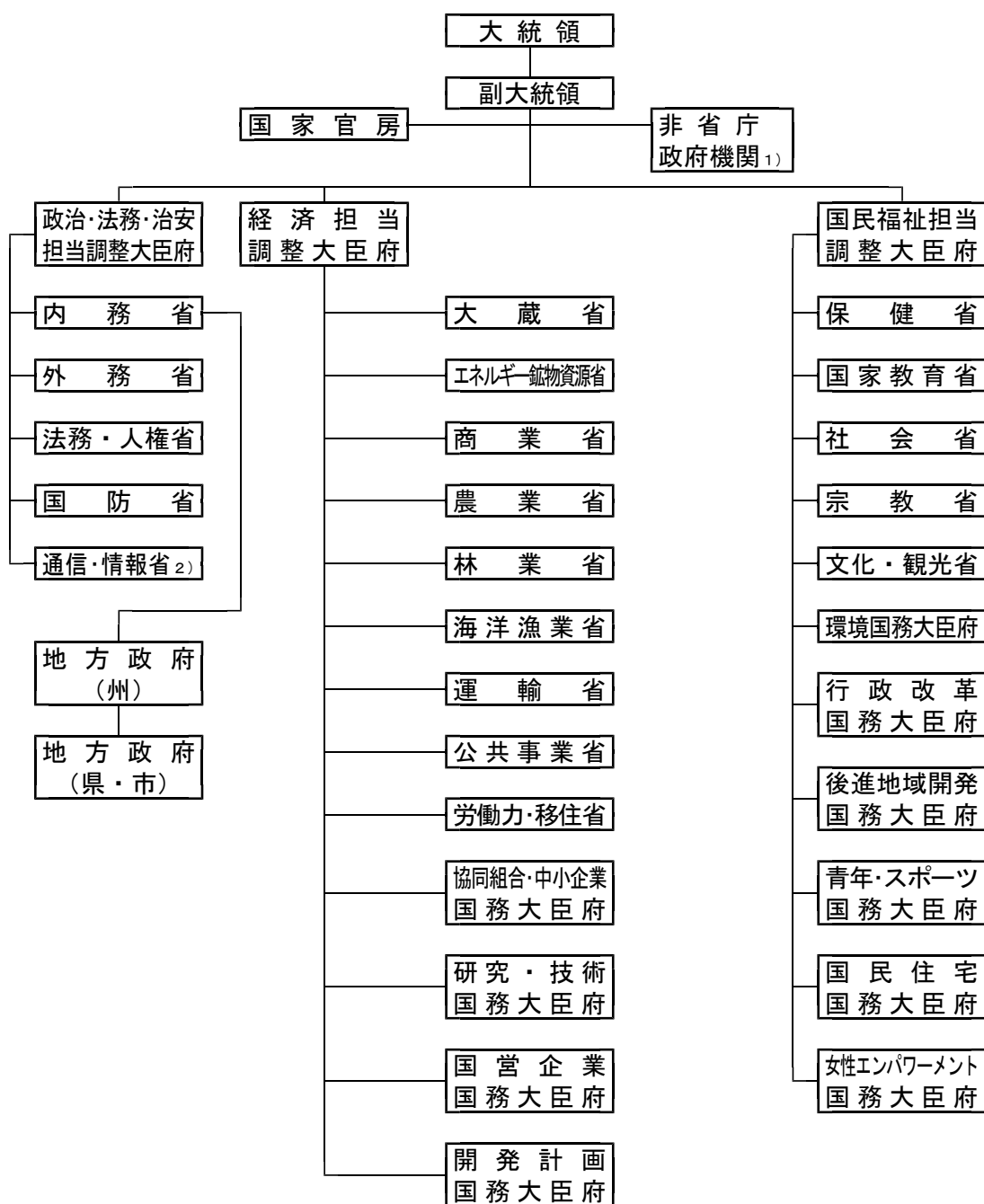
2) 内閣・行政機関

現内閣は，大統領，副大統領，に加えて，大統領によって任命された 3 名の調整大臣，20 名の各省大臣，10 名の国务大臣，3 名の高官（国家官房長官，検事総長，内閣官房長官）よりなる。

大統領は国家元首であり，正・副大統領ともに国民協議会によって選出されてきたが，2001 年の憲法改正により，有権者による直接投票によって正・副大統領を選出することになった。これにより，2004 年 10 月，インドネシアで初めての直接選挙によって，正・副大統領（ユドヨノ大統領，カッラ副大統領）が誕生した。

3) 司法

司法権は，最高裁判所及び法律で定めるその他の司法機関がこれを行行使する。司法制度を担う主な機関としては，裁判所（憲法裁判所，最高裁判所，及び下級裁判所），検察庁や法務人権省がある。



第2図 行政機構図（2007年12月末現在）

資料：アジア経済研究所「アジア動向年報」より抜粋。

注. 1) 国家開発企画庁（BAPPENAS）をはじめとして、国家行政院、国家公文書院、国家人事院、中央統計庁、国家情報庁などを含む。

2) 2005年1月、通信・情報国務大臣府から昇格。これに伴い、郵政通信総局が運輸省から通信・情報省へ移管。

(4) 経済と貿易

1) これまでの経済の動向

1980年代前半を中心に、世界的な不況、石油価格の低迷などにより、経済成長が落ち込む時期もあったが、1987年以降、世界経済の回復、政府の規制緩和、ルピアの切り下げ等による非石油・ガス製品（林産物、工芸品、ゴム、繊維製品等）の伸びに支えられ、経済は順調に推移した。

しかしながら、1997年に起こったアジア経済危機は、インドネシア経済に多大な影響を与え、通貨ルピアの下落、物価の上昇、失業者の増大を招いた。

1998年に入るとスハルト大統領の健康問題に端を発して始まった資本流出に伴うルピアの大幅な下落が起こり、IMFの支援策を受け入れることとなった。これにより、緊縮予算、国民車への優遇措置廃止、小麦粉・砂糖の流通自由化など経済改革強化策を打ち出すほか、銀行再建庁を設立し脆弱な金融セクターの立て直しに着手した。1998年のGDP成長率は▲13.1%、インフレ率は77.6%を記録し、政府はコメ、小麦粉、食用油、砂糖など9品目を基本物資に指定し、価格高騰を抑えようとした。この経済危機は、スハルト大統領が辞任（1998年5月）する大きな要因となった。

1999年後半には政治経済が安定化し、年間のGDP成長率もプラスに転じた。その後は最近に至るまで、実質GDP成長率は3%～5%程度の伸びを示している（第2表）。

2) 2007年の経済状況

直近の経済状況をみると、2007年の実質GDP成長率は、前年落ち込んだ内需の回復と堅調な外需により、前年の5.5%を上回る6.3%となり、政府目標を達成した。6%を上回る成長は1996年以来11年ぶりである。

第2表 主な経済指標

	実質国内総生産 (兆ルピア)	前年比 (%)	インフレ率 (前年比%)	為替レート (対米ドル)
1995年	384	8.2	8.6	2,308
1996年	414	8.0	6.5	2,383
1997年	434	4.7	11.1	4,650
1998年	376	-13.1	77.6	8,025
1999年	379	0.8	2.0	7,100
2000年	398	4.9	9.4	9,595
2001年	1442	3.8	12.6	10,400
2002年	1505	4.5	10.0	8,940
2003年	1577	4.8	5.1	8,465
2004年	1657	5.1	6.4	9,290
2005年	1751	5.6	17.1	9,900
2006年	1847	5.5	6.6	9,020
2007年	1964	6.3	6.6	

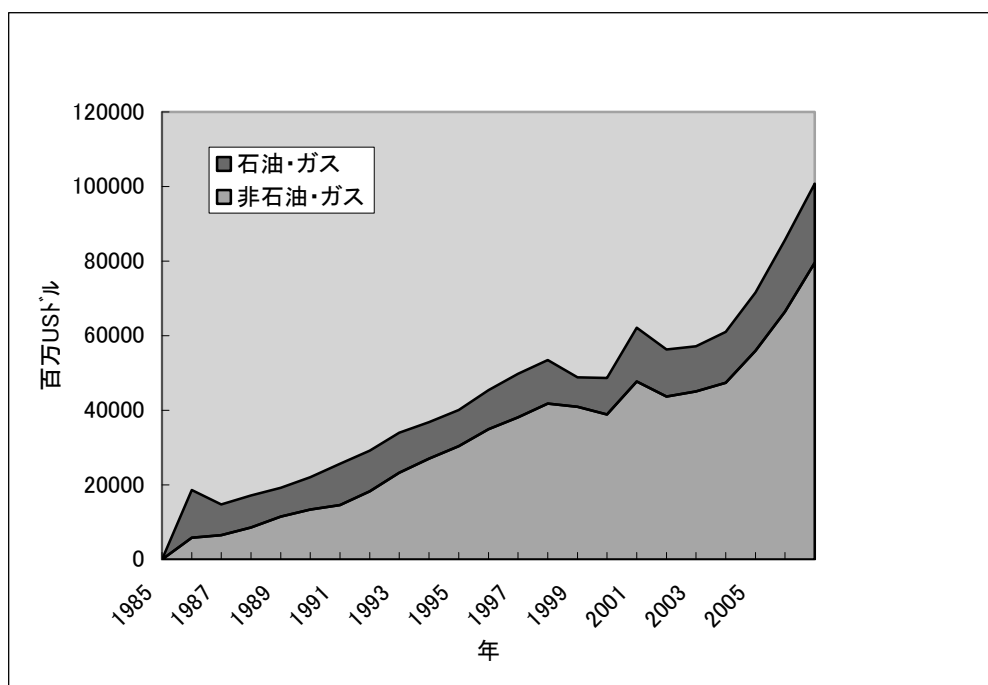
資料：中央統計庁「Statistical Yearbook of Indonesia」。

注：2000年までは93年価格、2001年からは2000年価格による。

2007年は速報値。

3) 貿易

輸出は石油・ガスに依存していたが、非石油・ガスの輸出額の伸びに伴い輸出全体に占める割合は低下を続け、2006年には21%となっている（第3図）。



第3図 輸出入額の推移（石油・ガス、非石油・ガス別）

品目グループ別に見ると、輸出に貢献しているのは、繊維、金属製品を中心とする工業製品とともに、林産物（合板、製材等）水産物、エスレート産品（オイルパーム、ゴム、コーヒー等）などの農林水産物資である。そのシェアは減少しつつあるが、輸出額では増加している。なお、商品グループ別（SITC 分類）輸出入で食品（食料品、生きた動物、飲料・たばこ、動植物油脂）を見ると、輸出、輸入とも近年では 10%程度を占めていることがわかる（第 3 表）。

第 3 表 商品グループ別輸出入

(単位：百万USドル)						
	1995	2000	2003	2004	2005	2006
輸出 (FOB)						
食料品・生きた動物	3,584.1	3,503.0	3,660.0	3,968.4	4,574.8	5,124.1
飲料・タバコ	195.4	234.9	223.3	279.9	342.8	359.2
動植物油脂	1,383.6	1,772.1	3,013.7	4,492.8	5,026.2	6,191.1
(以上 3 グループの割合)	11.4%	8.9%	11.3%	12.2%	11.6%	11.6%
食用以外の原材料品	5,033.9	4,317.1	5,317.2	6,432.6	9,016.7	13,059.0
鉱物燃料、潤滑油等	11,508.3	15,682.5	15,709.8	18,561.1	23,716.8	27,619.1
化学品	1,525.2	3,166.6	3,386.6	4,015.9	4,493.7	5,134.5
製造品	10,438.1	12,338.7	11,175.4	12,866.5	14,401.5	17,109.4
機械・運送用機械	3,829.6	10,769.0	9,772.6	11,522.7	13,602.3	14,120.8
その他製造品	7,874.4	9,947.9	8,484.7	9,196.0	10,272.4	11,453.0
その他	45.4	392.2	308.9	248.7	213.5	547.4
合計	45,418.0	62,124.0	61,058.2	71,584.6	85,660.0	100,798.6
輸入 (CIF)						
食料品・生きた動物	3,022.5	2,782.2	3,121.1	3,786.3	4,011.7	4,709.4
飲料・タバコ	178.0	180.4	168.2	194.8	207.5	232.3
動植物油脂	104.5	47.6	51.1	70.7	72.8	85.8
(以上 3 グループの割合)	8.1%	9.0%	10.3%	8.7%	7.4%	8.2%
食用以外の原材料品	3,643.4	3,303.8	2,595.7	3,506.6	3,397.4	3,612.6
鉱物燃料、潤滑油等	3,007.3	6,071.2	7,664.4	11,797.4	17,511.9	19,027.7
化学品	6,251.4	5,893.2	5,316.3	7,613.4	8,075.5	8,724.5
製造品	6,669.2	5,041.2	4,158.5	6,203.5	7,813.1	7,702.1
機械・運送用機械	16,289.6	9,211.5	8,566.9	12,175.4	15,262.4	15,411.3
その他製造品	1,426.0	976.7	899.1	1,176.3	1,344.2	1,557.0
その他	36.8	7.0	9.4	0.1	4.4	2.8
合計	40,628.7	33,514.8	32,550.7	46,524.5	57,700.9	61,065.5

資料：中央統計庁「Statistical Yearbook of Indonesia」。

主要輸出入相手国を見ると、最近数年の輸出先上位国は、日本、米国、シンガポールで、その中でも日本は輸出総額の約 20%を占める最大の輸出先となっている。中国、韓国も上位の輸出先国であり、最近は両国への輸出が伸びている。最近数年の輸入先上位国は、シンガポール、中国、日本、米国、マレーシアであり、2006 年で見ると日本は、シンガポール、中国に次いで第 3 位を占めている。貿易相手国は、ASEAN、アジア地域諸国が多いが、欧州、米州もそれぞれ 10%程度のシェアを占めている（第 4 表）。

なお、我が国との貿易関係では、インドネシアからの輸入は鉱物性燃料（天然ガス、原油など）が多く、農林水産物は全輸入額の 11%、農産物は 4.1%である。主要な輸入農林水産物は、金額の多い順に、合板（794 億円）、えび（418 億円）、かつお・まぐろ類（155 億円）、コーヒー豆（煎っていないもの）（125 億円）、製材加工材（97 億円）となっている（いずれも、2007 年、財務省貿易統計）。

第4表 主要輸出入相手国

(単位：百万USドル)

	1995	2000	2003	2004	2005	2006
輸出相手国						
(FOB価格)						
合計	45,418.0	62,124.0	61,058.2	71,584.6	85,660.0	100,798.6
うち						
A S E A N	6,070.4	10,883.7	10,725.4	12,997.5	15,824.9	18,483.1
シンガポール	3,766.7	6,562.4	5,339.7	6,001.2	7,836.6	8,929.8
マレーシア	986.6	1,971.8	2,363.9	3,016.0	3,431.3	4,110.8
タイ	702.9	1,026.5	1,392.6	1,976.2	2,246.5	2,701.5
日本	12,288.3	14,415.2	13,603.5	15,962.1	18,049.1	21,732.1
中国			3,802.5	4,604.7	6,662.4	8,343.6
韓国			4,323.8	4,830.2	7,085.6	7,693.5
台湾			2,233.1	2,854.3	2,475.0	2,734.8
香港	1,657.1	1,554.1	1,183.3	1,387.5	1,492.3	1,703.2
その他アジア	9,068.9	13,351.0				
米国	6,321.7	8,475.4	7,373.7	8,767.3	9,868.5	11,232.1
豪州	915.2	1,519.4	1,791.6	1,887.4	2,227.6	2,771.3
E U	6,760.1	8,855.1	8,230.5	9,020.7	10,242.7	11,963.0
オランダ	1,452.4	1,837.4	1,401.5	1,797.5	2,233.5	2,518.4
ドイツ	1,381.6	1,443.1	1,416.8	1,654.6	1,781.6	2,025.7
イギリス	1,128.6	1,507.9	1,135.8	1,295.3	1,291.5	1,432.4
輸入相手国						
(C I F 価格)						
合計	40,628.7	33,514.8	32,550.7	46,524.5	57,700.9	61,065.5
うち						
A S E A N	3,953.3	6,547.9	7,729.9	11,494.4	17,039.9	18,970.6
シンガポール	2,367.5	3,788.6	4,155.1	6,082.8	9,470.7	10,034.5
マレーシア	767.0	1,128.8	1,138.2	1,681.9	2,148.5	3,193.3
タイ	737.1	1,109.1	1,701.7	2,771.6	3,447.0	2,983.5
日本	9,216.8	5,397.3	4,228.3	6,081.6	6,906.3	5,515.8
中国			2,957.5	4,101.3	5,842.9	6,636.9
香港	274.6	342.4				
その他アジア	8,376.4	9,131.9	6,367.3	8,631.4	10,616.6	12,590.0
米国	4,755.9	3,390.3	2,694.8	3,225.4	3,878.9	4,056.5
豪州	2,016.2	1,693.8	1,648.4	2,214.9	2,567.1	2,986.0
E U	8,175.3	4,163.4	3,554.2	5,252.0	5,826.8	6,023.7
オランダ	842.1	434.4	369.6	474.6	369.1	515.4
フランス	1,063.6	400.0	453.2	544.2	706.6	949.9
ドイツ	2,819.2	1,244.7	1,181.2	1,734.0	1,708.8	1,456.0
イギリス	902.5	557.3	463.7	703.2	645.3	553.0

資料：中央統計庁「Statistical Yearbook of Indonesia」.

注. 1995年, 2000年の輸出, 中国, 韓国, 台湾は「その他アジア」に含まれている.

1995年, 2000年の輸入, 中国は「その他アジア」に含まれている.

2003年~2006年の輸入, 香港は「その他アジア」に含まれている.

2. インドネシアの農業・農業政策

(1) 農業の概要

農林水産業は、国内総生産（GDP）に占める割合が、14.1%（2006年）を占めており、林業、水産業を除く農業（畜産を含む）で見ると、11.0%（同）を占める主要な産業のひとつである（第5表）。2億人の国民に対して、その基幹的食料であるコメを安定的に供給する役割を担っているだけではなく、オイルパーム、コーヒー、茶、ゴムなど主要な輸出産品は外貨の獲得にも貢献している。

第5表 各産業別 GDP

	(単位：10億ルピア)					
	1995	2000	2003	2004	2005	2006
農林水産業	61,767	66,209	240,387	247,164	253,726	261,297
(構成比%)	16.1%	16.6%	15.2%	14.9%	14.5%	14.1%
農業	42,770	45,256	157,859	161,461	165,613	170,293
(構成比%)	11.1%	11.4%	10.0%	9.7%	9.5%	9.2%
畜産業	6,720	7,061	30,647	31,673	32,347	33,310
林業	6,304	6,389	17,214	17,434	17,177	16,784
水産業	5,974	7,503	34,668	36,596	38,590	40,910
鉱業	35,502	38,896	167,604	160,101	165,085	168,730
製造業	91,581	104,987	441,755	469,952	491,422	514,192
電気・ガス・水資	4,277	6,575	10,349	10,898	11,584	12,264
建設	29,198	23,279	89,622	96,334	103,484	112,762
貿易・ホテル・レストラン	64,114	63,498	256,517	271,142	293,877	311,904
運輸・通信	27,555	29,072	85,458	96,897	109,467	124,399
金融・不動産等	343,869	27,449	140,374	151,123	161,384	170,496
サービス	35,406	38,052	145,105	152,906	160,627	170,612
合計	383,768	398,017	1,577,171	1,656,517	1,750,656	1,846,655

資料：中央統計庁「Statistical Yearbook of Indonesia」。

注：1995、2000年は1993年価格、2003年～2006年は2000年価格。

本報告書では、主に農業について述べることとするが、広範囲にわたる国土と多様な土地条件がインドネシア農業は非常に多様であり、ジャワ島やバリ島では水田稲作を中心とした農業、スマトラ島などではゴム、オイルパーム、コーヒーなど大規模プランテーション農業、カリマンタン島では沼沢地農業、東ヌサテンガラ州では畜産が営まれている。

1) 土地利用

農地⁽⁴⁾は、国土面積の約38%となっており、ジャワ島、バリ島は総面積の50%程度が農地であり、他の島に比べて農地率が高いことがわかる。

農地に占める水田の割合は全国平均で約 15%であるが、ジャワ島においては農地に占める水田の割合が約 50%に達している。簡易灌漑も含めて灌漑されている水田は約 60%であり、残りは天水田などの非灌漑水田である（第 6 表）。

第 6 表 土地利用形態別面積（2005 年）

（単位：千ha）

	スマトラ	ジャワ	バリ、ヌサテンガラ	カリマンタン	スラウェシ	左の州合計
水田計	2,341	3,236	422	996	892	7,886
技術灌漑	328	1,471	92	25	27	2,186
半技術灌漑	272	392	169	30	128	990
簡易灌漑	528	602	92	138	216	1,576
天水田	610	764	68	365	276	2,089
潮汐灌漑	324	659	0	331	2	658
その他	274	7	0	106	458	387
畑地等計	11,935	3,702	3,415	16,554	6,518	51,192
畑地・樹園地	3,959	2,588	761	1,791	1,504	10,775
焼畑	1,571	325	357	865	722	3,839
牧草地	481	47	937	540	427	2,432
スワンプ	1,814	29	14	2,307	151	4,314
一時的休耕地	3,075	53	790	6,216	1,208	11,342
エステート	1,035	660	556	4,835	2,506	18,490
農地合計（1）	10,891	6,584	3,466	14,378	6,537	50,925
農地合計（2）	12,462	6,909	3,823	15,243	7,259	54,764
国土面積（3）	44,669	12,931	7,130	50,741	19,385	134,856
（1）／（3）（%）	24.4	50.9	48.3	28.3	33.7	37.7
（2）／（3）（%）	27.8	53.4	53.6	30.0	37.4	40.6

資料：中央統計庁「Land Area by Utilization in Indonesia 2005」，

「Statistical Year Book of Indonesia 2005/2006」。

注1)農地（1）は、焼畑とスワンプを除いた数字，農地（2）はスワンプを除いた数字である。

2)マルク・パプアは調査対象になっていないため，国土面積からも除いている。

2）農業生産概要

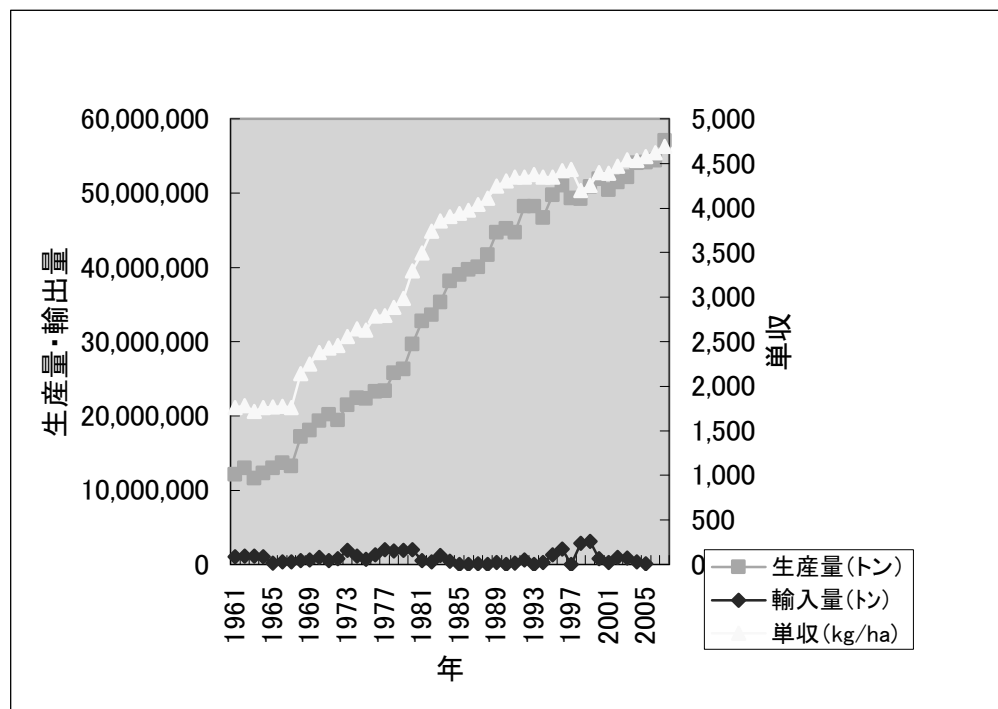
品目別に見ると，コメについては，2 億人を超える人口を支える最重要な作物として，生産を拡大してきている。特に，1970 年代には「緑の革命」による単収の増と作付面積の増により，生産量は順調な伸びを見せ，1970 年代には 100～200 万トンの輸入を行っていたものの，1980 年代に入ってから輸入量は減少し，1984 年には自給を宣言するに至った。しかしながら，その後，1995 年以降は，100 万トンを超える輸入を行っており，特に，天候不順と経済危機が重なった 1998 年，1999 年には大量の輸入を行った。近年は，輸入を行っているものの，数量的には落ち着いている。2007 年は，コメ価格の安定化，貧困者向けに供給されるコメの確保（在庫積み増し）⁽⁵⁾のため，100 万トン程度の輸入を行っている（BULOG（食料調達公社）資料より）。

水田面積は 8 百万 ha（2005 年）であるが，二期作，三期作を行うため，水田の収

穫面積は 11 百万 ha であり、コメの全収穫面積の 90%超を占めている。近年のコメの生産量は、乾燥もみベースで 5,500 万トン、精米ベースで 3,100 万トン程度である。

農業省食料安全保障庁の業務資料によれば、最近では国内生産量でほぼ国内消費量を満たしており、政府の見解では、コメについては、自給をほぼ達成しているとの認識である。農業省によれば、2008 年は 2007 年を上回るコメの生産増を見込んでおり、需給は大幅に緩和する見通しとなっている。

農地に占める水田の割合は、約 15%（2005 年）であるが、水田で灌漑施設が整っているもの（技術灌漑）は全水田面積の 27%に過ぎず、半技術灌漑を加えても 40%となっている。灌漑施設が整っている水田がジャワ島に 7 割近く集中している現状にある。収穫面積はこれまで増加してきているが、ジャワ島における水田面積の拡大は限界であり、むしろ、灌漑施設の整った生産性の高い水田が転用により減少しているという問題が指摘されている。



第 4 図 コメの生産量，輸入量，単収の推移

コメに準ずる食用作物として、パラウィジャ（Secondary Crop）作物と呼ばれる、とうもろこし、大豆、キャッサバ、さつまいも、落花生、緑豆がある。畑作地帯や乾期にコメの栽培出来ない地帯での裏作として、農家の食料源、収入源としての役割を果たしている。パラウィジャ作物の生産もコメ同様、1997 年～1998 年は落ち込んだが、その後は徐々に回復した。地域別に生産量をみると、ジャワ島が過半を占め、ジ

ジャワ、スマトラ、スラウェシで7割以上を占めている。

第7表 主要食用作物生産（2006年）

(単位：千トン)							
	スマトラ	ジャワ	スサテンガラ	カリマンタン	スラウェシ	マルク・パプア	合計
コメ	12179	29961	2892	3775	5393	203	54402
とうもろこし	2388	6689	767	216	1515	36	11611
大豆	52	518	122	7	41	9	749
落花生	78	575	80	22	70	13	838
キャッサバ	6559	10440	1147	495	1000	289	19928
さつまいも	332	704	222	76	154	364	1852

資料：中央統計庁「Statistical Yearbook of Indonesia 2007」。

野菜については、熱帯性気候、標高差を利用して多くの種類が作られているが、主なものとしては、ネギ、キャベツ、馬鈴薯、白菜類、たまねぎ、ニンジンなどである。野菜もジャワ島が主産地となっている。

果実については、野菜同様多くの種類が作られているが、主なものとしてはバナナ、マンゴー、柑橘類、ドリアン、パパイヤ、サラック（スネークフルーツ）などである。

第8表 主要園芸作物生産（2006年）

(単位：千トン)							
	スマトラ	ジャワ	スサテンガラ	カリマンタン	スラウェシ	マルク・パプア	合計
ネギ	37.1	643.6	100	0.2	26.8	1.3	165.3
たまねぎ	73.8	439.1	2.7	3.2	59.7	0.9	579.4
馬鈴薯	194.6	677.5	7.4	0.6	129.6	1.2	1010.3
キャベツ	315.5	816.3	31.2	0.9	81.4	434.8	1250.5
ニンジン	83.4	301.2	7.3	0.1	16.5	1	108.1
マンゴー	100.8	1334.5	146.6	22.4	90.2	7	1701.6
ドリアン	352.6	237.5	13.2	61.5	60.3	11.6	736.6
柑橘類	1569.9	583.5	147.3	275.5	313.4	9.7	2315.8
バナナ	1120.6	3372.4	301.8	243	291.7	55.1	5384.6
パパイヤ	93.9	382.7	41.3	30.9	46.8	8.7	604.2
サラック	165.1	474.8	107.9	16.7	32.6	3.7	325.9

資料：中央統計庁「Statistical Yearbook of Indonesia 2007」。

エスレート作物については、主なものとして、ゴム、オイルパーム、ココナッツ、コーヒー、茶、カカオ、サトウキビ、たばこなどがある。これらの作物は外貨獲得のみならず、周辺地域の雇用機会の提供など重要な役割を果たしている。エスレート作物の生産は、ジャワ島以外のいわゆる外領と呼ばれる地域で多い。

第9表 主要エスレート作物生産

(単位：千トン)

	スマトラ	ジャバ	スラウェシ	カリマンタン	スマタラ	マラ・パ・プア	合計
ゴム	1732.2	101.1	0.8	520.9	11.2	1.5	2367.1
オイルパーム	10483.1	40.2		2400.9	347.2	119.4	13390.8
ココナッツ	1049.8	701.9	180.1	215.3	694.6	315.1	3156.9
コーヒー	466.7	69.8	30.5	16.2	57.5	4	652.7
茶	31.1	135.6			1.1		167.9
カカオ	118.5	32.8	26.2	27.8	539.9	34.2	779.5
さとうきび	800.5	1370.5			63.9		2234.8

資料：農業省「Agricultural Statistics 2007」。

インドネシア農業は本来稲作を中心とする耕種農業が中心であり、畜産については、農業総生産の約 14%とそのウエイトは大きいとはいえないが、伸びは農業全体の伸びを上回っている。家畜の頭羽数をみると、肉牛、豚は横ばいないし減少しているが、鶏はブロイラーを中心に増加している（第10表）。食肉生産量では、鶏肉（61%、2007年）、牛肉（24%、2007年）でかなりの部分を占めていることがわかる（第11表）。

第10表 家畜頭羽数の推移

(単位：千頭、千羽)

	1995	2000	2003	2004	2005	2006
乳牛	337.9	347.0	373.7	381.6	361.4	382.3
肉牛	11,550.3	11,641.8	10,504.3	10,762.2	10,569.3	10,835.7
水牛	3,112.4	2,563.0	2,459.4	2,572.4	2,128.5	2,201.1
馬	611.8	517.2	413.0	432.1	386.7	398.7
山羊	13,309.1	13,065.7	12,722.4	13,441.7	13,409.3	14,051.2
羊	7,169.3	7,472.2	7,811.2	8,245.8	8,327.0	8,543.2
豚	7,824.8	7,262.9	6,150.5	6,569.0	6,800.7	7,086.7
在来鶏	253,653.7	267,063.3	277,356.8	271,847.1	278,953.8	298,431.9
採卵鶏	69,033.8	47,415.9	79,205.9	80,633.5	84,790.4	95,477.6
ブロイラー	669,793.3	436,475.1	847,743.8	895,155.4	811,188.7	972,221.5
あひる	28,341.0	28,076.4	33,863.0	35,528.8	32,405.4	34,612.1

資料：中央統計庁「Statistical Yearbook of Indonesia」。

第 11 表 畜産物の生産

(単位：千トン)

	2003	2004	2005	2006	2007
牛肉	407.4	485.7	396.8	439.7	464.2
豚肉	172.0	187.8	173.7	196.0	198.9
鶏肉	1113.9	1186.7	1125.7	1260.1	1331.0
羊肉	80.6	65.6	47.3	75.2	84.8
その他肉	86.0	79.5	73.5	91.8	91.0
鶏卵	970.5	1103.5	1051.5	1204.4	1297.2
牛乳	553.4	549.9	536.0	616.5	636.9

資料：農業省「Agricultural Statistics 2007」。

注1) 牛肉には水牛の肉が含まれる。

2) 鶏肉は、在来鶏、ブロイラー、廃鶏の肉の合計である。

3) その他肉は、山羊肉、馬肉、あひる肉の合計である。

4) 鶏卵にはあひるの卵が含まれる。

3) 農産物の輸出入

主要農産物の輸出入をみると、食用作物では、コメ、キャッサバ、さつまいもを除いて輸入に大きく依存している。野菜、果実も輸入されているものがある。輸出産品はパームオイル⁽⁶⁾、コーヒーなどのエステート作物である。畜産物は、牛肉、乳製品を除いてほぼ自給されている現状にある。

第 12 表 主要農産物の生産と輸出入

(単位：千トン)

	生産量 (2003-2006平均)	輸出量 (同左)	輸入量 (同左)	輸出入バランス (輸出－輸入)
(食用作物)				
コメ	53,708	11.2	573.3	-562.1
とうもろこし	11,561	31.8	1,067.0	-1,035.2
大豆	738	0.9	1,024.6	-1,023.7
落花生	824	5.5	115.1	-109.6
キャッサバ	19,314	111.0	1.0	110.0
さつまいも	1,901	9.9	0.0	9.9
野菜類	9,066	118.8	384.7	-265.9
(果実)				
マンゴー	1,500	1.2	0.8	0.4
ドリアン	683	0.0	0.0	0.0
マンゴスチン	70	6.6	0.1	6.5
バナナ	4,817	2.3	0.4	1.9
柑橘類	2,095	1.8	83.4	-81.6
(エステート)				
オイルパーム	11,631	10,312.3	4.6	10,307.7
コーヒー	651	332.3	4.7	327.6
カカオ	728	394.9	43.5	351.4

資料：農業省「Agricultural Statistics 2007」より筆者作成。

第 13 表 主要畜産物の生産と輸出入

				(単位：千トン)
	生産量 (2004-2006平均)	輸出量 (同左)	輸入量 (同左)	輸出入バランス (輸出－輸入)
(畜産)				
牛肉	400	0.03	17.22	-17.19
豚肉	188	0.97	0.16	0.81
鶏肉	1,192	0.04	2.74	-2.70
羊肉	63	0.00	0.58	-0.58
鶏卵	934	0.05	0.14	-0.09
牛乳・乳製品	568	35.16	152.10	-116.94

資料：第12表と同じ。

(2) 国家開発計画と農業政策

1) 国家開発計画

インドネシア政府は、これまで 5 年ごとの中期開発計画を定めてきており、「国家中期開発計画 2004-2009」が 2005 年 1 月 19 日、大統領令として公布された。本計画は 6 部 36 章よりなり、総論部分として、第 1 部第 1 章「国家開発における問題と課題」において、①安全かつ平和なインドネシアの実現、②公正かつ民主的なインドネシアの実現、③インドネシア国民の福祉の向上、の 3 つの項目からなる「2004-2009 年国家開発アジェンダ」を策定している。農業関係では、第 4 部「国民福祉向上のための課題」の第 19 章「農業の活性化 (Agriculture Revitalization)」が設けられている。本計画でいう「農業」とは、食用作物、畜産、園芸作物、エステート作物、水産、林業を含む広い概念となっているが、ここでは、水産、林業を除いた農業でみていきたい。

「農業の活性化」では、農業部門は拡大する潜在性を持っているとした上で、農業の抱える生産性に関する克服すべき制約条件として、①効率性、②農用地の転用、③限られた農業施設とインフラ等をあげ、その他の直面している制約や問題として、①農業者の福祉レベルが低く、比較的貧困率が高いこと、②農用地の減少、③技術習熟度が低いこと、等をあげている。具体的な問題点として、1983 年～2003 年の 20 年間に農業者の数は増えたが、農用地面積が減少したために、1 農業者当たりの農用地面積が 1.3ha から 0.7ha に減少し (2003 年「農業センサス」)、農業者に十分な所得がないため、生産増意欲が高まらないこと、コメの消費に依存しており、需要の 90～95% は国内供給されているが、依然としてコメの生産増に対する圧力が強いこと、カロリー摂取も炭水化物に偏っており、肉類、野菜、果実の消費は十分でないこと等、を指摘している。

これらを踏まえ、「農業者等の能力向上」、「食料供給力、食料安全保障の強化」、「農産物の生産性・競争力強化と付加価値の向上」の 3 つの政策方向を定めている。その

中の「食料供給力，食料安全保障の強化」に書かれている具体的内容は次の通りである。

- ①食料自給率を確保するため，コメの国内需要の少なくとも 90%の国内生産を維持する
- ②国内畜産物の供給を増加させる，そのため，畜産振興施策は家畜頭数の増加，国内畜産物生産増を推進する
- ③食品産業との協働により多様な食料品を入手できるようにし，コメへの消費依存を減少させ，食料消費の多様化を図る，

さらに，この分野の開発計画（development program）として，次を定めている。

- ①国内生産による食料供給を維持，特に灌漑地域の稲作を保護し，集約の質を高め，農用地を最大に利用・拡大する
- ②食料関係施設の能力強化や食料流通システムをサポートするインフラの強化
- ③畜産物，野菜，果実からの供給増による食料供給の多様化，食料消費パターンをより質の高い，バタンスのとれたものとするよう調整すること，コメに代替する地場の食料への関心を高めること
- ④貧困，食料不足家族への食料調達援助，食料の品質・安全性向上，食料不足の早期警告システムの開発

2）農業開発計画（2004-2009）

農業省は 2005 年 1 月，2004 年～2009 年を対象とした農業開発計画を発表した。この計画は上記の「国家開発計画」，特にその中の「農業の活性化」をベースにしている。

農業開発プログラムとして，次の 3 つのプログラムが掲げられている。

- ①食料安全保障の確保
- ②アグリビジネスの開発
- ③農業者の福祉の改善

① の食料安全保障の確保については，目標として，(i) 国，地域，家計レベルでの食料確保の達成，(ii) 生産，消費の面での食料供給の多様化を図ること，(iii) 食料不足の解決にあたって，公的部門の能力強化を行うこと，をあげ，特にコメについては，消費量の 90～95%を国内生産から供給し，加えて，畜産物（食肉，卵，牛乳）の消費量を増加させること，としている。

② のアグリビジネスの開発については，目標として，(i) 川下，農場ベース，川

上の全てのアグリビジネス活動の発展とサービス業への支援、(ii)農業セクターのGDPの増加、(iii)生鮮、加工の農産品の輸出増、をあげている。

- ③ の農業者の福祉の改善については、目標として、(i)農業者の能力向上と購買地位の向上、(ii)農業者組織の活発化、(iii)農業者の生産性の高い資源への入手可能性を高めること、④農業者所得の向上、をあげている。

(3) 食料安全保障政策（コメを中心として）

最近のコメ、小麦等の穀物の国際価格の上昇に対する対応も含め、コメを中心として食料安全保障に係る施策の動きを簡単に紹介したい。

1) 関係省庁

食料安全保障政策の立案、推進には、経済担当調整大臣府、農業省、商業省、保健省、社会省など多くの省庁と、食料調達公社(BULOG)などの実施機関が関わっている。2001年には、食料安全保障政策の立案業務、調整業務を行う「食料安全保障委員会(Food Security Council)」が発足した。食料安全保障委員会は、大統領を議長、農業大臣を運営委員長として関係省庁の大臣、食料調達公社等を構成員としている。本委員会は、大統領令 132 号(2001 年)により、次の職務を行うこととされた。

- ① 食料の供給、流通、消費のみならず、食物栄養の質的改善並びに安全な食物の供給を包括する、国家食料安全保障に関する政策立案を行う。
- ② 国家食料安全保障の安定性をコントロール及び評価する。

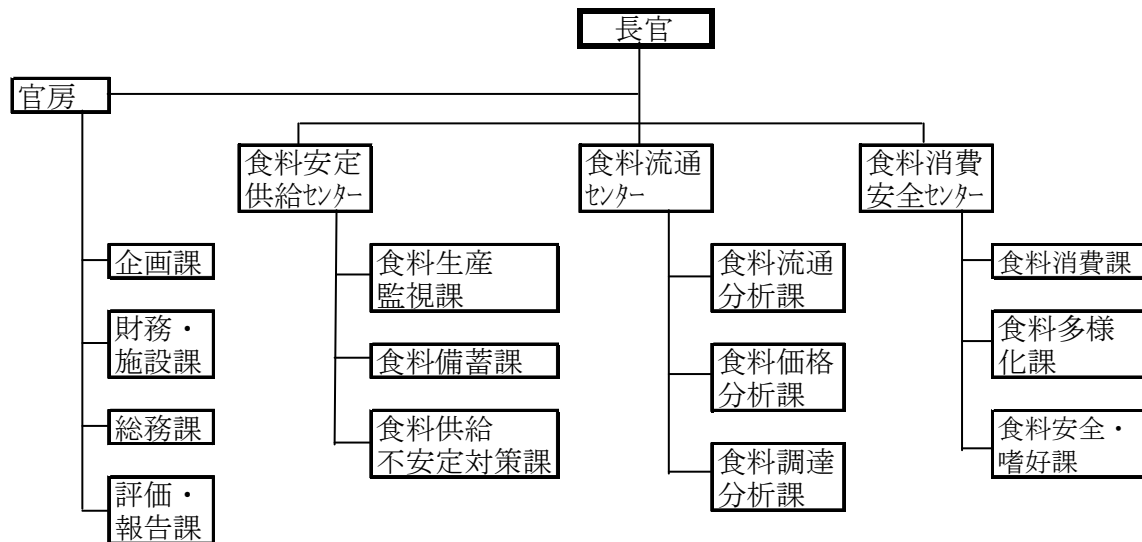
同時に、農業省内に食料安全保障庁(Food Security Agency)を設立、食料安全保障委員会の事務局機能を持たせ、1つの官房、5つのセンターを有する組織として発足した。食料安全保障庁は次の職務を行うこととなった。

- ① 食料生産・備蓄に関する分析、政策立案、モニタリングと開発。
- ② 食料流通、価格に関する分析、政策立案、モニタリングと開発。
- ③ 食料消費多様化に関する分析、政策立案、モニタリングと開発。
- ④ コミュニティーの食料安全保障強化に関する分析、政策立案、モニタリングと開発
- ⑤ 食料安全保障側面の監視に必要な分析、政策立案、モニタリングと開発
- ⑥ 食料安全保障庁の官房業務。

その後、2005年に組織が改正され、1官房、3つのセンターとなった。

地方レベル(州、県)においても同様に、食料安全保障委員会、食料安全保障事務所が設けられており、食料安全保障委員会にはそれぞれ州知事、県知事が議長となっ

ている。食料安全保障政策は、2 億人を超える人口を抱えるインドネシアにとって極めて重要な政策となっており、それは農業省予算に占めるウエイトの高さを見てもわかる。



第 5 図 食料安全保障庁の組織

資料：食料安全保障庁資料より，筆者作成。

第 1 4 表 農業省予算（2008 年）

	金額（10億ルピア）	（%）
食料安全保障の改善	3,416	37.15
アグリビジネス開発	1,792	19.48
農業者の福祉改善	2,824	30.71
その他支援プログラム	1,164	12.66
合計	9,195	100

資料：農業省。

2）主要食料の需給について

農業省（食料安全保障庁）は、コメについては、ほぼ自給を達成しているとの見解を示しているが、食料安全保障政策の目標として、中期的には、5 つの主要食料（コメ、とうもろこし、大豆、砂糖、牛肉）の自給力を高めること、長期的には、食料生産、消費の多様化を早めていきたいとしている。

これまでの単収、収穫面積の拡大を FAO の統計で見ると、単収の伸びが 84.4%，収

穫面積の伸びが 43.4%（ともに 1970 年～1974 年の 5 年間の平均と 2003 年～2007 年の 5 年間平均を比較）となっており，生産量の増には単収の増の方が大きく寄与してきたことがわかる。

コメについては，現在，政策的に新品種（高収量品種）の導入補助や肥料補助等が行われており，農業省（食料安全保障庁）によれば，今後も単収の伸びは見込まれるものの，水田面積の拡大はジャワ島では限界に達しており，むしろ転用がされている実態であることから，ジャワ島以外の外領での拡大の可能性を求めることとなる。

第 15 表 主要食料の自給目標年次等

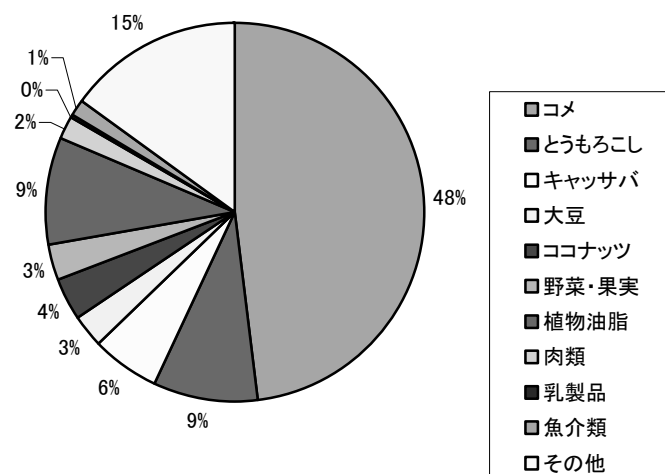
（単位：百万トン）

	生産目標 (2008年)	生産目標 (2009年)	自給達成 目標年次	重点をおく州
コメ	60-61	63-64	持続的自給	アチェ、北スマトラ、西スマトラ 東ジャワ、南カリマンタン、ゴロンタローなど
とうもろこし	15.9-16.5	18	2008	西ジャワ、中ジャワ、北スマトラ、ランポン スラウェシなど
大豆	1.0-1.3	1.5	2011	アチェ、ベンクル、ランポン、西ジャワ 中ジャワ、南カリマンタン、パプアなど
砂糖	2.74	3.3	2009	西ジャワ、中ジャワ、東ジャワ ランポン、スラウェシなど
牛肉	0.372	0.4	2010	中スラウェシ、ゴロンタロー、西ヌサテンガラ 東ヌサテンガラなど

資料：農業省農業社会経済研究所等より聞き取り作成。

注．コメについては，sustainable self sufficiencyとしており，自給状態を続けていく
との意味である。

一方，FAO 食料需給表により，消費について見ると，食料消費に占めるコメの割合は圧倒的に高い。1 人 1 日当たり摂取カロリーは 2003 年において，約 2,900 カロリーであるが，そのうち 48%をコメが占め，とうもろこし，キャッサバを合わせると 60%を超え，カロリーの 95%は植物性食品から摂取している。動物性食品からのカロリー摂取はわずか 138 カロリーに過ぎない。

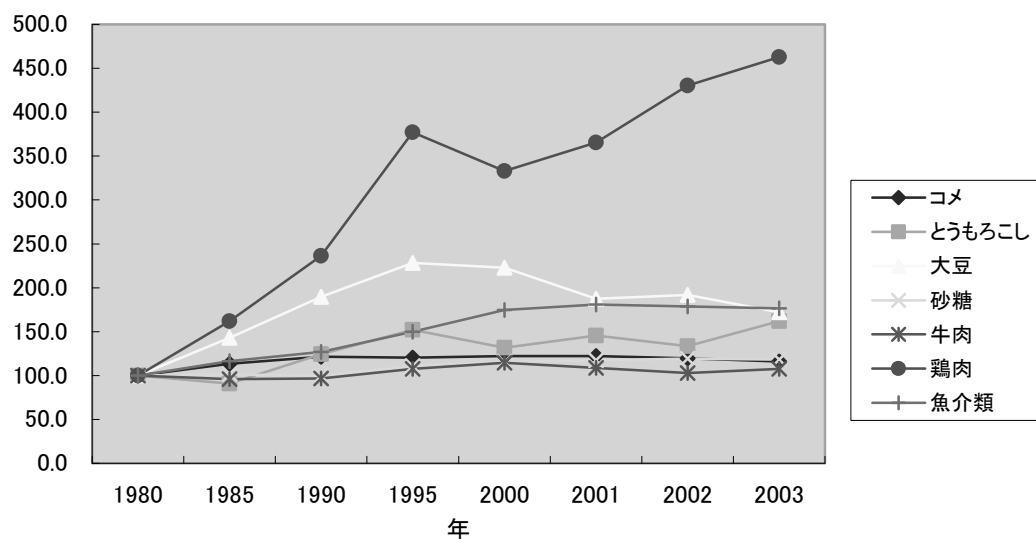


第 6 図 1 人当たり摂取カロリー（2003 年）

1 人 1 年当たり消費量を見てもコメが 140kg を超えており、その他穀物では、とうもろこしが 7kg, 小麦が 7kg, 根茎類ではキャッサバ 60kg, 果実・野菜 78kg, 肉類 10kg, 魚介類 21kg, となっている（FAO, 2003 年食料需給表）。コメについては、90 年代末の 150kg をピークに、わずかではあるが減少傾向に転じている⁽⁷⁾。

主要食料（コメ，とうもろこし，大豆，砂糖類，牛肉，鶏肉，魚介類）の 1 人 1 年当たり消費量の推移（1980 年を 100 とした指数）をみると，コメが頭打ち，ないし減少となっており，大豆は 1990 年代前半までは伸びを示したものの，それ以降減少してきている。一方で，鶏肉，魚介類の消費が大きく伸びており，特に鶏肉の伸びが著しく，80 年の約 5 倍近い伸びを示しているが，牛肉についてはあまり増加がない。

今後も，コメ，大豆等の消費の減少，畜産物，魚介類などの消費増という傾向が続くと考えられる。



第7図 1人当たり消費量の推移（指数：1980=100）

3) 国際的な食料価格高騰の影響と対応

インドネシア政府は、国際的な穀物価格上昇に対応するため、2008年2月及び4月に価格安定化のためのいくつかの施策を打ち出した。その主要なものは次のとおりである。

(i) コメ

- ・貧困家庭（約1,900万世帯）への補助金付きコメ供給について、1ヶ月10kgから15kgに増加。
- ・輸入関税を550ルピア/kgから450ルピア/kgに引下げ
- ・コメの輸出は、備蓄が300万トンを上回っている場合に限り、商業大臣の許可を取得し、BULOG（食料調達公社）が実施
- ・コメ政府調達価格を、4,000ルピア/kgから4,300ルピア/kgに引上げ

(ii) 大豆

- ・輸入関税の撤廃
- ・輸入所得税の2.5%から0.5%へ引下げ
- ・6ヶ月間、テンペ⁽⁸⁾、豆腐業者への大豆価格補助金（1,000ルピア/kg）の交付
- ・生産性向上、作付拡大による大豆増産

(iii) 小麦・小麦粉

- ・小麦粉の輸入関税撤廃
- ・補助金による小麦・小麦粉の付加価値税軽減
- ・中小製粉企業に対する灯油から LPG 使用の促進

(iv) 食用油

- ・補助金による国内向け食用油の付加価値税軽減
- ・パーム油の輸出税の調整
 - パーム油の国際価格が 1,100 ドル/トンを上回った場合、パーム油の輸出税を 15% とする (1,100 ドルを下回った場合は輸出税を課さない)
 - パーム油の国際価格が 1,100 ドル/トンまでの場合は、パーム油ベースのバイオ燃料の輸出税を 2%, パーム油の国際価格が 1,100 ドル/トンを上回った場合は、同燃料の輸出税を 5% とする等
- ・6 ヶ月間、食用油を貧困家庭と中小企業に補助価格 (2,500 ルピア/リットル) で販売

3. EPA/FTA 等の最近の貿易政策

(1) 農産物貿易の概況

貿易については、上記 2 の (4) 3) で概況を含め、輸出先、輸入先といった二国間の状況についても記述したため、ここでは、補足的にインドネシアの農産物の世界市場との関係について簡単に触れておきたい。

2005 年の農産物生産量の上位 10 品目は、第 16 表のとおりであり、オイルパーム、コメ、砂糖きび、キャッサバ、ココナッツなどが上位を占めている。しかし、輸出余力の大きいものは多くはなく、オイルパーム、キャッサバ、ココナッツ等である。また、生産量はさほど大きくはないものの、輸出余力の大きいものに、カカオ豆、茶、こしょうなどのエスレート作物がある。コメ、小麦、とうもろこしなどの食用作物は多くを輸入しており、特に国内生産のない小麦は全量輸入に依存している。食用作物、畜産物は自給もしくは輸入に依存しており、エスレート作物を輸出している、と一般的に言うことができる。

第16表 生産量上位品目とその輸出量（2005年）

（単位：千トン、％）

	生産量 (上位10品目)	輸出量	世界市場に おけるシェア	備考
オイルパーム	64,255	10,376.2	39.1	世界第2位
コメ	54,151	42.3	0.2	
砂糖きび	29,300	0.0	0.0	
キャッサバ	19,321	229.8	5.8	世界第3位
ココナッツ	18,250	59.9	18.6	世界第2位
とうもろこし	12,524	54.0	0.1	
バナナ	5,178	3.6	0.0	
オレンジ	2,214	0.5	0.0	
さつまいも	1,857	11.1	8.6	世界第4位
ナッツ類（殻つき）	1,467	4.7	2.0	
（参考）				
カカオ豆	643	367.4	12.5	世界第3位
茶	178	102.3	6.1	世界第5位
こしょう	94	34.5	11.1	世界第3位

資料：FAOSTAT.

注1) オイルパームの輸出量は、パームオイルの輸出量である。

2) コメの生産量はもみベース、輸出量は精米ベースである。

3) キャッサバの輸出量は乾燥キャッサバの輸出量である。

4) 砂糖の輸出量は、粗糖の輸出量である。

（2）EPA/FTAへの取組

1) 日インドネシア EPA

インドネシアと我が国は、2005年7月にEPA（経済連携協定）交渉を開始し、2007年8月に協定に署名、2008年7月に協定が発効した。インドネシアはASEANの加盟国として、AFTA（アセアン自由貿易地域）、中ASEAN自由貿易協定、韓ASEAN自由貿易協定の締結はあるものの、日インドネシアEPAは、インドネシアにとって単独の二国間EPA交渉として初めての取組みであった。

農林水産分野では、我が国は、熱帯果実、えび・えび調製品などの関税撤廃、インドネシア側の関心品目である、バナナ、パイナップル、ソルビトール⁽⁹⁾の関税割当を実施するとともに、インドネシア農林水産業の発展に資する観点から、「卸売市場の発展を通じた流通メカニズムの改善」、「インドネシアの園芸作物の標準化及び品質管理」など6件の協力を盛り込んだ。インドネシア側は、自動車・同部品の大部分を段階的関税撤廃、鉄鋼の用途免税等を実施するとともに、多くの農林水産物の関税撤廃を行うこととした。また、日インドネシアEPAは、エネルギー・鉱物資源（天然ガス、石油など）の安定供給に資する枠組みが盛り込まれたことが特徴的な協定でもある。

2) AFTA

AFTA は、CEPT (共通効果特惠関税) 協定として 1992 年に ASEAN 首脳会議で合意、1993 年から実施され、ASEAN 域内関税を 0~5%に引下げるというものである。AFTA は、累次の加盟国間の合意により、関税引下げの前倒しを実施してきており、インドネシアなどの先進 ASEAN6 カ国は当初合意の 2008 年までに 0~5%に関税を引下げる計画から、2002 年までに 0~5%に引下げることとされ、インドネシアは、コメ、砂糖といった高度センシティブ品目などの一部例外品目を除き、この目標を達成している。なお、現在、インドネシアなど先進 ASEAN6 カ国は、これらの一部例外品目を除き、2010 年までに関税撤廃を実現すべく取組中である。(これまでの取組みの経緯については、付属資料参照)

3) 中 ASEAN 自由貿易協定

中 ASEAN 自由貿易協定は、2002 年 11 月に「ASEAN 中国包括的経済協力枠組協定」に合意、2004 年 1 月から、HS1 類から 8 類の農産物と一部鉱工業品などについてアーリーハーベスト (EH: 早期実施) 措置として関税引下げを実施 (EH の実施が困難な品目については、各国が除外品目リストとして登録することが認められている、なお、インドネシアはこのような除外品目は設けていない)、2004 年 11 月には、「ASEAN 中国包括的経済協力枠組協定における物品貿易協定」を締結し、2005 年 7 月に EH 以外の製品の関税引下げを開始した。後者については、一般品目 (「ノーマルトラック」と呼ばれる) は、インドネシアなどの ASEAN6 は 2010 年までに関税撤廃を行うこととし、センシティブ品目 (「センシティブトラック」と呼ばれ、センシティブ品目と高センシティブ品目に分かれている) はより長期間の関税引下げ期間とより緩やかな関税引下げのルールを設定している。インドネシアは、鉱工業品を中心に約 300 品目のセンシティブ品目、コメ、砂糖などの農産品と自動車を中心にした鉱工業品 47 品目 (いずれも HS6 けたベース) の高センシティブ品目を設けている。

関税引下げのモダリティーについては、早期実施品目は、加盟国とその MFN 関税率の水準によって、関税引下げの年限が定められている。インドネシアが含まれる ASEAN6 カ国は第 17 表のとおりである。

早期実施品目以外の品目は、ノーマルトラック、センシティブトラックに分かれている。ノーマルトラックの関税引き下げ年限は第 18 表のとおりであるが、各国別に一部品目について、2012 年まで撤廃の猶予が与えられている。インドネシアは、263 品目を登録しているが、農産品関連では、ウールグリース、ひまし油及びその分別物、たばこ、D-グリシトール (ソルビトール) など 9 品目である。

ここでは特に断りのない限り、ASEAN6 と中国のモダリティーについて記述している。

第 17 表 早期実施品目のスケジュール（中 ASEAN）

	2004年 1月1日まで	2005年 1月1日まで	2006年 1月1日まで
カテゴリー 1 (MFN実行税率15%超)	10%	5%	0%
カテゴリー 2 (MFN実行税率5%以上 15%以下)	5%	0%	0%
カテゴリー 3 (MFN実行税率5%未満)	0%	0%	0%

資料：「ASEAN中国包括的経済協力枠組協定」より作成。

第 18 表 ノーマルトラックのスケジュール（中 ASEAN）

MFN実行税率	2005年 7月1日	2007年 1月1日まで	2009年 1月1日まで	2010年 1月1日まで
20%以上	20%	12%	5%	0%
15%以上20%未満	15%	8%	5%	0%
10%以上15%未満	10%	8%	5%	0%
5%超10%未満	5%	5%	0%	0%
5%以下	現状維持	現状維持	0%	0%

資料：「ASEAN中国包括的経済協力枠組協定における物品貿易協定」より作成。

センシティブトラックについては、センシティブリストと高センシティブリストに分かれるが、品目数のシーリングが次のように設けられている。

-センシティブトラックはHS6桁ベースで400品目、かつ2001年の輸入実績の10%以内

-高センシティブリストは、センシティブトラックに属する品目の40%を超えないか、HS6桁ベースで100品目のどちらか少ない方を上限とする

インドネシアは、センシティブ品目304品目（農水産品では、えび調製品、たばこ計3品目）、高センシティブ品目47品目（農産品では、コメ、砂糖など13品目（アルコール類2品目を含む））を登録している。

第19表 センシティブ品目のスケジュール（中 ASEAN）

	2012年 1月1日まで		2015年 1月1日まで		2018年 1月1日まで
センシティブ品目	20%				0～5%
高センシティブ品目			50%以下		

資料：「ASEAN中国包括的経済協力枠組協定における物品貿易協定」より作成。

4) 韓 ASEAN 自由貿易協定

韓 ASEAN 自由貿易協定は、「ASEAN 韓国包括的経済協力枠組み協定」、「ASEAN 韓国包括的経済協力枠組協定における物品貿易協定」がともに 2007 年 6 月に発効した。関税引下げのモダリティーについては、中 ASEAN 自由貿易協定と同様、ノーマルトラックとセンシティブトラックを設け、センシティブトラックでは関税引下げ、削減の特別の扱いを定めている。ASEAN6 では、ノーマルトラックにおいて、原則として 2010 年 1 月 1 日までに関税を撤廃することとされているが、全タリフラインの 5%を超えない範囲内で、2012 年 1 月 1 日までに関税撤廃するという猶予が与えられている。ここでは、特に断りのないかぎり、ASEAN6 と韓国に対する関税引下げのモダリティーを記述している。

第20表 ノーマルトラックのスケジュール（韓国・ASEAN6）

MFN実行税率	2006年 1月1日まで	2007年 1月1日まで	2008年 1月1日まで	2009年 1月1日まで	2010年 1月1日まで
20%以上	20%	13%	10%	5%	0%
15%以上20%未満	15%	10%	8%	5%	0%
10%以上15%未満	10%	8%	5%	3%	0%
5%超10%未満	5%	5%	3%	0%	0%
5%以下	現状維持	現状維持	現状維持	0%	0%

資料：「ASEAN韓国包括的経済協力枠組協定における物品貿易協定」より作成。

センシティブトラックについては、センシティブリストと高センシティブリストに分かれるが、品目数のシーリングが次のように設けられている。

-センシティブトラックは、(HS6 桁ベースで) 全タリフラインの 10%かつ、2004 年の輸入額の 10%

-高センシティブリストは、HS6 桁ベースで 200 品目、あるいは(HS6 桁ベースで)全
タリフラインの 3%かつ 2004 年の輸入額の 3%

単純化すると、最大で 10%のセンシティブ品目全体が、原則として 7%のセンシ
ティブ品目と 3 %の高センシティブ品目に分類されることとなる。センシティブ品目
については、2012 年 1 月 1 日までに、MFN 実行税率を 20%まで引下げ、2016 年 1 月 1
日までに 0~5%に引き下げることとされている。

高センシティブ品目はさらに次の 5 つのグループに分類される。

- グループ A : 2016 年 1 月 1 日までに MFN 実行関税率を 50%以下に引下げ (50%の関
税率上限)
- グループ B : 2016 年 1 月 1 日まで少なくとも MFN 実行関税を引下げ率 20%で引下げ
- グループ C : 2016 年 1 月 1 日まで少なくとも MFN 実行関税を引下げ率 50%で引下げ
- グループ D : 譲許表に定められた条件により関税割当を設ける
- グループ E : 関税譲許対象外 (ただし、HS6 桁で 40 品目を上限)

インドネシアは、321 品目のセンシティブ品目 (農水産品では、まぐろ、えび、マ
ンダリンオレンジ (みかん) など 21 品目)、156 品目の高センシティブ品目 (グル
ープ A : 5 品目、グループ B : 111 品目、グループ E : 40 品目) を登録している。高
センシティブ品目には、農水産品では、とうもろこし、大豆、寒天 (以上、グル
ープ B : 3 品目)、コメ、砂糖、調製食料品 (2106.90) (以上、グループ E : 10 品目)
計 13 品目が登録されている。

5) 上記 3 つの FTA の関税引下げスケジュールの比較

ノーマルトラック、センシティブトラック、高センシティブトラック別に、インド
ネシアの関税引下げスケジュールを比較してみたのが第 2 1 表である。ノーマルトラ
ックについては、⁽¹⁰⁾ 3 つの FTA とともに 2010 年に関税撤廃されることとなる。センシ
ティブトラックについては、AFTA においてはインドネシアに該当品目はないため、中
ASEAN、韓 ASEAN におけるセンシティブ品目は、AFTA におけるノーマルトラック (AFTA
では IL (inclusive) 品目 (適用品目)、注 10 参照) に分類されている。したがって、
これらの品目は AFTA では 2010 年には関税撤廃されることになる。また、センシ
ティブトラックにおいては、2012 年の中間時点の関税引下げ達成が 20%と同じであるが、
最終引下げ時点を見ると、中 ASEAN の方が 2 年長いステー징 (関税引下げ期間)
をとっていることがわかる。高センシティブ品目については、農産品では 3 つの FTA
でかなり共通の産品となっているが、AFTA の高センシティブ品目はコメと砂糖のみで
あり、中 ASEAN、韓 ASEAN の鉱工業品の高センシティブ品目 (鉄鋼、自動車・同部品
などが該当) は、AFTA ではノーマルトラックに分類され、2010 年には関税撤廃される
こととなる。

このように、ASEAN 6 においては、AFTA でほとんどの品目が 2010 年に関税撤廃されるが、ASEAN 域外国との FTA では相当数の品目について関税引下げの扱いが異なることがわかる。

第 2 1 表 それぞれの FTA におけるインドネシアの関税引下げスケジュールの比較

	2009	2010	2012	2015	2016	2018
ノーマル トラック AFTA 中ASEAN 韓ASEAN		● (0%) ● (0%) ● (0%)				
センシティブ トラック AFTA 中ASEAN 韓ASEAN	(インドネシアは該当品目なし)		○ (20%) ○ (20%)		● (0～5%)	● (0～5%)
高センシ ティブ AFTA 中ASEAN 韓ASEAN (グループ A) (グループ B) (グループ E)		▲ (complete phase in (注))		● (50%以下)	● (50%以下) ● (引下げ率 20%以上)	
	(譲許対象外=除外)					

資料：各協定より筆者作成。

注. 完全にCEPTに組み入れられた時点の最終税率を20%としている。

また、詳細については割愛するが、AFTA、中ASEANFTA、韓ASEANFTAともに、国家安全保障、公共の道德、人間、動物の生命と健康の保護のため必要な手段をとる必要のある品目については関税引下げの対象外とする一般除外品目が存在する。インドネシアは、AFTAにおいて、アルコール飲料、廃棄物、武器など96品目の一般除外品目を登録している。

なお、参考に高センシティブ品目のうち、農産品についてそれぞれのFTAにおける扱いを整理しておく。

第22表 各 FTA におけるインドネシアの高センシティブ品目

		AFTA (注1) (16品目)	中ASEAN (11品目)	韓ASEAN (注2) (10品目)
とうもろこし (播種用以外)			●	
コメ	もみ 玄米 精米 碎米	● ● ● ●	● ● ● ●	● ● ● ●
コメ粉			●	●
大豆			●	
砂糖	粗糖のうち 甘しや糖 てん菜糖 その他のもの (香味料・着色料 を加えたもの) 精製糖	● ● ● ●	● ● ● ●	● ● ● ●
その他の調製 食料品 (注3)				●

資料：AFTAについてはASEAN事務局資料より，中ASEAN、韓ASEANについては各協定より筆者作成。

注1) AFTAは当該国の関税分類ベース（インドネシアは10桁）で整理されている。

6桁ベースでは8品目となる。

2) 高度センシティブ品目のうち「E」グループのみである。

3) 具体的HSコードは2106.90（アルコール製造用調製食料品など）である。

6) 交渉中、構想中の EPA/FTA

インドネシアが二国間で交渉中のものはないが、豪州との間で、2007年7月に自由貿易協定の共同研究開始に合意し、8月に研究会開始。当時の予定では2008年中の研究会の完了を目指し、その結果に基づきFTAの開始を行うかどうか判断する。また、インドとの間で2005年11月に「インド・インドネシア包括的経済協力協定」の共同研究会設立に関する覚書に署名。2007年10月から共同研究会が発足している。

ASEANとして交渉中のものはいくつかあり、その動きについては、第23表に整理しておく。

第 2 3 表 インドネシアが関係する EPA/FTA

構想中・提案中のもの	インドネシア	豪州	2007年7月に共同研究開始合意 同年8月に研究会開始
		インド (インド・インドネシア 包括的経済協力 協定)	2005年11月に共同研究会設立の 覚書に署名、2007年10月から研究 会開始
交渉中のもの	ASEAN	豪州・NZ	2004年のASEAN・豪首脳会談にお いて、FTA交渉開始に合意、2005年 2月交渉開始、2008年8月のASEAN ・ CER経済大臣会合で大筋合意、 2009年2月署名予定
		インド	2003年10月、インド・ASEAN包括的 経済協力枠組協定に署名、2004年 1月から交渉開始、2008年8月の インド・ASEAN経済大臣会合で物品 貿易の交渉が妥結、2008年12月 のインド・ASEAN首脳会議で物品 協定及び紛争解決の協定に署名、 2009年1月に関税削減を開始する ことを目標に条文確定作業中
		EU	2005年4月にASEAN・EU間で設置 されたビジョングループは、2006年5月 WTOに沿ったFTA及び経済協力関 係の拡大を提言、2007年5月、AEM ・ EU経済閣僚会議でFTA交渉の立 ち上げが合意され、2007年7月に 交渉開始

資料：外務省、「日本の経済連携協定（EPA）交渉-現状と課題」2009年1月。

（3）輸入政策，輸出政策など

2007 年に行われた WTO の貿易政策レビューを基に，紹介したい。ここでの内容は，2007 年 5 月に出された WTO 事務局レポートによるものであるので，2006 年時点の情報が主なものとなっている。なお，最新時点の情報として得たものについては出来る限り反映することとした。

1) 関税水準

WTO 協定の下，インドネシアは全タリフラインの 94.6%を 40%の関税水準でバインド（譲許）している⁽¹¹⁾。バインドの水準が 40%を超える品目やバインドしていない品目は，自動車，鉄，鉄鋼，いくつかの化学品であり，農水産品については 100%バインドしている。農業分野では，1,341 ラインが 40%かそれを超えてバインドされている。WTO で定義されている農産品の平均バインド税率は 47.7%であり，全物品の平均バインド税率 37.5%に比べて高いことがわかる。

2006 年時点の MFN（最恵国）実行税率（以下，MFN 税率）についてみると，その平

均は 9.5%である。インドネシアの MFN 税率は多くは 10%以下の水準で、全ラインの 75%がこの水準にあり、無税のラインは全体の 22%を占める。コメ、砂糖については、2000年に従価税が従量税に転換された。コメは 450 ルピア/kg, 砂糖については、粗糖が 550 ルピア/kg, 精製糖が 790 ルピア/kg であり、それぞれを従価税換算すると、およそ 30%, 30%, 40%となる。80%~90%という高い MFN 税率がされている品目は、アルコール飲料であり、自動車は 60%の MFN 税率となっている。

第 2 4 表 MFN 実行関税の構造

	2002	2003	2004	2005	2006	WTO最終 バインド
バインドされた タリフライン(%)						93.2
実行税率単純平均	7.2	7.2	9.9	9.9	9.5	37.5
うち						
農産品 (HS 1 ~24)	8.6	8.6	11.6	11.8	11.4	47.3
鉱工業品 (HS25~97)	7.0	7.0	9.6	9.6	9.2	35.8
WTO農産品	8.6	8.6	12.1	12.2	11.8	47.7
WTO非農産品	7.0	7.0	9.6	9.6	9.2	35.8
うち繊維、衣類	10.5	10.5	10.8	10.8	10.9	29.3
無税のタリフライン (%)	21.9	21.8	20.9	21.1	22.0	

資料：WTO事務局「Trade Policy Review, Indonesia (2007年5月)」。

注：最終バインドはHS96による1998年の関税率表からWTO事務局が計算したもの。

MFN 税率と CEPT (ASEAN 共通効果特惠) 関税を産品別にまとめたのが、第 2 5 表である。ASEAN 6 は、一部の除外品目やセンシティブ品目を除き、2002 年までに関税を 0 ~5%に、さらに 2010 年までに関税撤廃することに合意した。インドネシアの CEPT 税率は、2006 年で平均 2.7%であり、一部除外品目と高センシティブ品目を除き、0~5%の関税となっているが、このことは、品目分類別にみると、AFTA において高センシティブ品目の砂糖^(1 2)が含まれるコーヒー、茶などのグループ、同じくコメが含まれる穀物グループ、一般除外品目であるアルコール飲料が含まれる飲料などのグループでは、関税水準が比較的高く、かつ MFN 税率との差も小さいことからわかる (第 2 5 表)。

2) 輸入規制など

輸入許可制を取っている品目は、141 あり、商業省がライセンスを発行している。ほとんどは自動輸入許可 (automatic import license) であるが、アルコール飲料、ニトロセルロース、光ディスク、コメ、結晶糖、食塩等の品目は、健康、安全、公共モラル、国内競争力確保、密輸防止などから非自動輸入許可制となっている。

コメについては、2004 年より、ピークとなる収穫時期（通常 1 月～6 月）は輸入が禁止されている。輸入ライセンスは、国家備蓄のため必要と判断されたときのみ、中品質のコメ（HS1006.30.90.00）の輸入に限って食料調達公社（BULOG）⁽¹³⁾ にのみ発行される。ホテル用など高品質のコメについては、少数の民間セクターの業者にライセンスが与えられる。これは、BULOG の担当者によれば、1998 年に、BULOG（当時、食料調達庁）による輸入独占が廃止されたが、その後、輸入管理が十分出来なくなった結果、無秩序な輸入によりコメの国内価格が低落する事態となったためということである。

第 25 表 MFN 税率と CEPT 税率の推移

	(%)							
	2003		2004		2005		2006	
	MFN	CEPT	MFN	CEPT	MFN	CEPT	MFN	CEPT
全品目	7.2	2.8	9.9	3.4	9.9	3.4	9.5	2.7
農産品	8.6	6.8	12.1	10.2	12.2	10.2	11.8	7.6
うち								
生きた動物・	4.1	2.3	4.1	1.9	4.3	1.9	4.5	0.2
その製品								
乳製品	5.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0	5.6	0.0
コーヒー・茶など	7.7	5.5	11.0	9.3	11.1	9.4	11.3	7.5
切り花、植物	5.1	3.2	5.7	3.1	6.4	3.1	6.4	0.0
果実・野菜	5.0	3.8	5.0	3.8	5.1	3.8	5.2	0.5
穀物	8.2	7.9	17.4	17.3	17.7	17.3	17.7	16.3
油糧種子・製品	4.1	2.8	4.8	2.7	4.8	2.7	4.7	0.3
飲料等	52.2	50.3	96.4	94.7	96.4	94.7	87.4	84.1
たばこ	10.3	2.2	10.5	3.9	10.5	3.9	10.5	3.8
その他	3.7	2.2	4.1	2.6	4.1	2.6	4.3	1.6
非農産品（燃料除く）	7.0	2.2	9.6	2.6	9.6	2.6	9.2	2.1
うち								
魚・魚製品	5.0	4.2	5.1	4.1	5.3	4.4	5.4	0.5
木材・パルプなど	3.7	1.8	4.3	2.3	4.3	2.3	4.2	2.2
燃料	5.0	2.0	5.0	1.8	5.0	1.8	1.6	0.5

資料：WTO事務局「Trade Policy Review, Indonesia」（2007年5月）。

また、砂糖についても 2004 年の商業省の法令により、一部の登録輸入業者のみに輸入許可を行っている。

3) 輸出規制など

生きた魚の一部、低品質のゴム、原料ゴム、は虫類の皮、鉄くず、丸太、ウッドチップ、ワシントン条約で保護されている野生動物、野生植物などが、輸出禁止さ

れている。これは、天然資源の保護、絶滅の危機にある種の保護、高付加価値産業の振興、輸出品の品質向上の目的で行っているものである。

輸出税については、ラタン（籐）が 5%、パーム油については 3%であったが、国際的な食料価格高騰への対策から、パーム油の輸出税は国際価格の水準により課せられる仕組みとなった（2008 年 2 月～、詳細は「2.（3）3）国際的な食料価格高騰の影響と対応」を参照）。

注(1) ジャカルタ ジャパンクラブ「インドネシア ハンドブック 2006 年版」参照

(2) 中央統計庁（BPS）の統計では、全国 24 箇所の観測地点のものであり、ばらつきがあるが、熱帯雨林地域に属することから、全国的にみて降雨量が多いものと推測される。

(3) ジャカルタ ジャパンクラブ「インドネシア ハンドブック 2006 年版」参照

(4) 農地を、水田、畑地・樹園地、牧草地、一時的休耕地、エステートの合計とした。

(5) 低所得者層およそ 1,900 万世帯（全世帯 5,600 万世帯の約 1/3 にあたる）に対し、キロあたり 1,600 ルピアで（約 16 円）1 ヶ月 1 世帯当たり 15kg の販売を行っている。この価格は市場価格の約 1/3 であり、実施機関は BULOG である。

(6) 農業省の統計では、生産量はオイルパーム、輸出入量はパームオイルとなっている。

(7) 農業省（食料安全保障庁）では、最近のコメの 1 人当たり消費量を 139kg と見込んでいる。

(8) 大豆をテンペ菌で発酵させる発酵食品である。弱い臭気があるが、納豆のように糸を引くことはない。

(9) 菓子等に使われる甘味料。

(10) AFTA においては、ノーマルトラックという区分はないが、センシティブ品目等でない、通常の開税引下げルールが適用される品目を「適用品目」（inclusive item）としている。このため、この「適用品目」をノーマルトラックとした。

(11) 表 2-1 にあるバインドしているタリフラインの割合が異なるのは、部分的にバインドしているタリフラインが存在するためである。

(12) 2002 年 2 月に、インドネシア政府は AFTA において、砂糖を高センシティブ品目に追加した。それまでは、コメのみが高センシティブ品目であった。

(13) BULOG は、コメ、小麦・小麦粉、砂糖、大豆、ニンニクの輸入独占権を持っていたが、1998 年 1 月の IMF への経済・金融政策に係る覚書により、コメ以外の品目の輸入自由化を実施、次いで同年 9 月の覚書により、コメの輸入についても自由化し、民間業者による輸入の道を開いた。BULOG は、その後 2003 年 5 月に政府機関から公社となった。

[引用・参考文献]

ジャカルタジャパンクラブ「インドネシアハンドブック 2006 年版」

アジア経済研究所「アジア動向年報 2008」, 「アジア動向年報 1998」

(財) 国際農林業協力協会「畜産開発のための周辺農業・経済事情調査報告書-インドネシア共和国」

宮本謙介(2003)「概説インドネシア経済史」有斐閣

佐藤百合編(2004)「インドネシアの経済再編」アジア経済研究所

堀内・小林編著(2000)「東・東南アジア農業の新展開」国際農林業研究センター

安場編著(2005)「東南アジア社会経済発展論」勁草書房

加納啓良(1988)「インドネシア農村経済論」勁草書房

水本達也(2006)「インドネシア」中公新書

小牧利寿(2004)「ゴム時間共和国インドネシア」日本経済新聞社

浦田, 石川, 水野編著(2007)「FTA ガイドブック 2007」JETRO

石場裕(2009), “インドネシアの農業と貿易概況”, 「月刊食料と安全, 2009 年 1 月号」(財) 全国瑞穂食糧検査協会

BAPPENAS, 「Presidential Regulation Number of 2005 on the National Medium-Term Development Plan」

Ministry of Agriculture, 「Indonesian Agricultural Development Plan 2005-2009」

Ministry of Agriculture, 「Programs and Activities of the Ministry of Agriculture for the year 2008」

FAO(2003) 「Food Balance Sheet 」 <http://faostat.fao.org/site/368/default.aspx>

(2008 年 11 月 21 日ダウンロード)

FAO, 「Production Stat.」 <http://faostat.fao.org/site/526/default.aspx> (2008 年 11 月 20 日ダウンロード)

FAO, 「Trade Stat.」 <http://faostat.fao.org/site/406/default.aspx> (2008 年 11 月 20 日ダウンロード)

BULOG(2003) 「New Bulog, Harmonizing Activities and Strengthening National Tasks」

外務省, http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/index.html (2008 年 11 月 4 日アクセス)

外務省, 「日本の経済連携協定(EPA) 交渉－現状と課題」,

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kyotei_0703.pdf (2009 年 1 月 28 日ダウンロード)

JETRO, 「日本と世界の主要 FTA 一覧 (暫定版)」,

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/reports/05001491> (2008 年 11 月 4 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, ” Protocol to Amend the Agreement on the Common Effective Preferential Tariff (CEPT) Scheme

for the ASEAN Free Trade Area(AFTA) for the Elimination of Import Duties”

<http://www.aseansec.org/14183.htm> (2008 年 5 月 27 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, ” Protocol on the Special Arrangement for Sensitive and Highly Sensitive Products,
Singapore 30 September 1999”

<http://www.aseansec.org/1207.htm> (2008 年 5 月 27 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Protocol to Amend the Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for
the ASEAN Free Trade Area”

<http://www.aseansec.org/12371.htm> (2008 年 5 月 27 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade

Area” <http://www.aseansec.org/12375.htm> (2008 年 5 月 27 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Statement on Bold Measures 6th ASEAN Summit, Hanoi, 16 December 1998” <http://www.aseansec.org/8756.htm> (2008 年 8 月 14 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Agreement on Trade in Goods of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the ASEAN and the People Republic of China” <http://www.aseansec.org/16646.htm> (2008 年 9 月 11 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Protocol to Amend the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the ASEAN and the People Republic of China” <http://www.aseansec.org/15157.htm> (2008 年 9 月 11 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation Between ASEAN and the People Republic of China, Phnom Penh, 5 November 2002” <http://www.aseansec.org/13196.htm> (2008 年 9 月 11 日ダウンロード)

ASEANM Secretariat, “Agreement on trade in Goods under the Framework Agreement on comprehensive Economic cooperation among the Government s of the Member countries of the ASEAN and the Republic of Korea” <http://www.aseansec.org/akfta.htm> (2008 年 10 月 9 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation among the Government of the Member Countries of the ASEAN and the Republic of Korea, Kuala Lumpur, 13 December 2005” <http://www.aseansec.org/18063.htm> (2008 年 10 月 9 日ダウンロード)

WTO Secretariat, Trade Policy Reviews(Search Document Online)
http://www.wto.org/english/tratop_e/tpr_e/tpr_e.htm (2008 年 11 月 13 日アクセス)

WTO, “Trade Policy Review, report by the Secretariat, INDONESIA” (WT/TPR/S/184, 23 May 2007)

WTO, “Trade Policy Review, report by INDONESIA” (WT/TPR/G/184, 23 May 2007)

ASEAN 経済共同体構築へ向けての動きと AFTA

ASEAN については、特に 2007 年 11 月の第 13 回 ASEAN 首脳会議において、ASEAN 経済共同体構築に向けて「Declaration on the ASEAN Economic Community Blueprint」が採択されており、これまでの AFTA における貿易自由化の進捗、域外国との FTA・EPA の締結とも関連して、ASEAN 経済統合への動きが注目されている。ここでは、トピック的にこのあたりの動向に焦点をあててレポートを試みた。なお、ASEAN について、農業事情を含めた一般的な内容については、「平成 19 年度カントリーレポート、ASEAN、ベトナム」（行政対応特別研究（二国間）研究資料第 2 号、2008 年 3 月）にまとめられている。

1. ASEAN 経済共同体構築に向けてのこれまでの経緯（主な動き）

ASEAN 経済共同体構築に向けての動きは、第 2 回 ASEAN 非公式首脳会議で採択された ASEAN ビジョン 2020 までさかのぼることができる。

（1）ASEAN ビジョン 2020

1997 年の第 2 回 ASEAN 非公式首脳会議（クアラルンプール）において 2020 年までの期中中期目標として「ASEAN ビジョン 2020」が採択された。これは 2020 年までの地域の発展及び域内協力を通じた豊かな生活の達成についての展望を示したものであり、2020 年までに、東南アジア全体が「ASEAN 共同体」となることを展望する（envision）するという目標が初めて明記された。

（2）ハノイ行動計画

1998 年の第 6 回 ASEAN 非公式首脳会議（ハノイ）において、「ASEAN ビジョン 2020」実現のための最初の行動計画が「ハノイ行動計画」（1999～2004）として採択された。

（3）第二 ASEAN 協和宣言（Declaration of ASEAN Concord II）（バリ・コンコード II）

2003 年の第 9 回 ASEAN 首脳会議（バリ）において、ASEAN 共同体の柱として、「ASEAN 安全保障共同体（ASEAN Security Community:ASC）」、「ASEAN 経済共同体（ASEAN Economic Community:AEC）」、「ASEAN 社会・文化共同体（ASEAN Social and Cultural Community:ASCC）」の 3 つを目指すことを明記した「第二 ASEAN 協和宣言」が署名された。

ASEAN 経済共同体については、①ASEAN をひとつの「統合市場及び統合生産ネットワーク」として確立し ASEAN の信頼性と経済的影響力を強化する、②ASEAN 自由貿易協定

等の既存の ASEAN の経済イニシアティブの実施を強化する新たなメカニズムと措置を構築する、③本共同体により、ASEAN の統合と経済競争力の強化を図る、等とされている。

（４）ビエンチャン行動計画（Vientiane Action Programme:VAP）

2004 年の第 10 回 ASEAN 首脳会議（ビエンチャン）で採択された。本計画は「ハノイ行動計画」を引き継ぐ第 2 次中期計画（1999～2010）である。3 つの共同体毎に「ASEAN 共同体実現に向けての目標と戦略（Goals and Strategies Towards Realizing The ASEAN Community）」が記載されており、ASEAN 経済共同体では、より緊密な経済統合を通じ経済成長及び開発のための競争力を強化することを目的に、次の戦略的主眼（Strategic Thrust）が掲げられている。関税撤廃など物品貿易自由化については、A E C が単一市場、生産拠点として機能するための必要最小条件として認識されている。

- －単一市場・生産拠点に向けた統合プロセスを加速化
 - －11 の優先分野（注）で 2010 年までに統合
 - －投資の自由化・円滑化・促進などの ASEAN 投資地域の推進
 - －ASEAN 6 は 2010 年まで、ASEAN 4 は 2015 年までの域内関税撤廃などの貿易自由化
 - －サービス貿易、金融協力、交通、通信・IT、科学技術、エネルギー、食料・農業・林業、制度強化
 - －F T A、C E P を通じた対話国との経済関係の強化
- （注）農業産品、自動車、エレクトロニクス、水産、ゴム製品、繊維・アパレル、林産品、航空旅行業、e-ASEAN、保健医療、観光

（５）優先統合分野のための ASEAN 枠組み協定（ASEAN Framework Agreement for the Integration of Priority Sectors）

第 10 回 ASEAN 首脳会議において、ビエンチャン行動計画と併せ「優先統合分野のための ASEAN 枠組み協定」が採択されている。この枠組み協定は、分野横断的な共通協定と統合のための具体的なロードマップを含んだ上記（４）にある優先 11 分野の分野別議定書からなる。共通協定の中の「物品の貿易」では、分野別議定書でカバーされる品目（ただし、各加盟国がリストにある品目の 15%を超えない範囲内でネガティブリストとしたものは除く）については、AFTA における CEPT 関税撤廃スケジュールを前倒しし、ASEAN6 については 2007 年 1 月（CEPT では 2010 年 1 月）、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については、2012 年 1 月（CEPT では 2015 年 1 月）に実施するとされている。農林水産分野については、AFTA とともに次項で紹介したい。

（６）ASEAN 経済共同体ブループリント（ASEAN Economic Community Blueprint）

セブ宣言（Cebu Declaration on the Acceleration of the Establishment of an ASEAN Community by 2015）（2007 年 1 月の第 12 回 ASEAN 首脳会議）により、ASEAN 共同体を

2015 年までに設置できるよう加速化することを表明したのに続き、2007 年 11 月の第 13 回 ASEAN 首脳会議において、特に ASEAN 経済共同体構築の加速化を目指し、各種措置について明確な目標とタイムラインを示した「ASEAN 経済共同体ブループリント」が採択された。

2. ASEAN 経済共同体とアセアン自由貿易地域

ASEAN 経済共同体形成に向けた動きとともに、その重要な要素でもある域内貿易自由化の推進を担っている ASEAN 自由貿易地域（以下「AFTA」）の動きをみておく必要がある。

（1）漸進的自由化を進めてきた AFTA

①AFTA は、1992 年 1 月の ASEAN 首脳会議で合意され、「AFTA の共通効果特惠関税 (CEPT 協定)」（Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area）（以下「CEPT 協定」）に署名された。この CEPT 協定に基づき 1993 年 1 月から関税引き下げが開始された。対象品目については、農産物（注）を除く全ての產品とされており、基本的にこの全ての產品が CEPT スキームの対象となるが、i) 国家安全保障、ii) 公共の道德、iii) 人間、動植物の生命と健康の保護、などのために必要な場合は一般的除外品目とすることが出来、センシティブなどの理由で暫定的に CEPT スキームに組み込むことの出来ない品目についても除外することが出来た（暫定的除外品目）。なお、関税引き下げの手法の詳細については省略するが、1993 年から 2008 年までの 15 年間で関税率を 0～5%に引き下げることとされた。

（注）HS 1 類（Chapter 1）から 24 類（Chapter 24）に分類される原材料／未加工農産物、及び他の関連した類の原材料／未加工農産物など

②1994 年の第 5 回 ASEAN 経済閣僚会議の合意を受けて、1995 年 12 月に「AFTA の CEPT 協定に関する修正議定書」に署名され、i) 関税引き下げの目標年次を前倒しして 2003 年とする、ii) 農産物を CEPT スキームの対象とする、iii) 暫定的除外品目については、漸次 2000 年までに CEPT スキームに組み込む、こととされた。なお、ベトナムが 95 年 7 月に ASEAN に加盟し、ベトナムについては 2006 年までに関税率を 0～5%に引き下げることとされた。

③1998 年の第 6 回 ASEAN 首脳会合において、ASEAN6 の関税引き下げの目標年次をさらに 1 年前倒しして 2002 年とすることに合意された（「Statement on Bold measures 6th ASEAN Summit」（第 6 回 ASEAN 首脳会合の勇気ある手段に関する声明））。また、これに先立ち、同年 10 月の第 12 回 ASEAN/AFTA 協議会において、ラオスとミャンマーの

関税引き下げの目標年次を 2008 年とすることが確認されている。

- ④1999 年 9 月に署名された「センシティブ品目及び高度センシティブ品目の特別な取り扱いに関する議定書 (Protocol on the Special Arrangement for Sensitive and Highly Sensitive Products)」により、センシティブ及び高度センシティブ品目を設け、これらの品目の取扱いについて、CEPT スキームに組み込む年限等を定めた(注)。これは、暫定的除外品目を 2000 年までに CEPT スキームに組み込むこととされたが、それが困難な品目についての特別扱いを定めたものと考えられる。

また、同年 9 月の第 13 回 ASEAN/AFTA 協議会において、カンボジアの関税引き下げの目標年次を 2010 年とすることが確認されている。

(注) ASEAN6 については、センシティブ品目の CEPT への組み込みを 2001 年 1 月から開始し、2010 年に完了すること、ASEAN 4 については、組み込み完了年限をより長くっており、カンボジアが一番長く、2017 年に完了すること、等を定めている。

高度センシティブ品目の CEPT への組み込みも 2010 年に完了することと定めているが、最終税率を 20% とするなど関税引下げについて柔軟性を持たせている。

- ⑤2003 年 1 月に署名された「輸入関税撤廃のための AFTA の CEPT スキームに関する修正合意議定書 (Protocol to Amend the Agreement on the Common Effective Preferential Tariff (CEPT) Scheme for the ASEAN Free Trade Area (AFTA) for the Elimination of Import Duties)」により関税引き下げ目標が、「0～5%」から「関税撤廃」となった。ただし、組み込み品目のみに対する措置であり、組み込み品目以外のセンシティブ品目及び高度センシティブ品目については、引き続き上記④の議定書により扱うこととなった。組み込み品目について、6 カ国が 2010 年までに関税撤廃を行うこと、4 カ国 (CLMV) については 2015 年までに関税撤廃を行うが、一部のセンシティブ品目については 2018 年までとする柔軟性を認めている。

以上の AFTA の動き (自由化スケジュール) を第 1 表にまとめておく

第 1 表 AFTA の自由化スケジュール

	1993.1	2002	2003	2008	2010	2015	2018
CEPT 協定 (92年1月) *	関税引下げ 開始			● (0-5%)			
CEPT協定に関する 修正議定書** (95年12月)	(ASEAN6)		● (0-5%)				
第6回ASEAN首脳会合の勇気 ある手段に関する声明 (98年12月)	(ASEAN6)	● (0-5%)					
センシティブ品目及び高度 センシティブ品目の特別 な取り扱いに関する 議定書 (99年9月)	sensitive ASEAN6 Vietnam RAO, Myanmar Cambodia	△ (2001)	△ (2004) △ (2006)	△ (2008)	▲ (phase in) ▲ (2013)	▲ (2015) ▲ (2017)	
	highly sensitive	△ (2001)		▲ (phase in) ***			
輸入関税撤廃のための CEPTスキームに関する AFTAの修正合意議定書 (2003年1月)	ASEAN6 CLMV			● (0%)		● (0%)	(● (0%)) ****
*農産物は除外 **農産物を含める ***最終関税率：インドネシア20% ****いくつかのセンシティブ品目 について認める							
(ASEAN経済共同体関連) 優先統合分野のための ASEAN枠組み協定 (2004年11月) (agro-based, wood- based, fish)	ASEAN6 CLMV		● (0%) (2007)			● (0%) (2012)	

資料：各協定、議定書等より筆者作成。

(2) 農林水産関係優先統合分野と AFTA

優先統合分野に係る対象品目リストは、枠組協定によれば 4,300 品目弱であり、これは ASEAN 関税分類 (AHTN 分類コード 2002) が約 10,000 品目であるので、その約 40% に達している。そのうち、農業産品 106、林産品 165 品目 (44 類の他に 94 類の家具等 22 品目を含む)、水産 177 品目の合計 448 品目となっている (参考 1)。全体の割合が 40% に達するなかで、農産品についてみると、農産品全体を 1 類から 24 類 (ただし、3 類全体、15 類の一部、16 類の一部、21 類の一部は水産品のため除く) として試算すると、優先統合分野において加工農産物が主体となっていることもあって 9.5% となり、カバー率はかなり低くなっている。対照的に、水産品については全てが優先統合分野対象品目となっており、林産物 (44 類) についても、約 61% の品目が優先統合分野対象品目である (第 2 表)。また、枠組協定によれば、加盟各国は対象品目の 15% を限度にネガティブリストを登録できることとなっており、優先統合分野毎のプロトコール (ASEAN Sectoral Integration Protocol for ○○ Products) に各加盟国毎に掲載されている (参考 2)。各加盟国のネガティブリストを概観してみると、15 類の植物油、20 類の野菜・果実調製品、が比較的多く、7 類の野菜、23 類の調製飼料が少ないことがわかる。

第 2 表 優先統合分野の品目割合 (農林水産)

	優先統合分野 対象品目 (A)	品目数 (B)	割合 (%) (A) / (B)
農産品	106	1,116	9.5
林産品 (44類)	143	235	60.9
水産品	177	177	100.0
計	426	1,528	27.9

資料：「優先統合分野のための ASEAN 枠組協定」，ASEAN 事務局，

「Consolidated CEPT Package 2007」より，筆者作成。

注．品目数 (B) については、ASEAN 統一関税分類 2002 を適用しているカンボジアの品目数で試算した。

① AFTA 実施状況と優先統合分野の品目

順次自由化を進めてきた AFTA の最新時点の実施状況 (2007 年) は第 3 表のとおりである。暫定的除外品目はすでに AFTA への組み込みが完了しており、全ての加盟国において暫定的除外品目は存在しない。高度センシティブ品目はインドネシアのみに存在し、これはコメと砂糖である。フィリピンのセンシティブ品目は全てコメであり、ミャンマーのそれもほとんどがコメとなっている (参考 3)。0~5% の関税率が組み込み品目のどのくらいの割合となっているかを見ると、ASEAN6 では、98.7% になり、うちインドネシア、シンガポールでは 100% を達成している。カンボジアの率が低いですが、ASEAN 全体でみても、組み込み品目の 94% となっている。

優先統合分野の品目は AFTA の関税撤廃のスケジュールより早く関税撤廃を行うことが計画されていることがわかるが（上記第 1 表）、AFTA におけるセンシティブ、高度センシティブ品目は、優先統合分野の対象品目から除かれる（枠組協定）ため、ネガティブリストに登録しなくとも AFTA のスケジュールに先立って関税撤廃となることはなく、AFTA における扱いが適用される。

第 3 表 CEPT 実施状況（2007 年）

国名	組込み品目	一般除外 品目	暫定除外 品目	センシティブ 品目	高度センシ ティブ品目	総品目数
ブルネイ	10,598	104	0	0	0	10,702
インドネシア	8,620	96	0	0	16	8,732
マレーシア	12,504	89	0	0	0	12,593
フィリピン	11,444	27	0	19	0	11,490
シンガポール	10,705	0	0	0	0	10,705
タイ	8,301	0	0	0	0	8,301
ASEAN 6	62,172	316	0	19	16	62,523
カンボジア	10,454	181	0	54	0	10,689
ラオス	10,023	464	0	203	0	10,690
ミャンマー	10,611	51	0	27	0	10,689
ベトナム	10,523	166	0	0	0	10,689
ASEAN 4	41,611	862	0	284	0	42,757
ASEAN 合計	103,783	1,178	0	303	16	105,280

資料：ASEAN事務局「Consolidated Cept Package 2007」より筆者作成。

第4表 組み込み品目の関税率別品目数

	0%	0%—5%	0%～5%の 品目割合	5%超	その他	組込み品目計
ブルネイ	7,591	2,333	93.6	674	0	10,598
インドネシア	5,731	2,889	100.0	0	0	8,620
マレーシア	10,181	2,258	99.5	34	31	12,504
フィリピン	5,756	5,613	99.3	75	0	11,444
シンガポール	10,715	0	100.0	0	0	10,705
タイ	4,513	3,775	99.8	13	0	8,301
ASEAN6	44,477	16,868	98.7	796	31	62,172
カンボジア	605	5,998	63.2	3,851	0	10,454
ラオス	629	9,331	99.4	63	0	10,023
ミャンマー	365	8,960	87.9	1,286	0	10,611
ベトナム	5,478	4,807	97.7	238	0	10,523
ASEAN4	7,077	29,096	86.9	5,438	0	41,611
合計	51,554	45,964	94.0	6,234	31	103,783

資料：ASEAN事務局「Consolidated CEPT Package 2007」より筆者作成。

(3) AEC 草案 (ASEAN Economic Community Blue Print)

2007 年 11 月に開催された第 13 回 ASEAN 首脳会議において、ASEAN 憲章 (Charter of the Association of Southeast Asian Nations) とともに本草案が採択された。

これは、先だって同年 1 月に行われた第 12 回首脳会議における「セブ宣言 (Cebu Declaration on the Acceleration of the Establishment of an ASEAN Community by 2015)」において、ASEAN 経済共同体を 2020 年から前倒しし 2015 年までに設立することに合意されたが、必要なアプローチをタイムスケジュールとともに具体的に示したものである。この草案は、i) 単一の市場と生産拠点、ii) 競争力の高い経済地域、iii) 公正な経済発展、iv) グローバル経済への統合、という 4 つの柱からなっている。i) の「単一の市場と生産拠点」では、5 つの核となる要素 (モノの自由な流れ、サービスの自由な流れ、投資の自由な流れ、資本の自由な流れ、熟練労働力の自由な流れ) に加えて、2 つの重要な要素として、「優先統合分野 (Priority Integration Sector)」と「食料・農林業 (Food, Agriculture and Forestry)」が掲げられている。

「食料・農林業」には水産も含む内容となっており、i) 「貿易の促進と食料、農産物、林産物の競争力向上」、ii) 「国際・地域機関、民間セクターとの協力、・協同アプローチ、技術移転の促進」、iii) 「農産物の市場アクセスの促進、農協のネットワークメカニズム確立などの観点からの農協の発展」の 3 つの戦略アプローチを掲げている。これらは、さらに全部で 18 のアクションからなるが、このうち、i) について、アクションとそのタイムスケジュールをまとめたものは第 5 表のとおりである。GAP (Good Agricultural Practice) や HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) の確

立, SPS 措置の調和, 国際基準に調和した農産物の安全管理と品質管理を適用すること, など農産物の安全, 品質確保のための制度面からのアプローチが特徴的である(注)。なお, モノの貿易(上記, 「モノの自由な流れ」において記述)に関し, 関税撤廃については, これまでの AFTA における自由化スケジュールと優先統合分野における自由化前倒しスケジュールを確認した内容となっている。

(注) 農産物, 林産物の CEPT-AFTA スキームの実施をモニターすることが本文では書かれているが, 表では省略されている。

(4) ASEAN 憲章

2008 年 12 月 15 日, ASEANM に法的, 制度的枠組みを与える「ASEAN 憲章(The ASEAN Charter)」が発効した。憲章には, 第 3 条において, 「ASEAN は政府間の組織として, 法人格を与える」ことが規定されているほか, 意志決定において, 伝統的なコンセンサス方式を踏襲しなから, コンセンサスに達しない場合には, ASEAN サミットにその裁定方式を委ねることとしている(第 20 条)。さらに, 経済面での約束事項の履行については, 柔軟性を認め, コンセンサスがあれば, その約束事項への参加を遅らせるなどの, いわゆる「ASEAN+X」方式をとることを認めている(第 21 条)。

この憲章の発効により, 加盟国の実情に応じた柔軟な取り扱い(国や分野によっては例外を認めるなど)も可能となる。

第5表 食料、農林業分野における実施項目とスケジュール
(貿易の促進と食料、農産物、林産物の競争力向上部分抜粋)

	2008-2009	2010-2011	2012-2013	2014-2015
ASEANの域内外における貿易の促進とASEANの食料、農産物、林産物の長期的な競争力を高める	・ASEAN水産物の安全性を確保し、世界市場での競争的地位を支持する水産物品質安全管理システムを2009年までに樹立し、適用 ・広く取引されている作物 (Crop) に通常使用されている農薬の最大残存量の基準を、国際的な基準/ガイドラインに沿って、2010年までに調和 ・有害薬品の使用を止めるために水産養殖における薬品使用のガイドラインを、国際的な基準/ガイドラインに沿って2009年までに調和	・検疫と検査/サンプリングの手続きを、国際的な基準/ガイドラインに沿って、2010年までに調和	・良好な農業、養殖業の実践 (GAP)、良好な家畜飼養の実践 (GAHP)、良好な衛生の実践 (GHP)、良好な製造の実践、HACCPをベースとしたシステムを2012年までに確立	・貿易上重要で有望な食品、農産物、林産物のSPS措置を、国際的な基準/ガイドラインに沿って、2015年までに調和 ・近代的なバイオテクノロジーを使用して生産される農産物の規制枠組みを、国際的な基準/ガイドラインに沿って2015年までに調和 ・ASEAN域内で経済的に重要な園芸作物に対する安全・品質基準を国際的な基準/ガイドラインに沿って、2015年までに調和 ・共通のバイオセキュリティ管理基準を通じた動物由来食品の安全性に向けた動物健康管理を、国際的な基準/ガイドラインに沿って、2015年までに調和 ・森林認証に資する段階的アプローチの地域枠組みを2015年までに開発

資料：「Declaration on the ASEAN Economic Community Blueprint」.

3. AEC を構築していく上での制約と課題

(1) 各国のブループリントに関する意見等

2008 年 2 月にマレーシアで行われた「アセアン諸国の農業政策展開の見通し」と題したシンポジウムにおいて、各国は、ASEAN 経済共同体構築に向けてのブループリントについて意見表明を行っている。その主要なものについて整理したものが第 6 表であるが、全く問題がないとするマレーシアを除き（シンガポールは欠席）、各国は何らの国内政策の調整が必要とのコメントを行っている。コメントの内容は、特にブループリントにおける「食料、農業、林業」分野の内容（第 5 表をみれば、SPS の内容が多く見受けられる）に限ったものではないと思われるが、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）はもとより、インドネシアがかなり後ろ向きな反応を示していることが注目される。

各国は市場指向型の農業にシフトさせていくモメンタムとなるというプラスの影響を指摘してはいるが、第 6 表にあるようなマイナスの影響も指摘している。

第6表 AEC ブループリントを実施するにあたって各国の意見（制約面）

カンボジア	・研究機関、農業普及センターのといった物理的なインフラに制約 ・人的資源の開発が必要 ・農産物の越境貿易を一層促進する必要
インドネシア	・いくつかの事項は欠くことのできないものであるが、さほど重要でない事項もある ・ASEAN地域は多様性があり、経済、雇用からみて農業が重要でない国もあれば、インドネシアのように農業に依存しなければならない国もある ・経済共同体の実施計画はこれまで加速化されてきており、残すところ7年しかない、少なくともインドネシアはそれまでに実施することは困難 ・ASEAN憲章とブループリントが、ステークホルダー、なかんずく農民に繁栄をもたらすか現時点では未知数
ラオス	・集約的な農業生産により環境問題の悪化が懸念 ・富裕層と貧困層の収入格差の拡大 ・スキルの高い外国人労働力の自由な移動がラオス労働市場に悪影響を与える可能性 ・農業セクターに制約をもたらす可能性があり、農業政策に必要な調整を行わなければならない可能性
ミャンマー	以下のような制約がある ・農業の算出投入についての不十分な価格政策 ・農業研究開発投資の水準が低いこと ・普及、研究開発分野での不十分な人的資源 ・基本的な物理的インフラの欠如
ベトナム	以下のような制約がある ・小規模生産であるため、低価格での輸入製品との競争が困難 ・より大きなサイズで、見栄えがよく、味の良い産品を生産する技術に乏しい ・CEPT-AFTAを始め、HACCP, GAP, SPS, MRLs, などについてASEANの政策に国内政策を調和させる必要

資料：（社）国際農林業協働協会、「日アセアン地域技術交流事業平成19年度報告書」より作成。

（２）制約と課題

ASEAN 経済共同体構築に向けて、農業、食料、林業分野における考えられる制約と課題を要約すると、

- ① ASEAN 加盟国間の経済格差と農業の経済に占める地位が異なることから、国内農業、農業政策の調整が必要であること
- ② ASEAN 経済共同体構築のスケジュールがこれまで加速化されてきており、項目によっては、スケジュール通り実現出来ないものが出てくる可能性
- ③ 研究開発分野での人的資源、物理的インフラが乏しいことから、これらの開発、改善が必要であること

ASEAN は AFTA において、加盟国の経済発展レベルや加盟時期等により、その実施時期を遅らせるなどの措置をとってきた。ASEAN 憲章においては、先述したように第 21 条で「ASEAN-X」方式を採用できることが明文化されており、ASEAN 経済共同体の構築にあたっても、特に CLMV 諸国についてこのような柔軟性を適用する可能性もある。もしそうなれば、全くの私見ではあるが、2015 年時点で経済共同体の発足が、実質的にはまず ASEAN6 でスタートするとの可能性もゼロとは言えなくなる。さらに、一方で ASEAN6 のメンバーではあるが、AFTA においても ASEAN 加盟国唯一の「高度センシティブ品目」であるコメを抱え、ブループリントについても、「2015 年の実施は困難、農民に利益をもたらすかどうかは未知数」との意見を表明しているインドネシアが今後どのような対応を行うのか、注目されるところである。

[参考・引用文献]

浦田、石川、水野編著、「FTA ガイドブック 2007」、JETRO

農林水産省、海外農業情報、主要国の食料政策等、

<http://www.maff.go.jp/kaigai/shokuryo/19index.htm#asia> (2008 年 7 月 25 日ダウンロード)

農林水産政策研究所、「平成 19 年度カントリーレポート、ASEAN、ベトナム」行政対応特別研究（二国間）研究資料第 2 号、2008 年 3 月

農林水産政策研究所、「FTA・WTO 体制下のアジアの農業、食品産業と貿易」行政対応特別研究（交渉戦略）第 4 号、2007 年 3 月

（社）国際農林業協働協会、「日アセアン地域技術交流事業 平成 19 年度報告書（アセアン諸国の農業政策展開の見通し）」、2008 年 3 月

ASEAN Secretariat, “ASEAN VISION 2020” <http://www.aseansec.org/5228.htm> (2008 年 8 月 12 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Hanoi Plan of Action”, <http://www.aseansec.org/8754.htm> (2008 年 8 月 12 日アクセス)

ASEAN Secretariat, “Declaration of ASEAN Concord II”,

<http://www.aseansec.org/15159.htm> (2008 年 8 月 12 日アクセス)

ASEAN Secretariat, “Vientiane Action Programme”

<http://www.aseansec.org/VAP-10th%20ASEAN%20Summit.pdf> (2008 年 8 月 12 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “ASEAN Framework Agreement for the Integration of Priority Sectors”, <http://www.aseansec.org/16659.htm> (2008 年 12 月 2 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “ASEAN Sectoral Integration Protocol for Agro-based Products”, <http://www.aseansec.org/16672.htm> (2008 年 12 月 2 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “ASEAN Sectoral Integration Protocol for fisheries”, <http://www.aseansec.org/16701.htm> (2008 年 12 月 2 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “ASEAN Sectoral Integration Protocol for Wood-based Products”,

<http://www.aseansec.org/16738.htm> (2008 年 12 月 2 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Cebu Declaration on the Acceleration of the Establishment of an ASEAN Community by 2015” ,
<http://www.aseansec.org/19319.htm> (2008 年 11 月 20
日アクセス)

ASEAN Secretariat, “Declaration on the ASEAN Economic Community Blueprint” ,
<http://www.aseansec.org/21081.htm> (2008 年 12 月 2 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “ASEAN Economic Community Blueprint” ,
<http://www.aseansec.org/21083.pdf> (2008 年 12 月 2 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Strategic Schedule for ASEAN Economic Community” ,
<http://www.aseansec.org/21161.pdf> (2008 年 12 月 2 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Consolidated 2007 CEPT Package”,
<http://www.aseansec.org/20937.htm> (2008 年 11 月 26 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, ” Protocol to Amend the Agreement on the Common Effective Preferential Tariff (CEPT) Scheme
for the ASEAN Free Trade Area (AFTA) for the Elimination of Import Duties”
<http://www.aseansec.org/14183.htm> (2008 年 5 月 27 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, ” Protocol on the Special Arrangement for Sensitive and Highly Sensitive Products,
Singapore 30 September 1999”
<http://www.aseansec.org/1207.htm> (2008 年 5 月 27 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Protocol to Amend the Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for
the ASEAN Free Trade Area”
<http://www.aseansec.org/12371.htm> (2008 年 5 月 27 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade
Area” <http://www.aseansec.org/12375.htm> (2008 年 5 月 27 日ダウンロード)

ASEAN Secretariat, “Statement on Bold Measures 6th ASEAN Summit, Hanoi, 16 December
1998” <http://www.aseansec.org/8756.htm> (2008 年 8 月 14 日ダウンロード)

(参考 1) 優先統合分野対象品目 (農林水産関連)

Attachment I

Coverage of the Agro-Based Products Sector

No	AHTN	Description
1	0702.00.00	Tomatoes, fresh or chilled.
2	0708.10.00	- Peas (<i>Pisum sativum</i>)
3	0708.20.00	- Beans (<i>Vigna</i> spp., <i>Phaseolus</i> spp.)
4	0708.90.00	- Other leguminous vegetables
5	0710.21.00	-- Peas (<i>Pisum sativum</i>)
6	0710.22.00	-- Beans (<i>Vigna</i> spp., <i>Phaseolus</i> spp.)
7	0713.10.10	-- For sowing
8	0713.10.90	-- Other
9	0713.20.10	-- For sowing
10	0713.20.90	-- Other
11	0713.31.10	--- For sowing
12	0713.31.90	--- Other
13	0713.32.10	--- For sowing
14	0713.32.90	--- Other
15	0713.33.10	-- For sowing
16	0713.33.90	-- Other
17	0713.39.10	--- For sowing
18	0713.39.90	--- Other
19	0713.40.10	-- For sowing
20	0713.40.90	-- Other
21	0713.50.10	-- For sowing
22	0713.50.90	-- Other
23	0713.90.10	-- For sowing
24	0713.90.90	-- Other
25	0801.11.00	-- Desiccated
26	0801.19.00	-- Other
27	0804.50.00	- Guavas, mangoes and mangosteens
28	1005.10.00	- Seed
29	1005.90.10	-- Popcorn
30	1005.90.90	-- Other
31	1102.20.00	- Maize (corn) flour
32	1102.30.00	- Rice flour
33	1201.00.10	- Suitable for sowing
34	1201.00.90	- Other
35	1203.00.00	Copra.
36	1204.00.00	Linseed, whether or not broken
37	1205.10.00	- Low erucic acid rape or colza seeds
38	1205.90.00	- Other
39	1206.00.00	Sunflower seeds, whether or not broken
40	1207.10.00	- Palm nuts and kernels
41	1207.20.00	- Cotton seeds
42	1207.30.00	- Castor oil seeds
43	1207.40.00	- Sesamum seeds
44	1207.50.00	- Mustard seeds
45	1207.60.00	- Safflower seeds
46	1207.99.10	--- Kapok seeds

Attachment I
Coverage of the Agro-Based Products Sector

No	AHTN	Description
47	1207.99.90	- - - Other
48	1208.10.00	- Of soya beans
49	1208.90.00	- Other
50	1507.10.00	- Crude oil, whether or not degummed
51	1507.90.10	- - Refined oil
52	1507.90.20	- - Fractions of unrefined soya-bean oil
53	1507.90.90	- - Other
54	1511.10.00	- Crude oil
55	1511.90.10	- - Concentrated palm stearin
56	1511.90.90	- - Other
57	1512.11.00	- - Crude oil
58	1512.19.10	- - - Refined oil
59	1512.19.20	- - - Fraction of unrefined sunflower-seed, safflower oil
60	1512.19.90	- - - Other
61	1512.21.00	- - Crude oil, whether or not gossypol has been removed
62	1512.29.10	- - - Refined oil
63	1512.29.20	- - - Fraction of unrefined cotton-seed oil
64	1512.29.90	- - - Other
65	1513.11.00	- - Crude oil
66	1513.19.10	- - - Refined oil
67	1513.19.20	- - - Fraction of unrefined coconut oil
68	1513.19.90	- - - Other
69	1513.21.00	- - Crude oil
70	1513.29.10	- - - Refined oil
71	1513.29.20	- - - Fraction of unrefined plam kernel and babassu oil
72	1513.29.90	- - - Other
73	1515.21.00	- - Crude oil
74	1515.29.10	- - - Fraction of unrefined maize (corn)oil
75	1515.29.90	- - - Other
76	2002.10.00	- Tomatoes, whole or in pieces
77	2002.90.10	- - Tomato paste
78	2002.90.90	- - Other
79	2005.40.00	- Peas (Pisum sativum)
80	2005.51.00	- - Beans, shelled
81	2005.59.00	- - Other
82	2005.90.10	- - Smoked garlic
83	2005.90.90	- - Other
84	2008.11.10	- - - Roasted nuts
85	2008.11.20	- - - Peanut butter
86	2008.11.90	- - - Other
87	2008.19.10	- - - Cashew
88	2008.19.90	- - - Other
89	2008.20.00	- Pineapples
90	2009.41.00	- - Of a Brix value not exceeding 20
91	2009.49.00	- - Other
92	2009.50.00	- Tomato juice

Attachment I
Coverage of the Agro-Based Products Sector

No	AHTN	Description
93	2302.10.00	- Of maize (corn)
94	2303.10.10	- - Of manioc (cassava) or sago
95	2303.10.90	- - Other
96	2304.00.00	Oil-cake and other solid residues, whether or not ground or in the form of pellets, resulting from the extraction of soya-bean oil.
97	2306.10.00	- Of cotton seeds
98	2306.20.00	- Of linseed
99	2306.30.00	- Of sunflower seeds
100	2306.41.00	- - Of low erucic acid rape or colza seeds
101	2306.49.00	- - Other
102	2306.50.00	- Of coconut or copra
103	2306.60.00	- Of palm nuts or kernels
104	2306.70.00	- Of maize (corn) germ
105	2306.90.10	- - Of safflower seed meal
106	2306.90.90	- - Other

Attachment I
Coverage of the Fisheries Products Sector

No	AHTN	Description
1	0301.10.10	-- Fish fry
2	0301.10.20	-- Other, marine fish
3	0301.10.30	-- Other, freshwater fish
4	0301.91.00	-- Trout (<i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> , <i>Oncorhynchus clarki</i> , <i>Oncorhynchus aquabonita</i> , <i>Oncorhynchus gilae</i> , <i>Oncorhynchus apache</i> and <i>Oncorhynchus chrysogaster</i>)
5	0301.92.00	-- Eels (<i>Anguilla</i> spp.)
6	0301.93.10	--- Carp breeder
7	0301.93.90	--- Other
8	0301.99.11	---- For breeding
9	0301.99.19	---- Other
10	0301.99.21	---- For breeding
11	0301.99.29	---- Other
12	0301.99.30	--- Other marine fish
13	0301.99.40	--- Other freshwater fish
14	0302.11.00	-- Trout (<i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> , <i>Oncorhynchus clarki</i> , <i>Oncorhynchus aquabonita</i> , <i>Oncorhynchus gilae</i> , <i>Oncorhynchus apache</i> and <i>Oncorhynchus chrysogaster</i>)
15	0302.12.00	-- Pacific Salmon (<i>Oncorhynchus nerka</i> , <i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> , and <i>Oncorhynchus rhodurus</i>), Atlantic salmon (<i>Salmo salar</i>) and Danube salmon (<i>Hucho hucho</i>)
16	0302.19.00	-- Other
17	0302.21.00	-- Halibut (<i>Reinhardtius hippoglossoides</i> , <i>Hippoglossus</i> , <i>Hippoglossus stenolepis</i>)
18	0302.22.00	-- Plaice (<i>Pleuronectes platessa</i>)
19	0302.23.00	-- Sole (<i>Solea</i> spp)
20	0302.29.00	-- Other
21	0302.31.00	-- Albacore or longfinned tunas (<i>Thunnus alalunga</i>)
22	0302.32.00	-- Yellowfin tunas (<i>Thunnus albacares</i>)
23	0302.33.00	-- Skipjack or stripe-bellied bonito
24	0302.34.00	-- Bigeye tunas (<i>Thunnus obesus</i>)
25	0302.35.00	-- Bluefin tunas (<i>Thunnus thynnus</i>)
26	0302.36.00	-- Southern bluefin tunas (<i>Thunnus maccoyii</i>)
27	0302.39.00	-- Other
28	0302.40.00	- Herrings (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i>), excluding livers and roes
29	0302.50.00	- Cod (<i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i>), excluding livers and roes
30	0302.61.00	-- Sardines (<i>Sardina pilchardus</i> , <i>Sardinops</i> spp.), sardinella (<i>Sardinella</i> spp.), brisling or sprats (<i>Sprattus sprattus</i>)
31	0302.62.00	-- Haddock (<i>Melanogrammus aeglefinus</i>)
32	0302.63.00	-- Coalfish (<i>Pollachius virens</i>)
33	0302.64.00	-- Mackerel (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i> , <i>Scomber japonicus</i>)
34	0302.65.00	-- Dogfish and other sharks

Attachment I
Coverage of the Fisheries Products Sector

No	AHTN	Description
35	0302.66.00	- - Eels (<i>Anguilla</i> spp.)
36	0302.69.10	- - - Marine fish
37	0302.69.20	- - - Freshwater fish
38	0302.70.00	- Livers and roes
39	0303.11.00	- - Sockeye salmon (red salmon) (<i>Oncorhynchus nerka</i>)
40	0303.19.00	- - Other
41	0303.21.00	- - Trout (<i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> , <i>Oncorhynchus clarki</i> , <i>Oncorhynchus aquabonita</i> , <i>Oncorhynchus gilae</i> , <i>Oncorhynchus apache</i> and <i>Oncorhynchus chrysogaster</i>)
42	0303.22.00	- - Atlantic salmon (<i>Salmo salar</i>) and Danube salmon (<i>Hucho hucho</i>)
43	0303.29.00	- - Other
44	0303.31.00	- - Halibut (<i>Reinhardtius hippoglossoides</i> , <i>Hippoglossus hippoglossus</i> , <i>Hippoglossus stenolepis</i>)
45	0303.32.00	- - Plaice (<i>Pleuronectes platessa</i>)
46	0303.33.00	- - Sole (<i>Solea</i> spp.)
47	0303.39.00	- - Other
48	0303.41.00	- - Albacore or longfinned tunas (<i>Thunnus alalunga</i>)
49	0303.42.00	- - Yellowfin tunas (<i>Thunnus albacares</i>)
50	0303.43.00	- - Skipjack or stripe-bellied bonito
51	0303.44.00	- - Bigeye tunas (<i>Thunnus obesus</i>)
52	0303.45.00	- - Bluefin tunas (<i>Thunnus thynnus</i>)
53	0303.46.00	- - Southern bluefin tunas (<i>Thunnus maccoyii</i>)
54	0303.49.00	- - Other
55	0303.50.00	- Herrings (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i>), excluding livers and roes
56	0303.60.00	- Cod (<i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i>), excluding livers and roes
57	0303.71.00	- - Sardines (<i>Sardina pilchardus</i> , <i>Sardinops</i> spp.), sardinella (<i>Sardinella</i> spp.), brisling or sprats (<i>Sprattus sprattus</i>)
58	0303.72.00	- - Haddock (<i>Melanogrammus aeglefinus</i>)
59	0303.73.00	- - Coalfish (<i>Pollachius virens</i>)
60	0303.74.00	- - Mackerel (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i> , <i>Scomber japonicus</i>)
61	0303.75.00	- - Dogfish and other sharks
62	0303.76.00	- - Eels (<i>Anguilla</i> spp.)
63	0303.77.00	- - Sea bass (<i>Dicentrarchus labrax</i> , <i>Dicentrarchus punctatus</i>)
64	0303.78.00	- - Hake (<i>Merluccius</i> spp. <i>Urophycis</i> spp.) 0303.79
65	0303.79.10	- - - Marine fish
66	0303.79.20	- - - Freshwater fish
67	0303.80.10	- - Livers
68	0303.80.20	- - Roes
69	0304.10.00	- Fresh or chilled
70	0304.20.00	- Frozen fillets
71	0304.90.00	- Other
72	0305.10.00	- Flours, meals and pellets of fish, fit for human consumption
73	0305.20.00	- Livers and roes of fish, dried, smoked, salted or in brine
74	0305.30.00	- Fish fillets, dried, salted or in brine but not smoked

Attachment I
Coverage of the Fisheries Products Sector

No	AHTN	Description
75	0305.41.00	-- Pacific Salmon (<i>Oncorhynchus nerka</i> , <i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> , and <i>Oncorhynchus rhodurus</i>), Atlantic salmon (<i>Salmo salar</i>) and Danube salmon (<i>Hucho hucho</i>)
76	0305.42.00	-- Herrings (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i>)
77	0305.49.00	-- Other
78	0305.51.00	-- Cod (<i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i>)
79	0305.59.10	--- Sharks' fins
80	0305.59.90	--- Other
81	0305.61.00	-- Herrings (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i>)
82	0305.62.00	-- Cod (<i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i>)
83	0305.63.00	-- Anchovies (<i>Engraulis</i> spp.)
84	0305.69.00	-- Other
85	0306.11.00	-- Rock lobster and other sea crawfish (<i>Palinurus</i> spp., <i>Panulirus</i> spp., <i>Jasus</i> spp.)
86	0306.12.00	-- Lobsters (<i>Homarus</i> spp.)
87	0306.13.00	-- Shrimps and prawns
88	0306.14.00	-- Crabs
89	0306.19.00	-- Other, including flours, meals and pellets of crustaceans, fit for human consumption
90	0306.21.10	--- Breeder
91	0306.21.20	--- Other, live
92	0306.21.30	--- Fresh or chilled
93	0306.21.90	--- Other
94	0306.22.10	---- Breeder
95	0306.22.20	---- Other, live
96	0306.22.30	---- Fresh or chilled
97	0306.22.40	---- Dried
98	0306.22.90	---- Other
99	0306.23.10	--- Breeder
100	0306.23.20	--- Other, live
101	0306.23.30	--- Fresh or chilled
102	0306.23.40	--- Dried
103	0306.23.90	--- Other
104	0306.24.10	--- Live
105	0306.24.20	--- Fresh or chilled
106	0306.24.90	-- Other
107	0306.29.10	--- Live
108	0306.29.20	--- Fresh or chilled
109	0306.29.90	--- Other
110	0307.10.10	-- Live
111	0307.10.20	-- Fresh or chilled or frozen
112	0307.10.30	-- Dried, salted or in brine
113	0307.21.10	--- Live
114	0307.21.20	--- Fresh or chilled
115	0307.29.10	--- Frozen

Attachment I
Coverage of the Fisheries Products Sector

No	AHTN	Description
116	0307.29.20	- - - Dried, salted or in brine
117	0307.31.10	- - - Live
118	0307.31.20	- - - Fresh or chilled
119	0307.39.10	- - - Frozen
120	0307.39.20	- - - Dried, salted or in brine
121	0307.41.10	- - - Live
122	0307.41.20	- - - Fresh or chilled
123	0307.49.10	- - - Frozen
124	0307.49.20	- - - Dried, salted or in brine
125	0307.51.10	- - - Live
126	0307.51.20	- - - Fresh or chilled
127	0307.59.10	- - - Frozen
128	0307.59.20	- - - Dried, salted or in brine
129	0307.60.10	- - Live
130	0307.60.20	- - Fresh, chilled or frozen
131	0307.60.30	- - Dried, salted or in brine
132	0307.91.10	- - - Live
133	0307.91.20	- - - Fresh or chilled
134	0307.99.10	- - - Frozen
135	0307.99.20	- - - Beche-de-mer (trepang), dried, salted or in brine
136	0307.99.90	- - - Other
137	1504.10.10	- - Fit for human consumption
138	1504.10.90	- - Other
139	1504.20.00	- Fats and oils and their fractions, of fish, other than liver oils
140	1504.30.00	- Fats and oils and their fractions, of marine mammals
141	1603.00.10	- Of chicken, with herbs
142	1603.00.20	- Of chicken, without herbs
143	1603.00.30	- Other, with herbs
144	1603.00.90	- Other
145	1604.11.10	- - - In airtight containers
146	1604.11.90	- - - Other
147	1604.12.10	- - - In airtight containers
148	1604.12.90	- - - Other
149	1604.13.11	- - - - In airtight containers
150	1604.13.19	- - - - Other
151	1604.13.91	- - - - In airtight containers
152	1604.13.99	- - - - Other
153	1604.14.10	- - - In airtight containers
154	1604.14.90	- - - Other
155	1604.15.10	- - - In airtight containers
156	1604.15.90	- - - Other
157	1604.16.10	- - - In airtight containers
158	1604.16.90	- - - Other
159	1604.19.10	- - - In airtight containers
160	1604.19.90	- - - Other
161	1604.20.10	- - Sharks' fins, prepared and ready for use

Attachment I
Coverage of the Fisheries Products Sector

No	AHTN	Description
162	1604.20.20	- - Fish sausages
163	1604.20.91	- - - In airtight containers
164	1604.20.99	- - - Other
165	1604.30.10	- - In airtight containers
166	1604.30.90	- - Other
167	1605.10.00	- Crab
168	1605.20.10	- - Shrimps paste
169	1605.20.90	- - Other
170	1605.30.00	- Lobster
171	1605.40.00	- Other crustaceans
172	1605.90.10	- - Abalone
173	1605.90.90	- - Other
174	2104.10.10	- - Containing meat
175	2104.10.90	- - Other
176	2104.20.10	- - Containing meat
177	2104.20.90	- - Other

Attachment I
Coverage of the Wood-Based Products Sector

No	AHTN	Description
1	4401.10.00	- Fuel wood, in logs, in billets, in twigs, in faggots or in similar forms
2	4401.21.00	- - Coniferous
3	4401.22.00	- - Non-coniferous
4	4401.30.00	- Sawdust and other wood waste and scrap, whether or not agglomerated in logs, briquettes, pellets or similar forms
5	4402.00.00	Wood charcoal (including shell and nut charcoal), whether or not agglomerated.
6	4405.00.00	Wood wool; wood flour.
7	4406.10.00	- Not impregnated
8	4406.90.00	- Other
9	4407.10.10	- - Planed
10	4407.10.20	- - Sanded or end-jointed
11	4407.10.90	- - Other
12	4407.24.10	- - - Planed
13	4407.24.20	- - - Sanded or end-jointed
14	4407.24.90	- - - Other
15	4407.25.11	- - - - Planed
16	4407.25.12	- - - - Sanded or end-jointed
17	4407.25.19	- - - - Other
18	4407.25.21	- - - - Planed
19	4407.25.22	- - - - Sanded or end-jointed
20	4407.25.29	- - - - Other
21	4407.26.10	- - - Planed
22	4407.26.20	- - - Sanded or end-jointed
23	4407.26.90	- - - Other
24	4407.29.11	- - - - Planed
25	4407.29.12	- - - - Sanded or end-jointed
26	4407.29.19	- - - - Other
27	4407.29.21	- - - - Planed
28	4407.29.22	- - - - Sanded or end-jointed
29	4407.29.29	- - - - Other
30	4407.29.31	- - - - Planed
31	4407.29.32	- - - - Sanded or end-jointed
32	4407.29.39	- - - - Other
33	4407.29.41	- - - - Planed
34	4407.29.42	- - - - Sanded or end-jointed
35	4407.29.49	- - - - Other
36	4407.29.51	- - - - Planed
37	4407.29.52	- - - - Sanded or end-jointed
38	4407.29.59	- - - - Other
39	4407.29.61	- - - - Teak decks planed
40	4407.29.62	- - - - Other, planed
41	4407.29.63	- - - - Sanded or end-jointed
42	4407.29.69	- - - - Other
43	4407.29.71	- - - - Planed
44	4407.29.72	- - - - Sanded or end-jointed

Attachment I
Coverage of the Wood-Based Products Sector

No	AHTN	Description
45	4407.29.79	- - - - Other
46	4407.29.81	- - - - Planed
47	4407.29.82	- - - - Sanded or end-jointed
48	4407.29.89	- - - - Other
49	4407.29.91	- - - - - Planed
50	4407.29.92	- - - - - Sanded or end-jointed
51	4407.29.93	- - - - - Other
52	4407.29.94	- - - - - Planed
53	4407.29.95	- - - - - Sanded or end-jointed
54	4407.29.99	- - - - - Other
55	4407.91.10	- - - Planed
56	4407.91.20	- - - Sanded or end-jointed
57	4407.91.90	- - - Other
58	4407.92.10	- - - Planed
59	4407.92.20	- - - Sanded or end-jointed
60	4407.92.90	- - - Other
61	4407.99.10	- - - Aguila wood, planed
62	4407.99.20	- - - Aguila wood, sanded or end-jointed
63	4407.99.30	- - - Other, planed
64	4407.99.40	- - - Other, sanded or end-jointed
65	4407.99.90	- - - Other
66	4408.10.10	- - Cedar wood slats prepared for pencil manufacture; radiata pinewood for blockboard manufacturing
67	4408.10.20	- - Other wood prepared for pencil manufacture
68	4408.10.30	- - Face veneer sheets
69	4408.10.90	- - Other
70	4408.31.10	- - - Prepared for pencil manufacture
71	4408.31.90	- - - Other
72	4408.39.10	- - - Jelutong wood slats prepared for pencil manufacture
73	4408.39.20	- - - Other wood prepared for pencil manufacture
74	4408.39.90	- - - Other
75	4408.90.10	- - Face veneer sheets
76	4408.90.20	- - Other teak not used in the manufacture of pencils
77	4408.90.90	- - Other
78	4409.10.00	- Coniferous
79	4409.20.10	- - Teak strips for parquet flooring
80	4409.20.20	- - Other strips for parquet flooring
81	4409.20.30	- - Teak friezes for parquet flooring
82	4409.20.90	- - Other
83	4410.21.00	- - Unworked or not further worked than sanded
84	4410.29.00	- - Other
85	4410.31.00	- - Unworked or not further worked than sanded
86	4410.32.00	- - Surface-covered with melamine-impregnated paper
87	4410.33.00	- - Surface-covered with decorative laminates of plastics
88	4410.39.00	- - Other
89	4410.90.00	- Other

Attachment I
Coverage of the Wood-Based Products Sector

No	AHTN	Description
90	4411.11.00	- - Not mechanically worked or surface covered
91	4411.19.00	- - Other
92	4411.21.00	- - Not mechanically worked or surface covered
93	4411.29.10	- - - Wooden beading and mouldings, including moulded skirting and other moulded board
94	4411.29.90	- - - Other
95	4411.31.00	- - Not mechanically worked or surface covered
96	4411.39.10	- - - Wooden beading and mouldings, including moulded skirting and other moulded board
97	4411.39.90	- - - Other
98	4411.91.00	- - Not mechanically worked or surface covered
99	4411.99.10	- - - Wooden beading and mouldings, including moulded skirting and other moulded board
100	4411.99.90	- - - Other
101	4412.13.10	- - - Plain
102	4412.13.90	- - - Other
103	4412.14.10	- - - Plain
104	4412.14.90	- - - Other
105	4412.19.10	- - - Plain
106	4412.19.90	- - - Other
107	4412.22.00	- - With at least one ply of tropical wood specified in Subheading Note 1 to this Chapter
108	4412.23.00	- - Other, containing at least one layer of particle board
109	4412.29.00	- - Other
110	4412.92.00	- - With at least one ply of tropical wood specified in Subheading Note 1 to this Chapter
111	4412.93.00	- - Other, containing at least one layer of particle board
112	4412.99.00	- - Other
113	4413.00.00	Densified wood, in blocks, plates, strips or profile shapes.
114	4414.00.00	Wooden frames for paintings, photographs, mirrors or similar objects.
115	4415.10.00	- Cases, boxes, crates, drums and similar packings; cable-drums
116	4415.20.00	- Pallets, box pallets and other load boards; pallet collars
117	4416.00.10	- Staves
118	4416.00.90	- Other
119	4417.00.10	- Boot or shoe lasts
120	4417.00.90	- Other
121	4418.10.00	- Windows, French-windows and their frames
122	4418.20.00	- Doors and their frames and thresholds
123	4418.30.00	- Parquet panels
124	4418.40.00	- Shuttering for concrete constructional work
125	4418.50.00	- Shingles and shakes
126	4418.90.10	- - Cellular wood panels
127	4418.90.90	- - Other
128	4419.00.00	Tableware and kitchenware, of wood.
129	4420.10.00	- Statuettes and other ornaments, of wood
130	4420.90.00	- Other

Attachment I
Coverage of the Wood-Based Products Sector

No	AHTN	Description
131	4421.10.00	- Clothes hangers
132	4421.90.10	-- Spools, cops and bobbins, sewing thread reels and the like
133	4421.90.20	-- Match splints
134	4421.90.30	-- Wooden pegs or pins for footwear
135	4421.90.40	-- Candy-sticks, ice-cream sticks and ice-cream spoons
136	4421.90.50	-- Wood paving blocks
137	4421.90.60	-- Blind and blind fittings
138	4421.90.70	-- Fans and handscreens, frames and handles therefor and parts of such frames and handles
139	4421.90.91	--- Horse and bullock gear
140	4421.90.92	--- Prayer beads
141	4421.90.93	--- Other beads
142	4421.90.94	--- Toothpicks
143	4421.90.99	--- Other
144	9401.50.10	-- Of rattan
145	9401.50.90	-- Other
146	9401.61.10	--- Assembled
147	9401.61.20	--- Not assembled
148	9401.69.10	--- Assembled
149	9401.69.20	--- Not assembled
150	9403.30.10	-- Assembled
151	9403.30.20	-- Not assembled
152	9403.40.10	--- Assembled
153	9403.40.20	--- Not assembled
154	9403.50.11	--- Assembled
155	9403.50.19	--- Not assembled
156	9403.50.91	--- Assembled
157	9403.50.99	--- Not assembled
158	9403.60.11	--- Assembled
159	9403.60.19	--- Not assembled
160	9403.60.21	--- Assembled
161	9403.60.29	--- Not assembled
162	9403.60.31	--- Assembled
163	9403.60.39	--- Not assembled
164	9403.60.91	--- Assembled
165	9403.60.99	--- Not assembled

(参考2) 優先統合分野のネガティブリスト

Appendix II

Negative List of ASEAN Member Countries for Agro-Based Products Sector

Cambodia		
No	AHTN	Description
1	0713.39.10	- - - For sowing
2	0713.39.90	- - - Other
3	1201.00.10	- Suitable for sowing
4	1201.00.90	- Other
5	1208.10.00	- Of soya beans
6	1507.90.10	- - Refined oil
7	1507.90.20	- - Fractions of unrefined soya-bean oil
8	1507.90.90	- - Other
9	1512.19.10	- - - Refined oil
10	1512.19.20	- - - Fraction of unrefined sunflower-seed, safflower oil
11	1512.19.90	- - - Other
12	1513.19.90	- - - Other
13	1515.29.10	- - - Fraction of unrefined maize (corn)oil
14	1515.29.90	- - - Other
15	2005.59.00	- - Other
16	2008.11.10	- - - Roasted nuts
17	2008.11.90	- - - Other
18	2008.19.10	- - - Cashew
19	2008.19.90	- - - Other
Indonesia		
No	AHTN	Description
1	1005.10.00	- Seed
2	1005.90.10	- - Popcorn
3	1005.90.90	- - Other
4	1102.20.00	- Maize (corn) flour
5	1201.00.10	- Suitable for sowing
6	1201.00.90	- Other
7	1208.10.00	- Of soya beans
8	1208.90.00	- Other
9	1515.21.00	- - Crude oil
10	1515.29.10	- - - Fraction of unrefined maize (corn)oil
11	1515.29.90	- - - Other
12	2008.11.10	- - - Roasted nuts
13	2008.11.20	- - - Peanut butter
14	2008.11.90	- - - Other
15	2008.19.10	- - - Cashew
16	2008.19.90	- - - Other
Malaysia		
No	AHTN	Description
1	0801.11.00	- - Desiccated
2	0801.19.00	- - Other
3	2008.11.10	- - - Roasted nuts
4	2008.11.20	- - - Peanut butter

Appendix II
Negative List of ASEAN Member Countries for Agro-Based Products Sector

5	2008.11.90	- - - Other
6	2008.20.00	- Pineapples
7	2009.41.00	- - Of a Brix value not exceeding 20
8	2009.49.00	- - Other
Myanmar		
No	AHTN	Description
1	1515.29.10	- - - Fraction of unrefined maize (corn)oil
2	1515.29.90	- - - Other
3	2302.10.00	- Of maize (corn)
Philippines		
No	AHTN	Description
1	0708.20.00	- Beans (Vigna spp., Phaseolus spp.)
2	0801.11.00	- - Desiccated
3	1203.00.00	Copra.
4	1207.10.00	- Palm nuts and kernels
5	1511.10.00	- Crude oil
6	1513.11.00	- - Crude oil
7	1513.21.00	- - Crude oil
8	1515.21.00	- - Crude oil
9	2008.20.00	- Pineapples
10	2306.50.00	- Of coconut or copra
Thailand		
No	AHTN	Description
1	0702.00.00	Tomatoes, fresh or chilled.
2	1507.90.10	- - Refined oil
3	1511.10.00	- Crude oil
4	1511.90.10	- - Concentrated palm stearin
5	1511.90.90	- - Other
6	1513.11.00	- - Crude oil
7	1513.19.10	- - - Refined oil
8	1513.19.20	- - - Fraction of unrefined coconut oil
9	1513.19.90	- - - Other
10	1513.21.00	- - Crude oil
11	1513.29.10	- - - Refined oil
12	1513.29.20	- - - Fraction of unrefined plam kernel and babassu oil
13	1513.29.90	- - - Other
14	2002.10.00	- Tomatoes, whole or in pieces
15	2002.90.10	- - Tomato paste
16	2005.40.00	- Peas (Pisum sativum)
17	2005.90.10	- - Smoked garlic
18	2005.90.90	- - Other
19	2009.41.00	- - Of a Brix value not exceeding 20
20	2009.50.00	- Tomato juice

Appendix II
Negative List of ASEAN Member Countries for Fisheries Products Sector

Cambodia		
No	AHTN	Description
1	0303.11.00	- - Sockeye salmon (red salmon) (<i>Oncorhynchus nerka</i>)
2	0303.19.00	- - Other
3	0304.90.00	- Other
4	1604.12.10	- - - In airtight containers
5	1604.12.90	- - - Other
6	1604.13.11	- - - - In airtight containers
7	1604.13.19	- - - - Other
8	1604.13.91	- - - - In airtight containers
9	1604.13.99	- - - - Other
10	1604.20.91	- - - In airtight containers
11	1604.20.99	- - - Other
Indonesia		
No	AHTN	Description
1	0306.13.00	- - Shrimps and prawns
2	0306.23.20	- - - Other, live
3	0306.23.30	- - - Fresh or chilled
4	0306.23.40	- - - Dried
5	0306.23.90	- - - Other
6	1604.14.90	- - - Other
7	2104.10.10	- - Containing meat
Malaysia		
No	AHTN	Description
1	0301.10.20	- - Other, marine fish
2	0301.10.30	- - Other, freshwater fish
3	0301.99.30	- - - Other marine fish
4	0301.99.40	- - - Other freshwater fish
5	0302.69.10	- - - Marine fish
6	0302.69.20	- - - Freshwater fish
7	0302.70.00	- Livers and roes
8	0303.77.00	- - Sea bass (<i>Dicentrarchus labrax</i> , <i>Dicentrarchus punctatus</i>)
9	0303.79.10	- - - Marine fish
10	0303.79.20	- - - Freshwater fish
11	0303.80.10	- - Livers
12	0303.80.20	- - Roes
13	0304.10.00	- Fresh or chilled
14	0304.20.00	- Frozen fillets
15	0304.90.00	- Other
16	0305.20.00	- Livers and roes of fish, dried, smoked, salted or in brine
17	0305.30.00	- Fish fillets, dried, salted or in brine but not smoked
18	0305.49.00	- - Other
19	0305.59.10	- - - Sharks' fins
20	0305.59.90	- - - Other
21	0305.63.00	- - Anchovies (<i>Engraulis</i> spp.)

Appendix II
Negative List of ASEAN Member Countries for Fisheries Products Sector

22	0305.69.00	- - Other
23	0306.13.00	- - Shrimps and prawns
24	0306.14.00	- - Crabs
25	0306.19.00	- - Other, including flours, meals and pellets of crustaceans, fit for human consumption
26	1604.20.10	- - Sharks' fins, prepared and ready for use
27	1604.20.20	- - Fish sausages
28	1604.20.91	- - - In airtight containers
29	1604.20.99	- - - Other
30	1604.30.10	- - In airtight containers
31	1604.30.90	- - Other
32	1605.10.00	- Crab
33	1605.20.10	- - Shrimps paste
34	1605.20.90	- - Other
35	1605.30.00	- Lobster
36	1605.40.00	- Other crustaceans
Myanmar		
No	AHTN	Description
1	0302.11.00	- - Trout (<i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> , <i>Oncorhynchus clarki</i> , <i>Oncorhynchus aquabonita</i> , <i>Oncorhynchus gilae</i> , <i>Oncorhynchus apache</i> and <i>Oncorhynchus chrysogaster</i>)
2	0302.12.00	- - Pacific Salmon (<i>Oncorhynchus nerka</i> , <i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> , and <i>Oncorhynchus rhodurus</i>), Atlantic salmon (<i>Salmo salar</i>) and Danube salmon (<i>Hucho hucho</i>)
3	0302.19.00	- - Other
4	0302.50.00	- Cod (<i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i>), excluding livers and roes
5	0302.65.00	- - Dogfish and other sharks
6	0303.11.00	- - Sockeye salmon (red salmon) (<i>Oncorhynchus nerka</i>)
7	0303.19.00	- - Other
8	0303.21.00	- - Trout (<i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> , <i>Oncorhynchus clarki</i> , <i>Oncorhynchus aquabonita</i> , <i>Oncorhynchus gilae</i> , <i>Oncorhynchus apache</i> and <i>Oncorhynchus chrysogaster</i>)
9	0303.22.00	- - Atlantic salmon (<i>Salmo salar</i>) and Danube salmon (<i>Hucho hucho</i>)
10	0303.29.00	- - Other
11	0303.45.00	- - Bluefin tunas (<i>Thunnus thynnus</i>)
12	0303.46.00	- - Southern bluefin tunas (<i>Thunnus maccoyii</i>)
13	0303.60.00	- Cod (<i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i>), excluding livers and roes
14	0303.78.00	- - Hake (<i>Merluccius</i> spp. <i>Urophycis</i> spp.) 0303.79
15	0303.80.10	- - Livers
16	0303.80.20	- - Roes
17	0307.31.10	- - - Live
18	0307.39.10	- - - Frozen
19	0307.39.20	- - - Dried, salted or in brine

Appendix II
Negative List of ASEAN Member Countries for Fisheries Products Sector

20	0307.99.20	- - - Beche-de-mer (trepang), dried, salted or in brine
21	1604.20.10	- - Sharks' fins, prepared and ready for use
22	1604.30.10	- - In airtight containers
23	1604.30.90	- - Other
Philippines		
No	AHTN	Description
1	0301.99.11	- - - - For breeding
2	0301.99.19	- - - - Other
3	0301.99.21	- - - - For breeding
4	0301.99.30	- - - Other marine fish
5	0303.43.00	- - Skipjack or stripe-bellied bonito
6	0303.44.00	- - Bigeye tunas (<i>Thunnus obesus</i>)
7	0303.45.00	- - Bluefin tunas (<i>Thunnus thynnus</i>)
8	0303.49.00	- - Other
9	0304.20.00	- Frozen fillets
10	0304.90.00	- Other
11	0305.69.00	- - Other
12	1604.11.10	- - - In airtight containers
13	1604.11.90	- - - Other
14	1605.20.10	- - Shrimps paste
Thailand		
No	AHTN	Description
1	0301.99.29	- - - - Other
2	0301.99.40	- - - Other freshwater fish
3	0302.29.00	- - Other
4	0302.64.00	- - Mackerel (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i> , <i>Scomber japonicus</i>)
5	0302.69.10	- - - Marine fish
6	0302.69.20	- - - Freshwater fish
7	0303.74.00	- - Mackerel (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i> , <i>Scomber japonicus</i>)
8	0303.77.00	- - Sea bass (<i>Dicentrarchus labrax</i> , <i>Dicentrarchus punctatus</i>)
9	0303.79.10	- - - Marine fish
10	0303.79.20	- - - Freshwater fish
11	0304.10.00	- Fresh or chilled
12	0304.20.00	- Frozen fillets
13	0304.90.00	- Other
14	0305.49.00	- - Other
15	0305.59.10	- - - Sharks' fins
16	0305.59.90	- - - Other
17	0305.69.00	- - Other
18	0306.13.00	- - Shrimps and prawns
19	0306.23.20	- - - Other, live
20	0306.23.30	- - - Fresh or chilled
21	0306.23.40	- - - Dried

Appendix II
Negative List of ASEAN Member Countries for Fisheries Products Sector

22	0306.23.90	- - - Other
23	1604.20.10	- - Sharks' fins, prepared and ready for use
24	1605.20.10	- - Shrimps paste
25	1605.20.90	- - Other
26	1605.90.90	- - Other

Appendix II
Negative List of ASEAN Member Countries for Wood-Based Products Sector

Brunei Darussalam		
No	AHTN	Description
1	4401.22.00	- - Non-coniferous
2	4407.29.61	- - - - Teak decks planed
3	4407.29.62	- - - - Other, planed
4	4407.29.63	- - - - Sanded or end-jointed
5	4407.29.69	- - - - Other
6	4407.92.10	- - - Planed
7	4407.92.20	- - - Sanded or end-jointed
8	4407.92.90	- - - Other
9	4412.19.10	- - - Plain
10	4412.19.90	- - - Other
11	4412.99.00	- - Other
12	4416.00.10	- Staves
13	4418.30.00	- Parquet panels
14	9401.61.10	- - - Assembled
15	9401.61.20	- - - Not assembled
16	9401.69.10	- - - Assembled
17	9401.69.20	- - - Not assembled
18	9403.30.10	- - Assembled
19	9403.30.20	- - Not assembled
20	9403.40.10	- - - Assembled
21	9403.40.20	- - - Not assembled
22	9403.50.11	- - - Assembled
23	9403.50.19	- - - Not assembled
24	9403.50.91	- - - Assembled
25	9403.50.99	- - - Not assembled
26	9403.60.11	- - - Assembled
27	9403.60.19	- - - Not assembled
28	9403.60.21	- - - Assembled
29	9403.60.29	- - - Not assembled
30	9403.60.31	- - - Assembled
31	9403.60.39	- - - Not assembled
32	9403.60.91	- - - Assembled
33	9403.60.99	- - - Not assembled
Cambodia		
No	AHTN	Description
1	4408.10.90	- - Other
2	4409.20.10	- - Teak strips for parquet flooring
3	4410.90.00	- Other
4	4411.19.00	- - Other
5	4412.13.10	- - - Plain
6	4412.13.90	- - - Other
7	4412.19.90	- - - Other
8	4412.99.00	- - Other
9	4414.00.00	Wooden frames for paintings, photographs, mirrors or similar objects.

Appendix II
Negative List of ASEAN Member Countries for Wood-Based Products Sector

10	4415.20.00	- Pallets, box pallets and other load boards; pallet collars
11	4418.20.00	- Doors and their frames and thresholds
12	4418.30.00	- Parquet panels
13	4418.90.90	- - Other
14	4421.10.00	- Clothes hangers
15	4421.90.91	- - - Horse and bullock gear
16	4421.90.92	- - - Prayer beads
17	4421.90.93	- - - Other beads
18	4421.90.94	- - - Toothpicks
19	4421.90.99	- - - Other
20	9403.30.10	- - Assembled
21	9403.30.20	- - Not assembled
22	9403.40.10	- - - Assembled
23	9403.40.20	- - - Not assembled
24	9403.50.11	- - - Assembled
25	9403.50.19	- - - Not assembled
26	9403.50.91	- - - Assembled
27	9403.50.99	- - - Not assembled
28	9403.60.21	- - - Assembled
29	9403.60.91	- - - Assembled
30	9403.60.99	- - - Not assembled

Malaysia

No	AHTN	Description
1	4412.13.10	- - - Plain
2	4412.13.90	- - - Other
3	4412.14.10	- - - Plain
4	4412.14.90	- - - Other
5	4412.19.10	- - - Plain
6	4412.19.90	- - - Other
7	4412.22.00	- - With at least one ply of tropical wood specified in Subheading Note 1 to this Chapter
8	4412.23.00	- - Other, containing at least one layer of particle board
9	4412.29.00	- - Other
10	4412.92.00	- - With at least one ply of tropical wood specified in Subheading Note 1 to this Chapter
11	4412.93.00	- - Other, containing at least one layer of particle board
12	4412.99.00	- - Other

Philippines

No	AHTN	Description
1	4408.10.30	- - Face veneer sheets
2	4408.10.90	- - Other
3	4408.90.10	- - Face veneer sheets
4	4408.90.90	- - Other
5	4410.21.00	- - Unworked or not further worked than sanded
6	4410.29.00	- - Other

Appendix II
Negative List of ASEAN Member Countries for Wood-Based Products Sector

7	4410.31.00	-- Unworked or not further worked than sanded
8	4412.14.10	--- Plain
9	4412.14.90	--- Other
10	4412.19.10	--- Plain
11	4412.19.90	--- Other
12	4412.22.00	-- With at least one ply of tropical wood specified in Subheading Note 1 to this Chapter
13	4412.29.00	-- Other
14	4412.92.00	-- With at least one ply of tropical wood specified in Subheading Note 1 to this Chapter
15	4412.99.00	-- Other
16	9403.30.10	-- Assembled
17	9403.30.20	-- Not assembled
18	9403.40.10	--- Assembled
19	9403.40.20	--- Not assembled
20	9403.50.11	--- Assembled
21	9403.50.19	--- Not assembled
22	9403.50.91	--- Assembled
23	9403.50.99	--- Not assembled
24	9403.60.11	--- Assembled
25	9403.60.19	--- Not assembled
Thailand		
No	AHTN	Description
1	4410.21.00	-- Unworked or not further worked than sanded
2	4410.29.00	-- Other
3	4410.31.00	-- Unworked or not further worked than sanded
4	4410.32.00	-- Surface-covered with melamine-impregnated paper
5	4410.33.00	-- Surface-covered with decorative laminates of plastics
6	4410.39.00	-- Other
7	4410.90.00	- Other
8	4411.11.00	-- Not mechanically worked or surface covered
9	4411.19.00	-- Other
10	4411.21.00	-- Not mechanically worked or surface covered
11	4411.29.10	--- Wooden beading and mouldings, including moulded skirting and other moulded board
12	4411.29.90	--- Other
13	4411.31.00	-- Not mechanically worked or surface covered
14	4411.39.10	--- Wooden beading and mouldings, including moulded skirting and other moulded board
15	4411.39.90	--- Other
16	4411.91.00	-- Not mechanically worked or surface covered
17	4411.99.10	--- Wooden beading and mouldings, including moulded skirting and other moulded board
18	4411.99.90	--- Other
19	4412.13.10	--- Plain
20	4412.13.90	--- Other

Appendix II
Negative List of ASEAN Member Countries for Wood-Based Products Sector

21	4412.14.10	- - - Plain
22	4412.14.90	- - - Other
23	4412.19.10	- - - Plain
24	4412.19.90	- - - Other
25	4412.22.00	- - With at least one ply of tropical wood specified in Subheading Note 1 to this Chapter
26	4412.23.00	- - Other, containing at least one layer of particle board
27	4412.29.00	- - Other
28	4412.92.00	- - With at least one ply of tropical wood specified in Subheading Note 1 to this Chapter
29	4412.93.00	- - Other, containing at least one layer of particle board
30	4412.99.00	- - Other
31	9401.50.10	- - Of rattan
32	9401.50.90	- - Other
33	9401.61.10	- - - Assembled
34	9401.61.20	- - - Not assembled
35	9401.69.10	- - - Assembled
36	9401.69.20	- - - Not assembled
37	9403.30.10	- - Assembled
38	9403.30.20	- - Not assembled
39	9403.40.10	- - - Assembled
40	9403.40.20	- - - Not assembled
41	9403.50.11	- - - Assembled
42	9403.50.19	- - - Not assembled
43	9403.50.91	- - - Assembled
44	9403.50.99	- - - Not assembled
45	9403.60.11	- - - Assembled
46	9403.60.19	- - - Not assembled
47	9403.60.21	- - - Assembled
48	9403.60.29	- - - Not assembled
49	9403.60.31	- - - Assembled
50	9403.60.39	- - - Not assembled
51	9403.60.91	- - - Assembled
52	9403.60.99	- - - Not assembled

(参考3) AFTAにおける高センシティブ、センシティブ品目

Cambodia's 2007 CEPT Package

CC	AHN Code	Description	Priority Integration Sector	Negative List	Status 2007	Status 2008 (Indicative)	MFN Tariff Rates	CEPT Rates			
								2007	2008	2009	2010
KH	0101.90.10	-- Race horses			S	S	15				
KH	0101.90.20	-- Other horses			S	S	15				
KH	0103.91.00	-- Weighing less than 50 kg			S	S	15				
KH	0103.92.00	-- Weighing 50 kg or more			S	S	15				
KH	0105.92.90	--- Other			S	S	15				
KH	0105.99.20	--- Other ducks			S	S	15				
KH	0105.99.40	--- Other geese, turkeys and guinea fowls			S	S	15				
KH	0207.11.00	-- Not cut in pieces, fresh or chilled			S	S	35				
KH	0207.12.00	-- Not cut in pieces, frozen			S	S	35				
KH	0207.13.00	-- Cuts and offal, fresh or chilled			S	S	35				
KH	0207.14.10	--- Wings			S	S	35				
KH	0207.14.20	--- Thighs			S	S	35				
KH	0207.14.30	--- Livers			S	S	35				
KH	0207.14.90	--- Other			S	S	35				
KH	0207.32.10	--- of ducks			S	S	35				
KH	0207.32.20	--- Of geese or guinea fowls			S	S	35				
KH	0207.33.10	--- Of ducks			S	S	35				
KH	0207.33.20	--- Of geese or guinea fowls			S	S	35				
KH	0207.36.20	--- Cuts of ducks			S	S	35				
KH	0301.93.10	--- Carp breeder	fisheries	SL	S	S	15				
KH	0301.93.90	--- Other	fisheries	SL	S	S	15				
KH	0301.99.11	---- For breeding	fisheries	SL	S	S	0				
KH	0301.99.19	---- Other	fisheries	SL	S	S	15				
KH	0301.99.21	---- For breeding	fisheries	SL	S	S	0				
KH	0301.99.29	---- Other	fisheries	SL	S	S	15				
KH	0602.10.10	-- Orchid cuttings and slips			S	S	15				
KH	0602.40.00	- Roses, grafted or not			S	S	15				
KH	0602.90.20	-- Orchid seedlings			S	S	0				
KH	0603.10.10	-- Orchids			S	S	15				
KH	0603.10.90	-- Other			S	S	15				
KH	0702.00.00	Tomatoes, fresh or chilled.	agro-based	SL	S	S	7				
KH	0703.10.11	--- Bulbs for propagation			S	S	0				
KH	0703.10.19	--- Other			S	S	7				
KH	0703.20.10	-- Bulbs for propagation			S	S	0				
KH	0703.20.90	-- Other			S	S	7				
KH	0704.10.10	-- Cauliflowers			S	S	7				
KH	0704.10.20	-- Headed broccoli			S	S	7				
KH	0704.90.10	-- Cabbages			S	S	7				
KH	0704.90.90	-- Other			S	S	7				
KH	0705.11.00	-- Cabbage lettuce (head lettuce)			S	S	7				
KH	0705.19.00	-- Other			S	S	7				
KH	0706.10.10	-- Carrots			S	S	7				
KH	0706.10.20	-- Turnips			S	S	7				
KH	0706.90.00	- Other			S	S	7				
KH	0707.00.00	Cucumbers and gherkins, fresh or			S	S	7				
KH	0708.20.00	- Beans (Vigna spp., Phaseolus spp.)	agro-based	SL	S	S	7				
KH	0709.90.00	- Other			S	S	7				
KH	0801.11.00	-- Desiccated	agro-based	SL	S	S	7				
KH	0801.19.00	-- Other	agro-based	SL	S	S	7				
KH	0804.30.00	- Pineapples			S	S	7				
KH	0804.50.00	- Guavas, mangoes and mangosteens	agro-based	SL	S	S	7				
KH	0805.10.00	- Oranges			S	S	7				
KH	0807.11.00	-- Watermelons			S	S	7				
KH	0807.19.00	-- Other			S	S	7				

Philippines' 2007 CEPT Package

CC	AHN Code	Priority Integration Sector	Negative List	MFN Tariff	CEPT Rates			
					2007	2008	2009	2010
PH	1006.10.10			0	S	S		
PH	1006.10.90			50	S	S		
PH	1006.20.10			50	S	S		
PH	1006.20.90			50	S	S		
PH	1006.30.11			50	S	S		
PH	1006.30.12			50	S	S		
PH	1006.30.13			50	S	S		
PH	1006.30.14			50	S	S		
PH	1006.30.19			50	S	S		
PH	1006.30.20			50	S	S		
PH	1006.30.30			50	S	S		
PH	1006.30.40			50	S	S		
PH	1006.30.50			50	S	S		
PH	1006.30.61			50	S	S		
PH	1006.30.62			50	S	S		
PH	1006.30.63			50	S	S		
PH	1006.30.64			50	S	S		
PH	1006.30.69			50	S	S		
PH	1006.40.00			50	S	S		

Myanmar's 2007 CEPT Package

CC	AHTN Code	Description	Priority Integration Sector	Negative List	Status 2007	Status 2007 (Tentative)	MFN Tariff Rates	CEPT Rates								
								2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
MM	0708.10.00	- Peas (Pisum sativum)	agro-based	SL	S	S	15	S								
MM	0708.20.00	- Beans (Vigna spp., Phaseolus spp.)	agro-based	SL	S	S	15	S								
MM	0901.11.10	- - - Arabica WIB or Robusta OIB			S	S	5	S								
MM	0901.11.90	- - - Other			S	S	5	S								
MM	0901.12.10	- - - Arabica WIB or Robusta OIB			S	N	5	S	5	5	5	5	5	5	5	5
MM	0901.12.90	- - - Other			S	N	5	S	5	5	5	5	5	5	5	5
MM	1006.10.10	- - Suitable for sowing			S	S	0	S								
MM	1006.10.90	- - Other			S	S	0	S								
MM	1006.20.10	- - Thai Hom Mali rice			S	S	5	S								
MM	1006.20.90	- - Other			S	S	5	S								
MM	1006.30.11	- - - Whole			S	S	5	S								
MM	1006.30.12	- - - Not more than 5% broken			S	S	5	S								
MM	1006.30.13	- - - More than 5% but not more than 10% broken			S	S	5	S								
MM	1006.30.14	- - - More than 10% but not more than 25% broken			S	S	5	S								
MM	1006.30.19	- - - Other			S	S	5	S								
MM	1006.30.20	- - Parboiled rice			S	S	5	S								
MM	1006.30.30	- - Glutinous rice (pulot)			S	S	5	S								
MM	1006.30.40	- - Basmati rice			S	S	5	S								
MM	1006.30.50	- - Thai Hom Mali rice			S	S	5	S								
MM	1006.30.61	- - - Whole			S	S	5	S								
MM	1006.30.62	- - - Not more than 5% broken			S	S	5	S								
MM	1006.30.63	- - - More than 5% but not more than 10% broken			S	S	5	S								
MM	1006.30.64	- - - More than 10% but not more than 25% broken			S	S	5	S								
MM	1006.30.69	- - - Other			S	S	5	S								
MM	1006.40.00	- Broken rice			S	S	5	S								
MM	1701.11.00	- - Cane sugar			S	S	0.5	S								
MM	1701.12.00	- - Beet sugar			S	S	0.5	S								

Lao's 2007 CEPT Package

CC	AHTN Code	Description	Priority Integration Sector	Negative List	Status 2007	Status 2008 (Indicative)	MFN Tariff Rates	CEPT Rates								
								2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
LA	0103.92.00	- - Weighing 50 kg or more			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.11.10	- - - Breeding fowls			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.11.90	- - - Other			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.12.10	- - - Breeding turkeys			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.12.90	- - - Other			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.19.10	- - - Breeding ducklings			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.19.20	- - - Other ducklings			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.19.30	- - - Breeding goslings			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.19.40	- - - Other goslings			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.19.50	- - - Breeding guinea fowls			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.19.90	- - - Other			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.92.10	- - - Breeding fowls			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.92.20	- - - Fighting cocks			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.92.90	- - - Other			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.93.10	- - - Breeding fowls			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.93.20	- - - Fighting cocks			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.93.90	- - - Other			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.99.10	- - - Breeding ducks			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.99.20	- - - Other ducks			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.99.30	- - - Breeding geese, turkeys and guinea fowls			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0105.99.40	- - - Other geese, turkeys and guinea fowls			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0106.11.00	- - Primates			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0106.12.00	- - Whales, dolphins and porpoises (mammals of the order Cetacea);			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0106.19.00	- - Other			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0106.20.00	- Reptiles (including snakes and turtles)			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0106.31.00	- - Birds of prey			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0106.32.00	- - Psittaciformes (including parrots, parakeets, macaws and			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0106.39.00	- - Other			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0106.90.10	- - For human consumption			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0106.90.90	- - Other			S	IL	10		8	7	7	6	5	3	1	0
LA	0201.10.00	- Carcasses and half-carcasses			S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA	0201.20.00	- Other cuts with bone in			S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA	0201.30.00	- Boneless			S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA	0202.10.00	- Carcasses and half-carcasses			S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0

LA 0202.20.00	- Other cuts with bone in				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0202.30.00	- Boneless				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0203.11.00	- - Carcasses and half-carcasses				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0203.12.00	- - Hams, shoulders and cuts thereof, with bone in				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0203.19.00	- - Other				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0203.21.00	- - Carcasses and half-carcasses				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0203.22.00	- - Hams, shoulders and cuts thereof, with bone in				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0203.29.00	- - Other				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.11.00	- - Not cut in pieces, fresh or chilled				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.12.00	- - Not cut in pieces, frozen				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.13.00	- - Cuts and offal, fresh or chilled				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.14.10	- - - Wings				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.14.20	- - - Thighs				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.14.30	- - - Livers				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.14.90	- - - Other				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.24.00	- - Not cut in pieces, fresh or chilled				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.25.00	- - Not cut in pieces, frozen				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.26.00	- - Cuts and offal, fresh or chilled				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.27.10	- - - Livers				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.27.90	- - - Other				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.32.10	- - - Of ducks				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.32.20	- - - Of geese or guinea fowls				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.33.10	- - - Of ducks				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.33.20	- - - Of geese or guinea fowls				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.34.00	- - Fatty livers, fresh or chilled				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.35.00	- - Other, fresh or chilled				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.36.10	- - - Fatty livers				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.36.20	- - - Cuts of ducks				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0207.36.30	- - - Cuts of geese or guinea fowls				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0210.11.00	- - Hams, shoulders and cuts thereof, with bone in				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0210.12.00	- - Bellies (streaky) and cuts thereof				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0210.19.10	- - - Bacon				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0210.19.20	- - - Ham, boneless				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0210.19.90	- - - Other				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0210.20.00	- Meat of bovine animals				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0210.91.00	- - Of primates				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0210.92.00	- - Of whales, dolphins and porpoises (mammals of the order Cetacea);				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0210.93.00	- - Of reptiles (including snakes and turtles)				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0

LA 0210.99.10	- - - Freeze dried chicken dice				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0210.99.20	- - - Dried pork skin				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0210.99.90	- - - Other				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0301.99.40	- - - Other freshwater fish	fisheries			S	IL	20		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0407.00.11	- - - Hens' eggs				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0407.00.12	- - - Ducks' eggs				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0407.00.19	- - - Other				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0407.00.91	- - - Hens' eggs				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0407.00.92	- - - Ducks' eggs				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0407.00.99	- - - Other				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0504.00.00	Guts, bladders and stomachs of animals (other than fish), whole and				S	IL	10		10	8	7	6	5	3	1	0
LA 0702.00.00	Tomatoes, fresh or chilled.	agro-based	SL		S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0703.10.11	- - - Bulbs for propagation				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0703.10.19	- - - Other				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0703.10.21	- - - Bulbs for propagation				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0703.10.29	- - - Other				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0703.90.10	- - - Bulbs for propagation				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0703.90.90	- - - Other				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0704.10.10	- - - Cauliflowers				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0705.11.00	- - - Cabbage lettuce (head lettuce)				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0705.19.00	- - - Other				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0705.21.00	- - - Witloof chicory (Cichorium intybus var. foliosum)				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0705.29.00	- - - Other				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0707.00.00	Cucumbers and gherkins, fresh or chilled.				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0708.20.00	- Beans (Vigna spp., Phaseolus spp.)	agro-based	SL		S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0709.30.00	- Aubergines (egg-plants)				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0709.40.00	- Celery other than celeriac				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0709.51.00	- - - Mushrooms of the genus Agaricus				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0709.59.00	- - - Other				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0709.60.10	- - - Chillies, other than giant chillies				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0709.60.90	- - - Other				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0709.70.00	- Spinach, New Zealand spinach and orache spinach (garden spinach)				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0709.90.00	- Other				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0710.22.00	- - Beans (Vigna spp., Phaseolus spp.)	agro-based	SL		S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0710.29.00	- - - Other				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0710.30.00	- Spinach, New Zealand spinach and orache spinach (garden spinach)				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0710.40.00	- Sweet corn				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0

LA 0710.80.00	- Other vegetables			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0710.90.00	- Mixtures of vegetables			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0711.30.10	- - Preserved by sulphur dioxide gas			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0711.30.90	- - Other			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0711.40.10	- - Preserved by sulphur dioxide gas			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0711.40.90	- - Other			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0711.51.00	- - Mushrooms of the genus Agaricus			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0711.59.00	- - Other			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0711.90.10	- - Sweet corn			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0711.90.20	- - Chillies			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0711.90.30	- - Onions, preserved by sulphur dioxide gas			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0711.90.40	- - Onions, preserved other than by sulphur dioxide gas			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0711.90.50	- - Other, preserved by sulphur dioxide gas			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0711.90.90	- - Other			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0712.20.00	- Onions			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0712.31.00	- - Mushrooms of the genus Agaricus			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0712.32.00	- - Wood ears (Auricularia spp.)			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0712.33.00	- - Jelly fungi (Tremella spp.)			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0712.39.10	- - - Truffles			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0712.39.20	- - - Shiitake (dong-gu)			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0712.39.90	- - - Other			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.20.10	- - For sowing	agro-based		S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.20.90	- - Other	agro-based		S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.31.10	- - - For sowing	agro-based	SL	S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.31.90	- - - Other	agro-based	SL	S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.32.10	- - - For sowing	agro-based	SL	S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.32.90	- - - Other	agro-based	SL	S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.33.10	- - - For sowing	agro-based	SL	S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.33.90	- - - Other	agro-based	SL	S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.39.10	- - - For sowing	agro-based	SL	S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.39.90	- - - Other	agro-based	SL	S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.40.10	- - For sowing	agro-based		S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.40.90	- - Other	agro-based		S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.50.10	- - For sowing	agro-based		S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0713.50.90	- - Other	agro-based		S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0714.10.10	- - Sliced or in form of pellets	agro-based		S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0714.10.90	- - Other	agro-based		S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0714.20.00	- Sweet potatoes			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0714.90.10	- - Sago pith			S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0

LA 0714.90.90	- - Other				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0802.11.00	- - In shell				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0802.12.00	- - Shelled				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0802.21.00	- - In shell				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0802.22.00	- - Shelled				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0802.31.00	- - In shell				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0802.32.00	- - Shelled				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0802.40.00	- Chestnuts (<i>Castanea</i> spp.)				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0802.50.00	- Pistachios				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0802.90.10	- - Areca nuts (betel nuts)				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0802.90.90	- - Other				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0804.30.00	- Pineapples				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0804.50.00	- Guavas, mangoes and mangosteens		agro-based	SL	S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0805.10.00	- Oranges				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0805.20.00	- Mandarins (including tangerines and satsumas); clementines,				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0805.40.00	- Grapefruit				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0805.50.00	- Lemons (<i>Citrus limon</i> , <i>Citrus limonum</i>) and limes (<i>Citrus aurantifolia</i> ,				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0805.90.00	- Other				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0807.11.00	- - Watermelons				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0807.19.00	- - Other				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0807.20.00	- Papaws (<i>papayas</i>)				S	IL	40		20	18	15	13	10	8	5	0
LA 0813.40.00	- Other fruit				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0813.50.00	- Mixtures of nuts or dried fruits of this Chapter				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0904.20.10	- - Chillies, dried				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0904.20.20	- - Chillies, crushed or ground				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 0904.20.90	- - Other				S	IL	30		20	15	13	10	7	4	2	0
LA 1006.10.10	- - Suitable for sowing				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.10.90	- - Other				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.20.10	- - Thai Hom Mali rice				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.20.90	- - Other				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.30.11	- - - Whole				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.30.12	- - - Not more than 5% broken				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.30.13	- - - More than 5% but not more than 10% broken				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.30.14	- - - More than 10% but not more than 25% broken				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.30.19	- - - Other				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.30.20	- - Parboiled rice				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.30.30	- - Glutinous rice (<i>pulot</i>)				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.30.40	- - Basmati rice				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	0

LA 1006.30.50	- - - Thai Hom Mali rice				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.30.61	- - - Whole				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.30.62	- - - Not more than 5% broken				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.30.63	- - - More than 5% but not more than 10% broken				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.30.64	- - - More than 10% but not more than 25% broken				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.30.69	- - - Other				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1006.40.00	- Broken rice				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1207.10.00	- Palm nuts and kernels		agro-based		S	IL	20		20	15	10	8	5	3	1	0	0
LA 1207.50.00	- Mustard seeds		agro-based		S	IL	20		20	15	10	8	5	3	1	0	0
LA 1207.60.00	- Safflower seeds		agro-based		S	IL	20		20	15	10	8	5	3	1	0	0
LA 1207.99.10	- - - Kapok seeds		agro-based	SL	S	IL	20		20	15	10	8	5	3	1	0	0
LA 1207.99.90	- - - Other		agro-based	SL	S	IL	20		20	15	10	8	5	3	1	0	0
LA 1212.99.11	- - - - For sowing				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1212.99.19	- - - - Other				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	5	0
LA 1212.99.90	- - - Other				S	IL	5		5	5	5	5	5	5	5	5	0
LA 2401.30.10	- - Tobacco stems				S	IL	10		10	8	7	6	5	3	1	0	0
LA 2401.30.90	- - Other				S	IL	10		10	8	7	6	5	3	1	0	0

Indonesia's 2007 CEPT Package

CC	AHTN Code (ver.2007)	Description	Priority Integration in Sector	Negative List	Status	MFN Tariff Rates (dated Nov 2006)	CEPT Rates 2007
ID	1006.10.00.00	-Rice in the husk (paddy or rough)			S (HSL)	Rp 450/kg	HSL
ID	1006.20.10.00	--Thai Hom Mali rice			S (HSL)	Rp 450/kg	HSL
ID	1006.20.90.00	--Other			S (HSL)	Rp 450/kg	HSL
ID	1006.30.15.00	---Thai Hom Mali rice			S (HSL)	Rp 450/kg	HSL
ID	1006.30.19.00	---Other			S (HSL)	Rp 450/kg	HSL
ID	1006.30.20.00	--Parboiled rice			S (HSL)	Rp 450/kg	HSL
ID	1006.30.30.00	--Glutinous rice (pulot)			S (HSL)	Rp 450/kg	HSL
ID	1006.30.90.00	--Other			S (HSL)	Rp 450/kg	HSL
ID	1006.40.00.00	-Broken Rice			S (HSL)	Rp 450/kg	HSL
ID	1701.11.00.10	---ICUMSA minimal 1200			S (HSL)	Rp 550/kg	HSL
ID	1701.11.00.90	---Other			S (HSL)	Rp 790/kg	HSL
ID	1701.12.00.00	--Beet sugar			S (HSL)	Rp 790/kg	HSL
ID	1701.91.00.00	--Containing added flavouring or colouring matter			S (HSL)	Rp 790/kg	HSL
ID	1701.99.11.00	-----White			S (HSL)	Rp 790/kg	HSL
ID	1701.99.19.00	-----Other			S (HSL)	Rp 790/kg	HSL
ID	1701.99.90.00	-----Other			S (HSL)	Rp 790/kg	HSL

2009（平成21）年 8 月24日 印刷・発行

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料 第8号

平成20年度カントリーレポート

韓国，インドネシア

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

電 話 東京（03）6737-9000

F A X 東京（03）6737-9600

印刷・製本 株式会社美巧社